ふくい産業支援センター
頑張る企業のための事業活用ガイドブック
ご利用にあたって

このガイドブックは、当センターをご利用になる際の「手引書」として、各種支援施策・イベント等を幅広く紹介したものです。

ご注意

1. 当ガイドブックでは、支援施策の概要を紹介しています。詳細につきましては、各支援内容のページ下部に「問い合わせ先」を記載していますので、ご利用ください。
2. 掲載されている施策は、項目・要件・申請時期などが変更される場合もありますので、ご利用の際にはご確認ください。
3. ここで紹介する各種施策について、中小企業および小規模企業とは以下の者を指します。

【中小企業の定義】

業　種　分　類	中小企業基本法の定義
製造業・その他	資本金3億円以下　又は　従業員者数300人以下
卸　売　業	資本金1億円以下　又は　従業員者数100人以下
小　売　業	資本金5千万円以下　又は　従業員者数　50人以下
サービス業	資本金5千万円以下　又は　従業員者数100人以下

【小規模企業者の定義】

業　種　分　類	中小企業基本法の定義
製造業・その他	従業員20人以下
商業・サービス業	従業員　5人以下

※ 上記に掲げた中小企業の定義は、中小企業政策における基本的な政策対象の範囲を定めた「原則」であり、法律や制度によって「中小企業」として扱われる範囲が異なることがあります。各種制度をご利用になる場合は、制度担当者にご確認ください。

頑張る企業の皆さんの意欲的な取り組みを支援します。

ふくい産業支援センターのご紹介

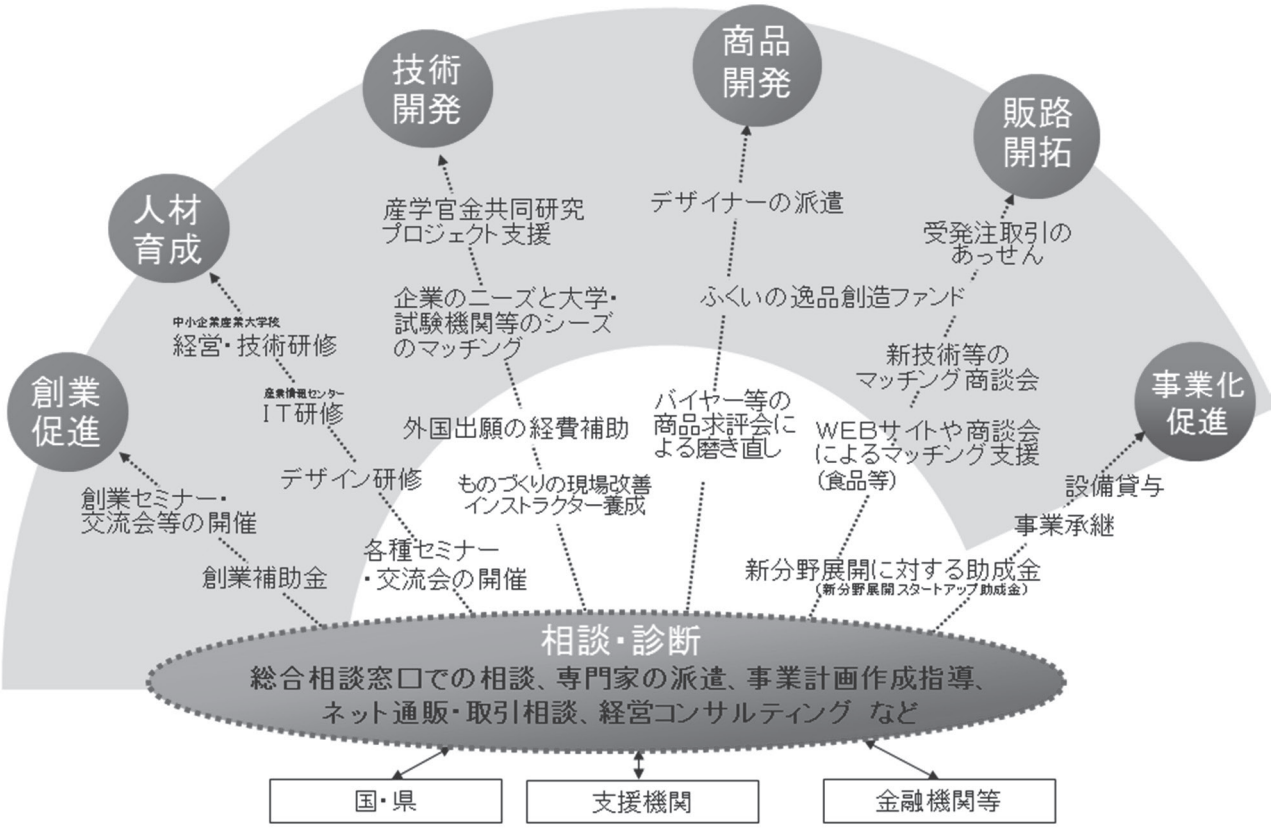
- **本県の中核的支援機関として、他の支援機関等(※)と連携 しながら、企業の経営課題に対応した支援を行います。**

  ※福井県の中核的支援機関として認定を受け、商工会議所・商工会、中小企業団体中央会ほか、県工業技術センターや金融機関、業界団体などと連携しながら事業を行っています。

- **地域、業種、会員等の区別なく、県内で事業を営まれる中小企業の方ならどなたでもご利用いただけます。**

- **県内外の専門家や職員が有する技術、デザイン、IT等の専門機能を活用して、創業の促進、人材育成、技術開発、新商品開発、販路開拓などを総合的にサポートします。**

主な支援事業の全体像



経営に関する様々なご要望にお応えします！

相談したい

各種相談窓口のご紹介・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ　１　総合相談概要

新分野への進出や経営改善に向けて相談したい・・・・・・・Ｐ　２　① 総合相談窓口での相談

自社の近くで総合的な経営相談したい ・・・・・・・・・・・Ｐ　３　② よろず支援拠点サテライト相談

新事業展開について自社の近くで相談したい ・・・・・・・Ｐ　３　③ 新事業展開ワンストップ相談会

専門的でより具体的な相談をしたい・・・・・・・・・・・・Ｐ　４　④ 専門家の派遣

経営状況の診断を受けたい・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ　４　⑤ 経営コンサルティング

事業承継について相談したい・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ　５　事業承継のご相談

事業計画書作成のアドバイスを受けたい・・・・・・・・・・Ｐ　６　中小企業経営強化法

新規事業や設備導入の資金を調達したい

事業承継の準備に対して助成を受けたい・・・・・・・・・・Ｐ　７　ふるさと企業経営承継円滑化

観光客の受入れ態勢の改善に対して助成を受けたい・・・・・Ｐ　８　おもてなし産業魅力向上支援

店舗改装や設備導入に対して助成を受けたい・・・・・・・・Ｐ　９　ふくいの老舗企業チャレンジ応援

経営多角化や事業転換に対して助成を受けたい・・・・・・・Ｐ　９　ふるさと企業育成ファンド

（同ファンドには、県内ものづくり企業に就職を希望している理工系大学院生への修学資金貸与事業もあります）

地域資源を活用した商品開発等に対して助成を受けたい・・・Ｐ１１　ふくいの逸品創造ファンド

設備導入にあたり、リースや割賦制度を活用したい・・・・・Ｐ１２　小規模事業者等 設備貸与

※県内の融資制度・助成制度等はＰ４１に掲載

デザイン開発をしたい

商品開発や販売促進のためのデザイン支援を受けたい・・・・Ｐ１３　デザイン事業概要

デザイナーから商品開発の助言がほしい・・・・・・・・・・Ｐ１４　① デザイナー派遣

最新のデザインについて知り、課題への助言がほしい・・・・Ｐ１４　② グループカウンセリング

ブランド創出や新商品開発に取り組みたい・・・・・・・・・Ｐ１４　③ 産地新ブランド創出・流通サポート

福井ものづくりキャンパスを活用した展示会をしたい・・・・Ｐ１４　④ デザインラウンジ交流事業

販路開拓をしたい（取引の適正化含む）

取引の相手（受注企業、発注企業）を探したい・・・・・・・・・ Ｐ１５　取引先の紹介・あっせん

自社製品をＷＥＢ上でＰＲし
県内外発注企業との取引をしたい・・・・・・・・・・・・ Ｐ１６　福井県元気企業ＷＥＢサイト

商談会や展示会への出展などの情報がほしい・・・・・・・・・・ Ｐ１６　商談会・展示会の開催情報の提供

技術や特徴ある製品を生かして大手展示会で販路開拓をしたい ・Ｐ１７　新技術・新工法商談会の出展支援

自社商品（食品）の販路開拓の支援を受けたい・・・・・・・・ Ｐ１８　ふくいの食品戦略的販路拡大支援

受注取引上に生じた法律上トラブルの相談がしたい ・・・・・・Ｐ１９　下請かけこみ寺

アジア市場への販路開拓について相談や情報収集をしたい ・・・Ｐ２０　ふくい貿易促進機構 各拠点の運営

産学官連携による研究や製品開発を進めたい

保有技術や意匠・商標について海外での特許権等を取得したい・ Ｐ２１　中小企業等外国出願支援

国際感覚を有する技術者育成や、世界への本県技術の
発信・ＰＲする上で支援を受けたい・・・・ Ｐ２２　次世代技術国際発信支援

産学官等連携により事業化を目指した研究開発をしたい・・・・ Ｐ２３　産学官共同研究
プロジェクトの支援

技術開発に関する産学官連携の研究動向を知りたい・・・・・・ Ｐ２４　「テクノふくい」の発行

人材の育成を図りたい

企業の研修・講座のご紹介（経営・技術・ＩＴ・デザイン）・・ Ｐ２５　人材育成概要

マネジメントやマーケティングなど
幅広い分野の知識向上を図りたい《中産大》・・・・・ Ｐ２６　経営管理コース

繊維・眼鏡・機械等の技術向上を図りたい《中産大》・・・・・ Ｐ２６　工業技術コース

自社にあった研修の企画・運営をしたい・・・・・・・・・・・ Ｐ２６　企業内研修のサポート

インターネット商取引のノウハウに関する研修や
ソフトの操作研修などでＩＴ活用力の向上を図りたい・・・ Ｐ２７　ＩＴ研修《産業情報センター》

デザインマネジメントや商品開発手法などを習得したい・・・・ Ｐ２８　デザイン研修《デザインセンター》

生産現場の業務改善等の助言・指導を行う人材がほしい・・・・ Ｐ２９　福井ものづくり改善
インストラクタースクール

創業したい

先輩起業家との交流や創業の課題解決への助言を受けたい ・・・Ｐ３０　創業のお手伝い

ＩＴを活用したい

セミナーや開発イベントでIoT・AIを活用したい ・・・・・・ Ｐ３１　IoT・AIなど次世代技術の活用促進

実践的なセミナーでWeb販売における知識を学びたい・・・・ Ｐ３２　Web販売人材の育成

ネット通販で売上拡大を図りたい ・・・・・・・・・・・・・・Ｐ３３　ネット通販・取引支援センター

県内の学生等を対象にした
プログラム等の作品公募について知りたい・・・・・・・・ Ｐ３４　ふくいソフトウェア
コンペティション

情報を収集したい

当センターが発行している情報誌を読みたい・・・・・・・・・ Ｐ３５　情報誌 F-ACT（ファクト）

当センターの事業や新しい情報が知りたい・・・・・・・・・・ Ｐ３５　ホームページによる情報提供

福井の企業支援施策をネット上で確認したい・・・・・・・・・ Ｐ３６　ポータルサイト「ふくいナビ」

新商品や新規事業をメディアを通じて認知度アップしたい・・・ Ｐ３６　メディア向け
プレゼンテーション会の開催

施設を利用したい

産業情報センターの施設を利用したい・・・・・・・・・・・・ Ｐ３７　福井県産業情報センター

産業情報センター嶺南支所の施設を利用したい・・・・・・・・ Ｐ３９　福井県産業情報センター 嶺南支所

中小企業産業大学校の施設を利用したい・・・・・・・・・・・ Ｐ４０　福井県中小企業産業大学校

【資　料】

県・市町の融資制度・助成制度等ご紹介・・・・・・・・ Ｐ４１

お問い合せ先一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・ Ｐ８９

総 合 相 談

企業が抱える様々な経営課題にお応えする総合相談窓口を開設しています。また、中小企業診断士をはじめ各分野の専門家等が、指導・助言を行うなど、相談者のニーズに合わせて課題解決に取り組みます。

経営の様々な課題・悩みにお応えします

《こんな課題にお応えします》

- ○創業準備、創業手続きに関するご相談
- ○新商品開発や新規事業展開の進め方
- ○特許やISO取得などの必要な手続き
- ○生産効率化や現場改善など
- ○今後の経営戦略に関するお悩み
- ○その他、様々な経営課題

新分野への進出や経営改善に意欲的に取り組む企業への助言等

（福井県産業情報センターや県内各地での窓口相談（無料））

① 総合相談窓口での相談

職員とIT、マーケティング、技術の専門家（曜日替わり）が、支援施策の紹介やアドバイスを行います。

専門的でより具体的な相談

② よろず支援拠点サテライト相談
③ 新事業展開ワンストップ相談会

国が選定したコーディネーターが、県内各地で様々な経営課題等に対し助言・指導・提案を行います。

企業診断とコンサルティング

④ 専門家の派遣

複数回にわたり企業での指導・助言が必要な経営課題に対して、各分野の専門家を派遣します。

④ 経営コンサルティング

企業診断を実施するとともに、課題克服に向けて継続的なコンサルティングを行います。

このほか以下の相談にお応えします。

- ■ デザインを活用した商品開発　⇒P13「デザイン支援」
- ■ 下請取引適正化に関する相談　⇒P19「取引適正化」
- ■ 産学官共同研究に関する相談　⇒P23「産学官金共同研究プロジェクトの支援」
- ■ 社員研修に関する相談　⇒P25「人材育成」

※どこに相談したらよいかわからない場合には「①総合相談窓口」へご連絡ください。

問い合わせ先
ふるさと産業支援部 総合相談窓口
TEL 0776-67-7400　FAX 0776-67-7429

① 総合相談窓口での相談

中小企業診断士等の資格を持つコーディネーターと各事業の担当職員が、各々の専門分野を生かして様々なお悩みにお応えします。

～何かお困りのことがありましたらお気軽にご相談ください～

相談時間 毎週月曜日～金曜日（祝日、年末年始は休み）
午前9時～午後5時

相談場所 福井県産業情報センター（丸岡）
3階　総合相談窓口

※ 先約等により対応困難な場合がありますので、事前にご予約をお願いします。



総合相談コーディネーター紹介

月曜日	水曜日	金曜日
事業計画作成、ＩＴ活用	経営全般、マーケティング	技術、品質管理、生産改善
中小企業診断士、ＭＢＡ	中小企業診断士、宅地建物取引主任者	中小企業診断士、技術士


北島CD


佐々木CD


津田CD


松田CD


佐治CD


淺澤CD

※原則、毎週月、水、金曜日にコーディネーターを設置。その他の曜日は職員が対応します。

［ ｺｰﾃﾞｨﾈｰﾀｰ勤務予定表 ］当センターHP（http://www.fisc.jp/）右上に“ 窓口担当 ”と入力して検索

問い合わせ先
ふるさと産業支援部 総合相談窓口
TEL 0776-67-7400　FAX 0776-67-7429

「嶺南サテライトオフィス」でも専門家の相談を受けられます

アクアトム（敦賀市）２階に開設したサテライトオフィスを拠点として、専門家相談や企業訪問による各種制度の情報発信等を行っています。

火曜日	木曜日	
生産管理、６次産業化支援ほか	［第１、第３週］ 経営ビジョン作成、観光・まちづくり支援ほか	［第２、第４週］ 生産効率化、マーケティングほか
中小企業診断士	中小企業診断士、社会保険労務士、国内旅行業務取扱管理者	中小企業診断士

問い合わせ先
嶺南サテライトオフィス（アクアトム2階）
TEL 0770-22-0031　FAX 050-3737-3598

② よろず支援拠点サテライト相談

単独の支援機関では十分に解決できない経営相談に総合的・先進的経営アドバイスを行う「よろず支援コーディネーター」が、県内各地において無料のサテライト相談会を開設します。


酒井チーフコーディネーター

［チーフコーディネーター］ 酒井 恒了 ［経営全般、支援のコーディネート］

［コーディネーター］
宇田川 静夫［経営戦略、改善計画、IT導入支援］
藤田　順一 ［商品開発、HP作成支援］
西山　雅彦 ［デザインディレクター］
田中　佳子 ［料理家、飲食店運営支援］
増田　建　 ［弁理士］
市川　徹　 ［弁護士］
【新】竹長　妙　［税理士］
【新】木村　秀之 ［中小企業診断士］
【新】藤野　恵子 ［中小企業診断士］
【新】吉川　健彦 ［行政書士、海外販路開拓］
【新】水野　美紀 ［デザイナー］

問い合わせ先	よろず支援拠点 TEL 0776-67-7402　E-MAIL yorozu@fisc.jp ［ よろず支援拠点サテライト相談所予定表 ］ 当センターHP（http://www.fisc.jp/）右上に“よろず”と入力して検索

③ 新事業展開ワンストップ相談会

お近くの金融機関等で、新たな事業の展開や経営に関する日常的な課題等を一括してご相談していただける出張窓口を開催します。

開催回数	年12回（予定）	開催場所	金融機関等
費　用	無料		
対　象	○新事業展開に取り組む（予定）企業 ○経営全般にわたる諸課題を抱えている企業		
相談員	コーディネーター、産業支援センター職員		
申　込	○事前のお申し込みをお願いします。 ※当センターホームページからも申込できます。		

活用ポイント

・お近くの金融機関等を会場として、現在抱えている諸課題・問題について、専門家から助言が受けられます。
・相談後は、必要に応じて専門家派遣事業など他の施策に繋げ、継続して諸課題・問題の具体的解決を図ることが出来ます。

相談内容

○ 事業承継・経営全般
　販路開拓、事業承継等、経営全般について助言・アドバイスや支援事業についての説明します。
○ 経営革新
　経営革新計画の認証を受けたいと考えている企業に対して、計画の作成指導等を行います。
○ 創業・開業
　創業準備、事業計画書の作成指導、また創業間もない企業が抱える諸課題への助言を行います。
○ 新事業展開
　経営資源を活かした新分野展開への助言。助成金、専門家派遣等の支援事業の説明を行います。

問い合わせ先	ふるさと産業支援部　総合相談・コンサルグループ TEL 0776-67-7425　FAX 0776-67-7429

④ 専門家の派遣

それぞれの分野に精通した知識や経験を有する民間の専門家を企業に派遣し、適切で具体的な助言・指導を行います。

登録専門家

- 税理士
- 司法書士
- 技術士
- 社会保険労務士
- 経営コンサルタント
- 商業デザイナー
- ITコーディネーター
- エネルギー管理士
- 中小企業診断士
- 建築士　など

費　　用

専門家謝金1回あたり40,000円以内のうち1/2が企業負担となります。
（嶺南地域の対象企業は、1/4負担となります）

利 用 回 数

派遣上限は10回まで
但し、サービス産業における生産性の向上を図るグループの課題への派遣は20回まで
※派遣回数は専門家と協議してください。

対　　象

創業予定者、中小企業・組合・NPO等で具体的な経営課題をお持ちの方およびサービス産業における生産性の向上を図るグループ
※お申込み後に、書類の審査を行わせていただきます。
お申込みから、審査、派遣決定まで、約3週間が必要です。

活用ポイント

- 約100人の専門家が登録しているため幅広い分野でご活用いただけます。
  ※登録専門家の情報は、当センターホームページでご覧いただけます。
- 少額の費用負担で専門的なアドバイスを受けられます。
- H29より生産性の向上に取り組むサービス産業等のグループへの専門家派遣を拡充しました。

専門家派遣までの流れ

※派遣要請書および派遣実施計画書は、ホームページよりダウンロードできます。
［アドレス］ http://www.fisc.jp/consult/expert/

1. まず、お問合せを（電話・メール）
2. 専門家の選定
3. ○派遣要請書を作成 ○派遣計画書を作成（専門家と具体的なスケジュールを協議してください）
4. 事前連絡のうえ提出
5. 提出された書類を審査し企業の自己負担額を決定
6. 派遣決定通知書を送付 同時に納入通知書を発行
7. 納入通知書に従い自己負担額をご入金ください
8. ご入金確認後 専門家を派遣します

また、「ミラサポ（未来の企業☆応援サイト）」を利用した専門家派遣（中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業）も行っております。［アドレス］ https://www.mirasapo.jp/specialist/index.html

⑤ 経営コンサルティング

5S診断、工場診断、従業員アンケート等の「簡易診断」、全社的な現状分析・課題の抽出・改善策の提案を行う「企業診断」、課題克服や改善策の実行をサポートする「コンサルティング」を行います。

企　業　診　断

- ◆ **現状分析**　外部・内部環境分析、SWOT分析
- ◆ **課題の整理・抽出**　事業・組織・財務・教育など
- ◆ **戦略案の策定・課題解決策の提案**

コンサルティング

- ◆マーケティングや生産性向上などの課題解決をサポート

活用ポイント

- 個々の状況に応じた、多岐にわたるオーダーメイドの支援を受けることができます。
- 問題解決に向けて、継続的なフォローを受けることが可能です。

※企業診断には、応分の自己負担をお願いしています。

ご相談に応じてお見積りいたします。

問い合わせ先	ふるさと産業支援部　総合相談・コンサルグループ TEL　0776-67-7425　FAX　0776-67-7429

事業承継のご相談

事業承継のお悩みに、専門スキルを持つ事業承継コーディネーターや士業専門家・機関等がチームで対応します。

事業承継コーディネーター紹介

［承継コーディネーター］
（中小企業診断士）
竹川　充

○ 相談対応、支援チームのコーディネート　等



［サブコーディネーター］（税理士）
○ 税務相談対応　等

［ブロックコーディネーター］
（中小企業診断士）
○ 各地域での相談対応　等

［嶺北ブロック］
勝木　隆世志



［嶺南ブロック］
前野　壽伸



対　　象	・後継者候補がいない、 ・後継者に事業をうまく引き継ぎたい、 ・企業価値の客観的な評価がほしい　・・・ 等々、事業承継でお悩みの経営者、後継者
費　　用	無料
申　　込	まずは下記の問合せ先までお電話ください。

※ 事業承継についての助成制度をP.7でご紹介しています。

活用ポイント

・事業承継を支援する47機関（H30.4現在）で構成する「福井県事業承継ネットワーク」が連携して、中小企業の事業承継を支援します。

・専門のスキルを持った事業承継コーディネーターが、必要に応じて税理士、弁護士等の専門家、や金融機関、M＆Aのサポート機関等と連携を取りながら、課題解決をチームで進めます。

支援内容

○企業の課題のうち、必要に応じてチームを編成して支援を行います。
《支援チームの例》
・税理士（相続税や事業価値査定等）
・弁護士（親族間の法的課題）
・金融機関（承継後の財務的ｻﾎﾟｰﾄ）
・事業引継ぎセンター（M&A支援）　等々
※承継COがコーディネートします。

○県産業情報センター（丸岡町）での窓口相談や各地での移動相談会も開催します。

福井県事業承継ネットワークとは

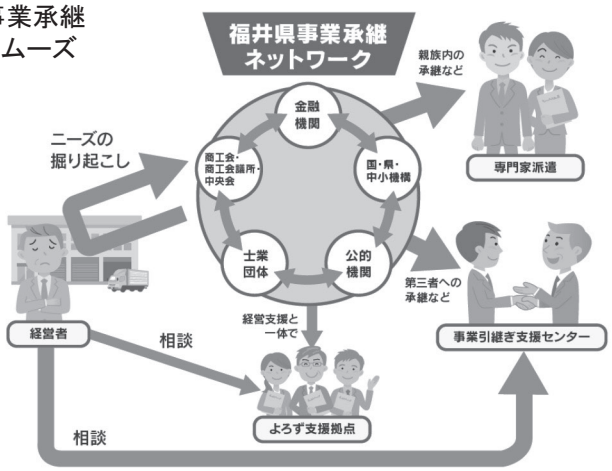
福井県および（公財）ふくい産業支援センターでは、県内企業の事業承継を支援する47機関で構成する「福井県事業承継ネットワーク」を運営しています。各機関が連携してスムーズなバトンタッチのお手伝いをします。

○支援情報の提供（ポータルサイト運営など）

○バトンタッチを準備するための啓発セミナーの開催

○県内の企業・業界の実態把握のための調査等情報収集

○各機関で「事業承継診断」を実施



問い合わせ先

事業承継ｺｰﾃﾞｨﾈｰﾀｰ （ふるさと産業支援部 総合相談・コンサルグループ内）
TEL　0776-67-7422　　FAX　0776-67-7429
【事業承継ポータルサイト】 http://www.fisc.jp/sho_k/

経営強化法による支援をバックアップ

新たな事業活動を支援する経営革新や新連携、本業の成長を支援する経営力向上などの事業計画書作成のアドバイスを行っています。経営革新や新連携の承認、経営力向上計画の認定を受けると、さまざまな支援措置を受けることができます。

① 経営革新計画申請の支援

事業計画書の書き方をアドバイス！

経営革新とは、経営環境の変化に対応し将来にわたって企業を発展・成長させていくため、「事業者が新事業活動を行うことにより、その経営の相当程度の向上を図ること」です。

経営革新計画として福井県から承認を受けることで、資金調達などの際に融資や信用保証の特例など、多様な支援策を受けることができます。

新事業活動とは

① 新商品の開発または生産
② 新役務の開発または提供
③ 商品の新たな生産又は販売の方式の導入
④ 役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動

② 新連携申請の支援

事業計画書の書き方をアドバイス！

新連携とは、異分野の事業者が有機的に連携し、その経営資源を有効に組み合わせて、新事業活動を行うことにより新たな事業分野の開拓をはかることです。

事業計画が新連携となりうると国から認定をうけることで、資金調達などの際に融資や信用保証の特例など、多様な支援策を受けることができます。

※ 経営資源：設備、技術、個人の有する知識及び技能その他の事業活動に活用される資源。

③ 経営力向上計画申請の支援

事業計画書の書き方をアドバイス！

経営力向上計画とは、人材育成、コスト管理等のマネジメントの向上や 設備投資など、自社の経営力を向上するために実施する計画です。

事業計画が経営力向上計画となりうると国から認定をうけることで、資金調達などの際に多様な支援策を受けることができます。

問い合わせ先

ふるさと産業支援部　総合相談・コンサルグループ
TEL 0776-67-7425　FAX 0776-67-7429

ふるさと企業経営承継円滑化事業

後継者が継ぎたくなるような事業への改善や、事業承継の準備に必要な企業価値の評価に伴う費用の一部を助成します。

団塊世代の経営者が引退時期を迎えるなか、全国的に事業承継が課題となっています。
本県においても経営者層の高齢化が進んでおり、今後、中小企業の廃業の増加に伴い県内の経済動向や雇用環境などへの影響が懸念されています。
そこで、県内小規模企業者や中小企業者を対象に、事業の改善や企業価値評価に伴う費用の一部を助成します。

① 事業改善型

事業内容	後継者が引き継ぎたくなるような事業への改善（店舗等の改装や設備の導入など）に要する費用の一部を助成
対象者	経営者が60歳以上の県内中小企業、または経営者が60歳以上の県内中小企業者を合併・買収する中小企業
補助率	2/3以内
補助上限額	300万円　※ 助成後3年間以内に承継しないときは補助金を返還していただきます。
募集期間	4月25日（水）～5月31日（木）

活用ポイント

◆後継者のため既存事業の改善や育成をはかりたい経営者向けです。

◆60歳以上の経営者は、是非ご検討ください。

② 承継準備型

事業内容	親族外継承の準備に必要な企業価値の評価に伴う経費の一部を助成
対象者	経営者が60歳以上の中小企業、 またはそのような中小企業を買収する企業
補助内容	【小規模企業】 補助率：2/3以内、補助上限額：20万円/社 【中小企業（小規模企業を除く）】 補助率：1／2以内、補助上限額：150万円/社
募集期間	随 時

活用ポイント

◆親族以外の人に事業承継をする予定の経営者向けです。

◆60歳以上の経営者は、是非ご検討ください。



次世代につなげよう！
あなたの『大事な会社』

問い合わせ先
ふるさと産業支援部　資金支援グループ
TEL　0776-67-7406　FAX　0776-67-7429

おもてなし産業魅力向上支援事業

県外からの観光客等の受入れ態勢の改善等について、店舗の改装や設備導入、新商品開発など、観光客向けの新たな取り組みに対し、その費用の一部を助成します。

５年後に迫った北陸新幹線敦賀開業時に訪れる多くの観光客やビジネス客が、本県に対して良いイメージを持ってもらうことは、リピーターの獲得や新たな誘客につながるために不可欠なことです。

そのため、高速交通開通アクション・プログラムのエリア、および各エリアをつなぐ幹線道路沿いのおもてなし店舗等における、観光客等の受入れ態勢の改善等に関する新たな取り組みについて助成を行います。

活用ポイント

◆北陸新幹線敦賀開業や中部縦貫道開通など交通インフラの整備はビジネスチャンスでもあります。

◆県外からの観光客やビジネスマンなどをターゲットとする商品開発や店舗改装などに適する補助金です。

① 店舗・施設改装、設備導入



事業内容	街中、観光地の賑わいづくり、観光客に対応するための店舗改装、空き店舗の活用などについて助成を行います。
対象者	県内に事業所を有する創業１年以上の中小企業者で、主に観光客に対して商品等を提供している事業者。 ※みなし大企業やフランチャイズ契約は除く。
補助率	2/3以内
補助上限額	300万円
募集期間	４月25日（水）～５月31日（木）

② 商品の開発



事業内容	地域性やお持ち帰りなどを考慮した菓子等、観光客向けの土産品等の開発について助成を行います。
対象者	県内に事業所を有する創業１年以上の中小企業者で、主に観光客に対して商品等を提供している事業者。 ※みなし大企業やフランチャイズ契約は除く。
補助率	2/3以内
補助上限額	200万円
募集期間	７月頃

問い合わせ先
ふるさと産業支援部　資金支援グループ
TEL　0776-67-7406　FAX　0776-67-7429

ふくいの老舗企業チャレンジ応援事業

創業から３０年以上経過した小規模事業者が行う、事業用建物の改装および設備導入など事業の継続に必要な取り組みについて、費用の一部を助成します。

活用ポイント
◆創業歴30年以上の店舗は老舗です。
◆小さくても地元住民にとって大切なお店。成長にチャレンジ！



● 店舗・施設改装、設備導入

対　象　者	県内に主たる事業所を有する小規模企業者で、創業から30年以上を経過しており、主に県内の一般消費者に対して自社独自の商品やサービスを提供している事業者 ※みなし大企業やフランチャイズ契約を受けて事業を行っている方は除く。
補　助　率	2/3以内
補助上限額	300万円
募 集 期 間	4月25日（水）～5月31日（木）

ふるさと企業育成ファンド

中小企業の新分野展開を支援する①「新分野展開スタートアップ支援」と、②創業を促す「創業支援」、③県内企業への技術人材の就職を促進する「ものづくり人材育成修学資金貸与」の3事業を実施しています。

ふるさと企業育成ファンド とは？

平成23年度に県内産業の元気再生を図ることを目的として、県内金融機関と県が協力して「ふるさと企業育成ファンド」を創設しました。その運用益により、中小企業の新分野展開を支援する「新分野展開スタートアップ支援事業」と、創業者を対象とする「創業支援事業」、県内企業への技術系人材の就職を促す「ものづくり人材育成修学資金貸与事業」の3つの事業を実施しています。平成23年から10年間継続して実施する計画です。

『ふるさと企業育成ファンド』の体系

県内金融機関と協力して創設する地域独自のファンド



問い合わせ先　ふるさと産業支援部　資金支援グループ
TEL　0776-67-7406　FAX　0776-67-7429

① 新分野展開スタートアップ支援事業

本県の中小企業者が持続的な成長を目指して経営の多角化や事業転換に取り組む場合に、設備や販路開拓等にかかる経費の一部を助成し、新分野への進出を支援します。

事業内容	既存事業の経営資源を活用した経営の多角化や事業転換を行う新たな取り組み
対象者	県内に主たる事業所があって1年以上の事業実績があり、過去3年間の平均または前事業年度の売上額が年間10億円未満の中小企業者・個人事業者・事業協同組合
補助率	2/3以内
補助上限額	100万円～1，000万円
募集期間	5月10日（木）～6月20日（水）

活用ポイント

◆既存事業の経営資源を活かし、新たな事業分野にも進出したい企業向けです。

◆新商品等の開発費および販路開拓費、建物修繕費や機械装置購入費などが対象です。

※ なお本事業では、金融機関、商工会議所または商工会、産業支援センターで構成する支援チームが助言などのサポートをして、事業計画の実現を応援します。

② 創業支援事業

事業内容	創業者が行う地域の需要や雇用を創出する取り組み組に対して、店舗等の賃料や広報費用など、起業・創業に必要な経費の一部を助成
対象者	5年以内（開業日がH26年 4月1日以降）の創業者、創業予定者
補助率	2/3以内
補助上限額	200万円
募集期間	7月23日（月）～8月31日（金）

活用ポイント

申請にあたり、市場での新規性や成長性、さらに実現の可能性などのお考えを整理した事業 計画が重要です。
当センターでは事業計画書の書き方等もアドバイスしています。

③ ものづくり人材育成修学資金支援

事業内容	県内外の理工系大学院（修士課程・博士課程）に在学し、県内のものづくり企業に就職を希望している学生に対して、修学資金を貸与します。
対象者	全国の理工系大学院生
貸与金額	月額6万円
返納免除	県内に本社または生産拠点を有するものづくり企業に就職し、継続して7年間勤務。
募集期間	3月5日（月）～4月20日（金）

問い合わせ先	ふるさと産業支援部　資金支援グループ TEL　0776-67-7406　FAX　0776-67-7429

ふくいの逸品創造ファンド事業

県内企業が、地域資源を活用した商品開発および販路開拓の新たな取り組みについて、その費用の一部を助成します。

県内の産業が長年にわたって培ってきた技術、越前・若狭の豊かな海山の農林水産物、さらに本県の歴史や伝統、観光資源などは、福井県の特色となる地域資源です。

こうした地域資源を活用して、創意工夫のある新商品や新サービスを開発・販売をする新たな取り組みに対して、その費用の一部を助成します。

活用ポイント

◆地域資源とは、本県の特産品や伝統技法、地場産業の独自技術、自然や歴史遺産などです。

◆地域資源(福井の強み)を活かして、顧客ニーズをつかんだ新商品開発・販路開拓の事業に適応します。

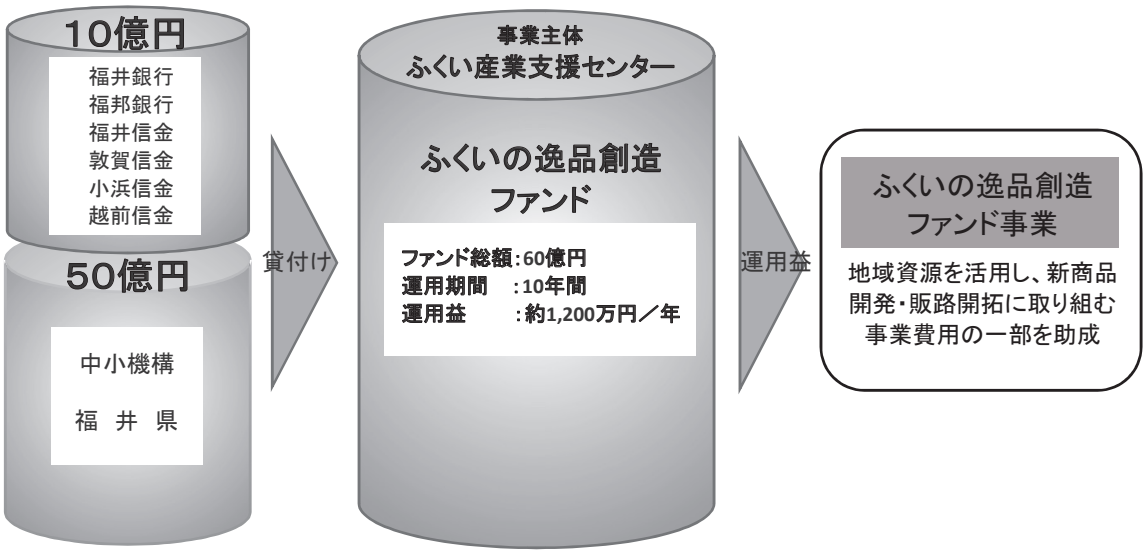


● 新商品開発・販路開拓

対象者	県内に主たる事業所がある中小企業・個人事業者・農業協同組合・LLP等で、地域資源を活用して新商品の開発・販売に取り組もうとする事業者
補助率	1/2以内
補助上限額	200万円
募集期間	7月頃

『ふくいの逸品創造ファンド』の体系

県内金融機関と協力して創設する地域独自のファンド



問い合わせ先
ふるさと産業支援部　資金支援グループ
TEL　0776-67-7406　FAX　0776-67-7429

小規模企業者等 設備貸与事業

小規模企業者等が経営の革新などのために導入を希望する設備機械等を、当センターがメーカーや商社から購入し、小規模企業者等に対して割賦販売またはリースをすることで必要な設備導入をご支援します。

● 事業の概要

活用ポイント
- ◆信用保証枠や借入枠とは無関係なので、運転資金などの資金調達力に余裕ができます。
- ◆公的機関の国の制度ですので安心です。

対象者

①小規模企業者
- ・製造業、建設業、運送業等は、従業員数20人以下
- ・商業、サービス業は従業員数5人以下

※ 従業員50人以下で一定要件を満たす企業は利用できる場合があります。

②1カ月以内に事業を開業もしくは2カ月以内に会社の設立計画を有する創業者

※ 商工会や商工会議所の経営指導員の指導を6カ月以上受けている必要があります。

対象設備

県内に設置する新品設備。

※ 車両の場合は、事業に供する特殊車両等および緑・黒ナンバー車両が対象で、割賦販売制度での取り扱いとなります。

※ 建設機械等の移動が容易なもの（車両を除く）、屋外にあるもの、消耗が激しいもの等は、別途不動産担保の提供が必要です。

※ 既に納入済みの設備は本制度の対象にはなりません。

申込受付日

毎月（3月除く）2回受付

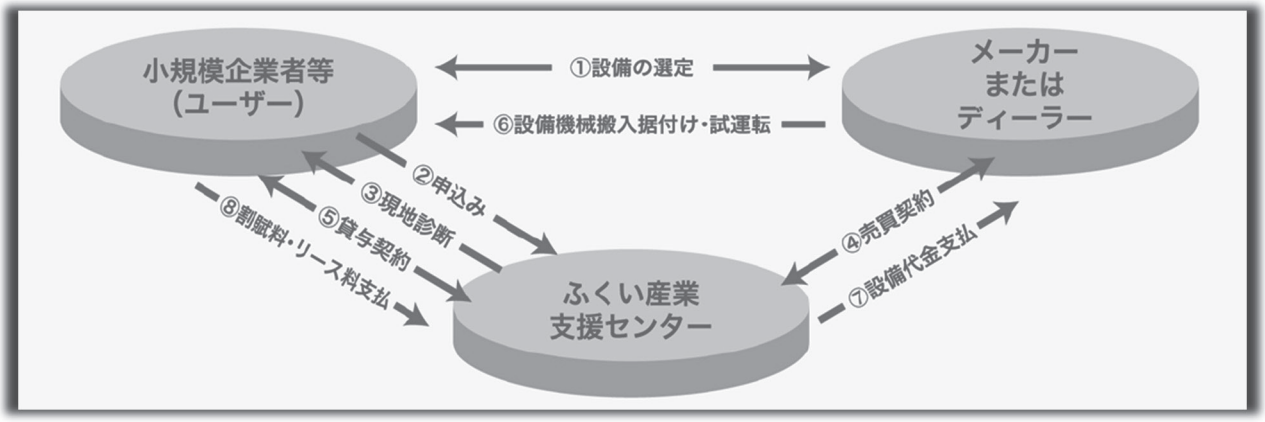
割賦制度

貸与限度額：100万円以上1億円以下
貸与期間　：3年～10年間 ※法定耐用年数以内
支払方法　：6カ月据置の月賦または半年賦支払
保証金　　：貸与価格の10%
料　率　　：割賦損料率
　3～ 6年＝1.6%
　7～10年＝1.7%

リース制度

貸与限度額：100万円以上1億円以下
貸与期間　：3年～10年間 ※法定耐用年数以内
支払方法　：引渡日の翌月より毎月支払い
料　率　　：月額リース料率

3年：2.949%	7年：1.358%
4年：2.254%	8年：1.206%
5年：1.830%	9年：1.089%
6年：1.553%	10年：0.996%



問い合わせ先

ふるさと産業支援部　資金支援グループ
TEL　0776-67-7406　FAX　0776-67-7429

商品開発や販売促進のためのデザイン支援

売れる商品開発や販売促進、店舗設計など、マーケティングの重要な要素としてのデザイン支援について、経験豊富なデザイナーが実践的指導、助言を行います。

デザイン※のご相談、お受けいたします

※ 造形・意匠・図案という範囲に留まらず、「デザイン」の創造力・構想力を駆使して様々な課題解決を図っていきます。生活者目線で商品開発を進め、一貫した手法で市場へのアプローチを支援します。

商品開発や販売促進について

- ○ 初めての商品開発で、どこから手をつけていいのかわからない。
- ○ 自社商品のイメージがバラバラで、統一感がない
- ○ 商品が売れているのに利益率が悪い
- ○ 狙ったターゲットに商品がうまく売れない
- ○ ホームページを作ったけれど商品が売れない　など

ブランド化や企業のイメージアップについて

- ○ 顧客に自社の歴史やこだわりを伝えきれていない
- ○ 自社の技術を活かしきれていない　　など

これらの課題は、製造業としてモノ作りだけを行ってきたために、基本的な商品開発の流れが明確でないまま、商品化を進めてしまっていることが大きな要因です。

または、デザインの重要性を認識して、いざ活用しようと決意したものの、具体的なすすめ方が分からず、足踏みをしてしまっている企業のみなさんも多いことでしょう。

そんな企業の抱えている　悩みや課題にお応えします

デザイン専門職員による適切な事業マッチング

デザインを活用して
経営の向上を図りたい
→ **① デザイナー派遣**

商品の趣旨にあったデザイナーを派遣します。

デザインを生かした
取り組みを目指したい
→ **② グループカウンセリング**

企業グループなどで共通する課題について、カウンセリングを行います。

外部のノウハウを取り入れ、
販路拡大・商品開発を目指したい
→ **③ 産地新ブランド創出・流通サポート**

県内ものづくり企業のブランド創出や新商品開発及び流通サポートを含めた支援を行います。

開発商品のデザイン評価を得て
新規販路開拓を行いたい
→ **④ デザインラウンジ交流事業**

販路開拓・展示商談会出展等の支援や福井ものづくりキャンパスを活用した展示会の支援をします。

県内のデザイナーの情報が
知りたい
→ **デザイナーバンク**

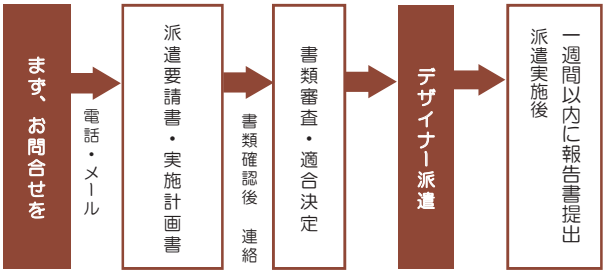
県内の登録デザイナーの情報がご覧になれます。

① デザイナー派遣

商品開発のデザイン、販売促進のデザイン、展示会の企画デザインなど、様々な分野で活躍するデザイナーをニーズに合わせて派遣します。

対　象	デザインを活かした経営の向上を目指す県内中小企業等
費　用	具体的な指導を行う費用として、デザイナー謝金がかかります。 1回36,000円のうち1／2が企業負担となります
利用回数	1企業　6回まで ※派遣回数は専門家と協議してください。

デザイナー派遣までの流れ



書類はすべて、ホームページよりダウンロードできます。
http://www.sankan.jp/fmc/designCenterFukui/detail/

デザイナー選定について

○ デザイナーの選定にあたっては、県内で活躍するデザイナーを登録した「デザイナーバンク」をご活用ください。
○ デザイナー選定については、ページ下部の「問い合せ先」までお気軽にご相談ください。

② グループカウンセリング

団体、企業グループを単位として、県外の第一線で活躍するデザイナーから、最新の市場動向やヒット商品動向などの情報を聞いたり、共通するデザイン面での課題についてアドバイスを得たりする事ができます。

対　象	デザインを活かした取り組みを目指す県内組合・団体、企業グループ（中小企業を含む3社以上）等
費　用	無料　※デザイナー謝金、旅費の全額を当センターが負担しますただし、企業の方の旅費等は自己負担となります
利用回数	1グループ　2回まで

デザイナーバンク

掲載内容

○ デザイナー情報の紹介
プロフィールを始め、受賞歴・資格、今までに携わったデザインの事例をご確認いただけます。

分野とデザイナー登録者

○ 物に関するデザイン　22名
例）パッケージデザイン・クラフトデザイン等
○ 視覚・コミュニケーションに関するデザイン　99名
例）Webデザイン・グラフィックデザイン・写真、映像等
○ 環境に関するデザイン　23名
例）建築デザイン・インテリアデザイン等

③ 産地新ブランド創出・流通サポート

県内ものづくり企業のブランド創出や新商品開発及び流通サポートを含めた支援を行います。

産地企業の新ブランド創出、新商品開発

自社ブランドの確立、新商品開発を目指す県内企業を公募し、外部ノウハウを取り入れつつ、商品企画、デザイン等を指導します。

販路開拓

全国の百貨店・大規模商業施設における商品の取り扱い、主要百貨店等のバイヤーが参加する商談会への出展支援をします。

④ デザインラウンジ交流事業

販路開拓・展示商談会出展等の支援や福井ものづくりキャンパスを活用した展示会の支援をします。



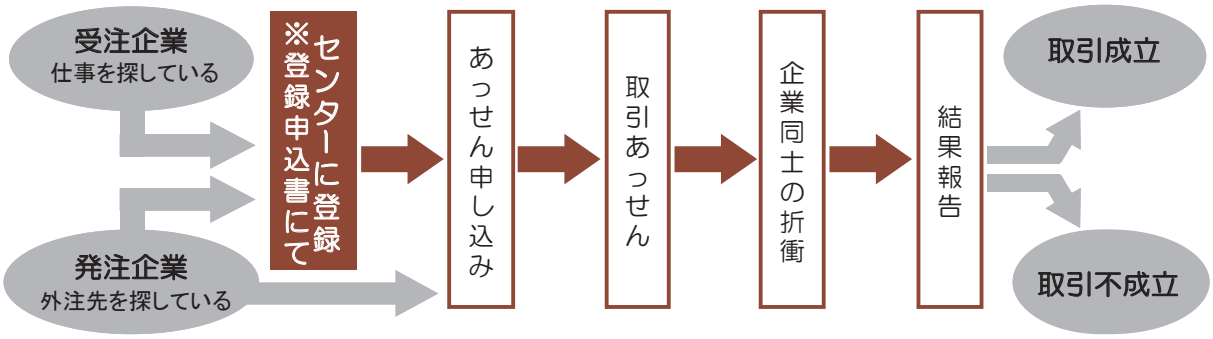
問い合わせ先

デザイン振興部
TEL　0778-21-3154　　FAX　0778-21-3155

販路開拓のお手伝い

受注企業と発注企業との取引マッチングのお手伝いをしています。また、県内の優れた技術や開発力をもつ企業の紹介を行っています。

取引先の紹介・あっせんのフロー図



※■登録方法■
ホームページ（下記）から登録申込書をダウンロードし、当センターの販路開拓支援部販路開拓営業グループへ郵送してください。

http://www.fisc.jp/archives/cat6/post_41.html

取引相談員等による発注開拓

取引相談員および職員が県内外の企業を訪問し、発注したい企業の掘り起こしと受注企業のマッチングを行います。

取引相談員紹介



木村 秀之 取引相談員

中小企業診断士の資格を保有し、長年に渡り、下請企業振興（販路開拓）支援事業に携わった。
また、小規模事業者への設備貸与支援事業にも従事し、生産・工場・経営管理に関する豊富な知識を有している。

福井県受注企業名簿のご案内

当センターに受注企業として登録されている中小企業のなかで、受注企業名簿に掲載を希望する企業の概要を紹介しています。企業名や加工内容（切削、製缶、表面処理など）から対応する受注企業の情報（社名、設備、技術など）を検索・出力することができます。

この『福井県受注企業名簿』は、県内受注企業へ部品加工等の依頼を行いたいという発注企業（県内外各種メーカー・商社等）の外注管理責任者や資材・購買担当者等に無償で配付しています。

外部機関と連携し販路開拓を支援します。（公益財団法人全国中小企業取引振興協会）

	ビジネス・マッチング・ステーション　～インターネットを利用した企業間受発注支援システム～
対象	・新たな取引先を開拓したいと考えている中小企業。 ・製造業はもちろん、サービス業、建設業等の方にもご利用可能。
概要	自社の技術・製品等のPRや発注企業は発注案件、受注企業は受注案件の登録ができ、サイト上で取引の申込が可能です。また、自社の求めるパートナー企業の検索もできます。
費用	登録・利用等の費用、会費は一切無料です。

福井県元気企業WEBサイト

福井県内の中小企業の製品や技術などの情報をWeb上で公開し、県内外発注企業との取引をお手伝いします。

登録のメリット
掲載することにより、検索エンジンでヒットする確率が高くなり商談の機会が増えます。

あなたの会社の製品・技術を発注企業にＰＲしませんか？

県外の企業と取引したい
県外の企業へインターネットを通じて自社の情報を発信したい

ホームページ開設

ふくい産業支援センターWEBサーバーを利用

↓

県内外の企業が閲覧

※使いやすい様に検索機能をアップしました。

↓

自社ＰＲにより
販路や顧客拡大につながる

掲載企業　158社（平成30年4月現在）

機械加工/機械組立/製缶・板金/プレス/鋳・鍛造/金型/設計・制御/表面処理/鉄骨/その他の金属加工/電機/プラスチック/樹脂/繊維/縫製/木工/窯業/紙/情報/その他/建築元請/金物工事/搬送機器メーカー/印刷など

掲載内容

主要製品、加工内容、保有設備等の会社概要およびセールスポイント

費　用　年間3,000円

※年度途中から掲載の場合は月数で按分します。

申し込み方法

申込書を下記ホームページよりダウンロードして頂き、必要事項を記入の上、メールかFAXにてお申し込み下さい。

http://www.fisc.jp/hanro-web/

サイトアクセス件数
※平成29年度計　85，075件

商談会の開催、展示会への出展や開催情報の提供

県内外の展示会出展のあっせんをして都市圏等での新規取り組みをお手伝いします。

▼平成29年度出展等の実績

- ○ 福井県元気企業ものづくり商談会（福井市）
- ○ しんきんビジネスフェア「北陸ビジネス街道2018」（富山県）
- ○ 近畿・四国合同広域商談会（京都府）



平成３０年度 展示会・商談会等の開催・出展情報

○ 福井県元気企業ものづくり商談会
開催期間：平成30年9月初旬
場所：福井市内

○ 近畿・四国合同広域商談会
開催期間：平成31年2月14日（木）～15日（金）
場所：京都パルスプラザ

問い合わせ先

販路開拓支援部　販路開拓営業グループ
TEL　0776-67-7407　　FAX　0776-67-7419

展示商談会の出展支援（新技術・新工法商談会支援）

県内ものづくり企業の皆様が持つ優れた技術や工法、製品の新たな販路開拓につながるよう、多数の来場者が見込まれる大規模展示会に出展し、そのマッチングを支援します。

平成３０年度

展示会	関西機械要素技術展（予定）
日　程	平成30年10月3日～5日
概　要	機械部品、加工技術を集めた国内有数の展示会に県内企業の合同出展ブースを設置し、新技術や新工法等を展示

メリット

・多くの来場者が見込まれる大規模展示会に出展することで、御社の技術や工法、製品を効率的にアピールできます

・合同展示ブースのため出展スペースは限られますが、単独で出展するよりも少ない費用で展示できます

※出展に際しては、展示内容を一緒に考えるなど、効果的なマッチングにつながるようお手伝いします。

※出展の募集等については、ホームページでお知らせします。



これまでの実績

平成29年度　関西機械要素技術展 【出展】

日　程	平成29年10月4日～6日
概　要	機械要素・加工技術に関する大規模な展示会に福井県ブースを設置し、県内企業が持つ優れた新技術や新製品等の情報を発信しました。
出展者数	6社
会　場	インテックス大阪
主催者	リード エグジビション ジャパン株式会社

平成28年度 オートモーティブワールド【出展】

日　程	平成29年1月18日～20日
出展者数	9社・機関
会　場	東京ビッグサイト

平成27年度　愛知県刈谷地域【展示商談会】

日　程	平成27年10月21日・22日
参加者数	33社・機関　来場者：378人
会　場	刈谷市産業振興センター

問い合わせ先

オープンイノベーション推進部
TEL 0776-55-1555　FAX 0776-55-1554
販路開拓支援部　販路開拓営業グループ
TEL 0776-67-7407　FAX 0776-67-7419

ふくいの食品戦略的販路拡大支援

自社商品（食品）について、県内外への販路拡大を図りたいというご相談に対し、展示商談会やWEBサイトなどを通じて、全国の食品バイヤー等との取引マッチングの機会をご提供します。

取引マッチングによる販路開拓支援

大規模展示会への出展および商談会の開催により取引マッチングをサポート

[1] 県外販路拡大支援事業

県外への販路拡大に意欲的な県内中小事業者を対象に、都市圏での大規模展示会等への出展を支援します。

○大規模展示会への出展支援
　出展予定：スーパーマーケットトレードショー2019
　　平成31年2月中旬 開催

○大手食品総合商社展示会への出展支援
　想定先：(株)日本アクセス・国分グループ本社(株)・(株)五味商店等

○地方食品商社展示会への出展支援
　想定先：カナカン(株)等



［スーパーマーケットトレードショー2018　福井県ブース］

[2] 県外販路拡大育成事業

県外への販路拡大に意欲的な県内小規模事業者等を対象に、都市圏の食品バイヤー等を招聘した商談会を開催します。

○「ふくいフードPremium発掘商談会」の開催
　開催予定　：平成30年10月～11月頃
　開催場所　：福井市内
　招聘バイヤー　：都市圏の小売店バイヤー等10社程度
［※当商談会開催に先立ち、
　バイヤーによる産地企業視察訪問を予定しています。］



［平成29年度ふくいフードPremium発掘商談会］

食品情報提供による販路開拓支援

食品WEBサイト「バイヤーのための福食市」

福井県内のこだわり食品情報を公開しています。（http://buyer.fisc.jp）
自社で開発したこだわり食品情報をWEB上で公開し、全国の食品バイヤーとの取引マッチングをサポートします。
各種商品ジャンルの検索にも対応し、事業者HPやFACEBOOKページにアクセスできるなど、手軽に多くの情報を提供できます。



バイヤーのための福食市

◆掲載申込内容
・対象商品：自社で開発した商品（食品に限る）
・掲載費用：無料
・申込期間：随時、申込受付可能
・申込方法：「バイヤーのための福食市」専用ページを参照

問い合わせ先

販路開拓支援部　販路開拓営業グループ
TEL　0776-67-7407　　FAX　0776-67-7419

首都圏への販路開拓に活用できる県の支援事業例

福井県の首都圏アンテナショップ

福井県では、首都圏における販路開拓や商品情報の発信などを支援するために、東京都内に福井県のアンテナショップを設置しています。
具体的には、港区南青山に「ふくい南青山291」を開設し、各種食品や伝統工芸品、めがねなどの地場産業製品を販売しているほか、中央区銀座の「食の國 福井館」では、福井の地域資源等を活用した各種食品等を販売しています。
詳しくは、ホームページ（http://fukui.291ma.jp/）をご参照ください。

問い合わせ先

福井県　産業労働部　産業政策課　商業・サービス業振興グループ
TEL　0776-20-0369　　FAX　0776-20-0678

取引適正化

下請かけこみ寺

下請取引の適正化を促進することを目的として、中小企業庁、公益財団法人全国中小企業取引振興協会（本部）とともに、「下請かけこみ寺」事業を実施しています。

◆ **各種相談の対応**

取引に関するさまざまな悩みに、下請代金支払遅延等防止法や中小企業の取引問題に知見を有する専門家が、親身になって耳を傾け、適切なアドバイス等をおこないます。

◆ **迅速な紛争解決**

中小企業が抱える取引に関わる紛争を迅速、簡便に解決するため、裁判外紛争解決手続(ＡＤＲ)を用いて、登録弁護士が調停手続き等を行います。

◆ **消費税の転嫁拒否等の相談対応**

消費税の増税に伴う取引上のトラブル（発注側からの一方的な減額、買いたたき、商品購入・役務利用・利益提供の要請）、本体価格での交渉拒否、報復行為など）に関する相談にお応えします。

相談はすべて無料です

◎相談員・職員が対応します

月曜日から金曜日まで
（午前９時から午後５時）

相談内容により弁護士をご紹介します

◎弁護士無料相談

調停、督促、訴訟など、早期解決に向けたアドバイスをいたします。

登録弁護士と相談者の日程調整ののち相談日に弁護士事務所で行います
※相談員または職員が立ち会います

◎移動相談会

坂井・丹南・嶺南地区において
『弁護士による無料法律相談会』を
９回開催します
○ 事前に申し込みが必要
○ １案件 １時間以内

※スケジュール（会場・時間等の詳細）はふくい産業支援センターホームページでお知らせします。http://www.fisc.jp

相談会当日は、
相談員・職員による相談窓口も開設！
（当日受付可能）

＜ご相談内容の一例＞

◆ 支払日を過ぎても代金を払ってくれない。相手と話し合いができない。
◆ 追加の工事／加工代金を払ってくれない。相手と言い分がくい違って解決困難！
◆ 一方的に取引中止を言われた。これって法律上、問題ないの？
◆ 納品後のクレームを理由に、不当な損害賠償／値引きを要求された。　など

取引トラブルが起きる前に、経営状態が深刻化する前にご相談ください

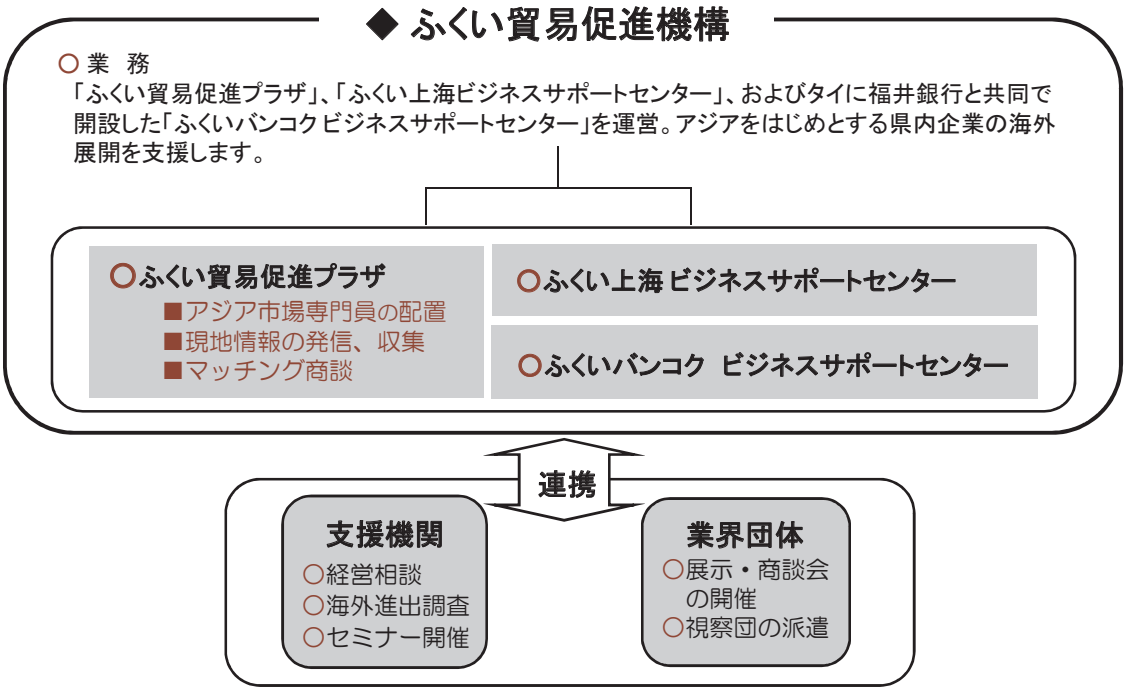
まずはお問い合わせを！
下請かけこみ寺 相談窓口
０１２０－４１８－６１８

「価格交渉サポート」相談室はこちら
0120－735－888
・価格交渉力アップを支援します
・セミナー・個別相談を受付けています

問い合わせ先	販路開拓支援部　販路開拓営業グループ TEL 0776-67-7407　FAX 0776-67-7419

ふくい貿易促進機構　各拠点の運営

アジア市場における県内企業の販路拡大を推進するために、県と経済界が連携して「ふくい貿易促進機構」を設立しました。当センターは機構の活動拠点の一部管理運営を行います。



アジア市場専門員による相談対応

アジア市場専門員の長年にわたる海外ビジネスの経験、ノウハウ、人脈などを活かしてご相談に対応するほか、ふくい上海ビジネスサポートセンターなどがご提供するサポート機能とも連携して、みなさまからのご相談、ご依頼に対応します。

アジア市場専門員紹介



竹内 正夫 アジア市場専門員

日系大手商社、日系部品メーカーにおいて通算約15年にわたり中国・香港に駐在。発電プラント事業や工場の設置・閉鎖、加工品の販路開拓など、多岐にわたる分野で中国ビジネスに従事。



ふくい貿易促進プラザ

県立大学地域経済研究所の専門家による東南アジア相談

「ふくい貿易促進プラザ」において、県立大学の東南アジア専門家が東南アジアへの進出や販路開拓に関するご相談に対応いたします。あらかじめお電話や電子メールなどでふくい貿易促進プラザの竹内専門員までお申し込みください。

ふくい貿易促進プラザ　http://www.fukui-kaigai.jp/

問い合わせ先

ふくい貿易促進プラザ
TEL 0776-89-1140　FAX 0776-89-1150　E-mail f-plaza@fukui-kaigai.jp
福井市西木田2丁目8番1号　福井商工会議所ビル6F

中小企業等外国出願支援

業績を伸ばしている中小企業が、国外市場への進出や販路拡大を行いさらに飛躍するためには、保有技術を特許出願し権利化することや意匠・商標でブランド化を図ることは重要です。そこで、国外での特許権等の取得を促進するために、出願費用を補助します。

特許等出願費用補助の概要

◆ **対象企業**
福井県内に本社を置く中小企業（個人事業者、事業協同組合含む、ただし、みなし大企業は除く）
※地域団体商標については、商工会・商工会議所、NPO法人も対象

◆ **選考委員会**
選考委員会において、対象特許等の内容や関係する製品・サービス等、出願予定国の選定理由、今後の事業計画について説明していただきます。
選考結果は文書により後日お知らせします。

◆ **採択件数**
10件程度

◆ **補助対象経費**
外国への特許、実用新案、意匠、商標、冒認対策商標に関する出願経費。翌年1月までに外国特許庁への出願手続および経費の支払いが完了することが条件となります。

◆ **補助率**
補助対象経費のうち、1/2以内を補助します。
（上限は、特許150万円、実用新案・意匠・商標60万円、冒認対策商標30万円、対象企業1企業に対する1事業年度内の補助金の総額は300万円以内）

◆ **補助内容**

《選考基準》

① 先行技術調査等の結果からみて外国での権利取得の可能性が明らかに否定されないと判断される出願であること。
② 次のいずれかに該当する中小企業者等であること。
1. 補助を希望する出願に関し、外国で権利が成立した場合等に、当該権利を活用した事業展開を計画している中小企業者等
2. 補助を希望する商標登録出願に関し、外国における冒認出願対策の意思を有している中小企業者等
③ 産業財産権に係る外国出願に必要な資金能力及び資金計画を有していること。

《補助対象経費》

（1）補助対象経費に認められるもの

外国特許庁への出願に要する経費	① 外国特許庁への出願に要する経費 ② 外国特許庁に出願するための現地代理人に要する経費 ③ 外国特許庁に出願するための国内代理人に要する経費 ④ 外国特許庁に出願するための翻訳に要する経費

（2）補助対象経費に認められないもの

① 国内出願に要する経費
② PCT出願経費（国際出願手数料、国際調査手数料、送付手数料、優先権証明願等）
③ 国内出願・PCT出願の弁理士費用
④ 弁理士間等の仲介手数料
⑤ 日本国内の消費税、VAT（付加価値税）

◎募集の詳細及びお申込は、ホームページでご確認ください。
（例年の募集時期は４月下旬から５月末、予算状況によっては２次募集も公募予定）
http://www.fisc.jp/fstr/

問い合わせ先
オープンイノベーション推進部
TEL 0776-55-1555　FAX 0776-55-1554

次世代技術国際発信支援

国際感覚を有する技術者育成と世界への本県技術の発信・ＰＲのため、県内中小企業が国外における学会・展示会等へ若手技術者を派遣する際の経費を助成します。

次世代技術国際発信費用助成の概要

対象企業

原則として福井県内に事業所または工場を有し、中小企業基本法に規定する中小企業者であって、大企業が実質的に経営に参加していないまたは中小企業者の団体であって法人格を有すること。

対象要件

国外の国際学会や展示会等へ技術者を派遣する目的が、自社製品の販路開拓や自社技術の高度化を図るなど、本県産業の振興発展に寄与するものであること。
派遣する若手技術者は、原則として45歳以下の技術者・研究者であることが条件となります。

助成対象経費

国外の学会や展示会等への派遣に要する費用（旅費、出展費用等）を対象とします。

助成対象期間

平成30年 4月20日（金）
～平成31年 3月29日（金）まで
（対象期間内に事業完了するものに限ります。）

助　成　率

補助対象経費のうち、1/2以内を補助 します。
（1申請当り上限は、30万円）

平成30年8月31日（金）が募集締切となります。

お知らせ

「ふくいオープンイノベーション推進機構」参加募集

背　景

技術革新が著しく、急速なスピードで日々進化している今日、県内企業におきましても、イノベーション創出の重要性が認識されつつありますが、高度な技術レベルが要求され、企業や地域の枠を超えた協力を得ないと解決できない技術的課題が生じてきており、これまで以上の産学官金の連携を構築することが急務となっています。
このため、産業界、学界、行政および金融の総力を結集し、幅広い人材・組織・ネットワークを活かして新たな事業の創出を行っていく「ふくいオープンイノベーション推進機構」を設立しました。
つきましては、機構に参加する機関・個人を募集しますのでぜひご登録ください。

活動内容

1　活動内容
・県内外の企業、大学、高専、研究機関、金融機関等のネットワーク構築
・国・県の研究開発資金を活用した共同研究や受託研究など
・研究開発・事業化資金等の調達支援
2　対象（分類）
・会員（機構の設立趣旨に賛同する企業または個人）
・構成機関（県内外の大学、高専、研究機関、金融機関）
3　会　　費
無料（但し、各事業実施に伴う経費は負担いただく場合があります）
4　申込方法
http://www.fklab.fukui.fukui.jp/kougi/open_innovation/sanka.php
にアクセスし、参加申込フォームに必要事項を記入の上、送信してください

問い合わせ先

オープンイノベーション推進部
TEL　0776-55-1555　　FAX　0776-55-1554

産学官共同研究プロジェクトの支援

成果の事業化を目指した産学官等の研究共同体の研究開発を支援します。

● 産総研等連携推進事業

産業技術総合研究所（産総研）の持つ技術シーズと県内企業のニーズとのマッチングを行い、県内企業の新たな研究開発の促進を支援しています。そこで、マッチングできたシーズとニーズをより発展させ事業化していくために、産総研との共同研究に向けた可能性試験調査研究を実施いたします。

支援内容

① マッチングイベントの開催
② 産総研連携研究支援

● 繊維企業連携新素材開発等支援事業補助

固有の技術やノウハウを有する繊維企業が、県域を越えた連携の下で行う新素材開発から販路開拓に至るまでの様々な段階における取り組みを支援します。

対象企業

福井県または石川県に主たる事業所を有する中小企業者で構成された連携体（各県1者以上、合計3者以上）

対象事業

連携企業の技術・ノウハウを活用した新素材開発、連携企業の技術・ノウハウを活用した新素材の販路開拓を図る目的での展示会等の開催または展示会等への出展等の事業

補助対象経費

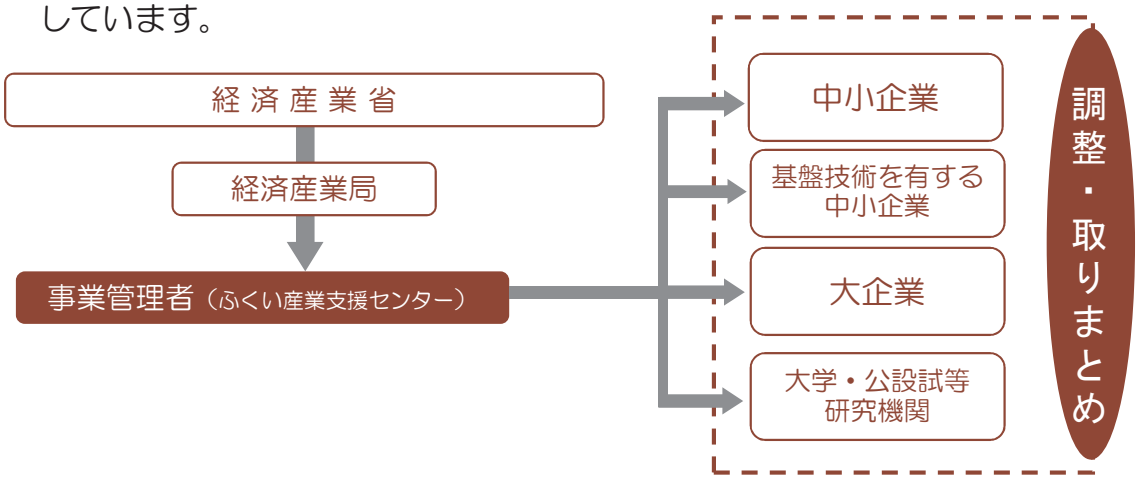
試作・開発費（備品・原材料費、外注加工費、機械装置費等）
販路開拓費（旅費、会場借料、広告宣伝費等）

補助率等

補助率：2／3以内
補助限度額：750万円

● 戦略的基盤技術高度化支援　経済産業省

中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律の認定を受けた研究共同体の研究開発から販路開拓までの取組みについて、事業管理機関として支援を実施しています。



産学官共同研究プロジェクトから成果の事業化が実現しています。

当センターが支援したプロジェクトの成果の事業化例

事業化した製品:「金属光造形複合加工機　LUMEX Avance-25」
事業化した企業:株式会社松浦機械製作所

レーザーによる3D金属光造形と高速切削加工技術を
融合させた新規の工作機械。
当センターが支援したプロジェクトの成果から、
ものづくりの常識を変える製品が事業化されました。



事業化した製品:「ラインアートシャルマン」
事業化した企業:株式会社シャルマン

開発したレーザー溶接技術により、新素材の特性を最大限に
生かしたデザインを実現した眼鏡。
当センターが支援したプロジェクトの成果から、
地場産業の可能性を広げる製品が事業化されました。



「テクノふくい」の発行

産学官金連携支援を中心とした技術開発に関する当センター事業や研究動向等を紹介しています。

◆ 年2回　各500部発行　賛助会員、各種団体に配布
※ご購読にはお申し込みが必要です。

テクノふくいNo.95目次

1）ホッとライン
2）オープンイノベーション推進部トピックス
　ふくい産業支援センターの事業報告
　研究開発事業・成果報告
　ふくいオープンイノベーション推進機構活動報告等
3）産・学・官・金スポットライト
　事業・研究・取組み紹介
4）INFORMATION
　催し、研修、募集要項の案内
　オープンイノベーション推進部
　賛助会員入会のご案内 等



情報収集ツールとしてご活用頂けます

どんな情報が掲載されているの？

■産学官金連携で行っている事業の研究内容にどのようなものがあるか
■オープンイノベーション推進部と県内企業が連携し取り組んでいる開発事業に関するレポート
■当センターが主催するコンペやイベント情報など

賛助会員のご案内

オープンイノベーション推進部で、事業の充実と全県的な事業の展開を図るため、賛助会員を募集しています。講演会の参加、技術開発・ビジネス等に関する情報提供等の特典も充実しています。

問い合わせ先
オープンイノベーション推進部
TEL　0776-55-1555　FAX　0776-55-1554

人材育成

経営・技術・ＩＴ・デザインと企業の人材育成に必要な幅広いカリキュラムで研修・講座を開催しています。

活用ポイント

・中小企業のための研修施設「中小企業産業大学校」や「県産業情報センター」のパソコン実習室などで専門的な研修を実施

・長年のノウハウを活かし最善の効果が得られるような内容の研修を実施

様々なコースをご用意しています

ビジネススキル・マネジメント力向上を図りたい → **経営管理コース**

（問合せ先）人材育成部〈中小企業産業大学校内〉
☎ 0776－41－3775

繊維・眼鏡・機械等の業種の技術力向上を図りたい → **工業技術コース**

（問合せ先）人材育成部〈中小企業産業大学校内〉
☎ 0776－41－3775

インターネットを活用した販路開拓 社内のＩＴ活用を図りたい → **ＩＴ研修コース**

（問合せ先）販路開拓支援部〈県産業情報センター内〉
☎ 0776－67－7411

デザインを基礎から学びたい 企業ブランドの育成を図りたい → **デザインコース**

（問合せ先）デザイン振興部〈サンドーム福井内〉
☎ 0778－21－3154

参　考

社員教育で利用できる助成金のご案内

どの制度も事前申請が必要です。対象企業や適用される研修内容などは、各制度により異なりますので、詳しくは各窓口までお問い合わせください。

人材開発支援助成金

労働者の職業能力開発を効果的に促進するため、事業主等が雇用する労働者に対して、職務に関連した専門的な知識及び技能の習得をさせるための職業訓練等を計画に沿って実施した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成します。

窓口：福井労働局　☎0776－26－8613

雇用調整助成金

景気の変動、産業構造の変化その他の経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた中小企業事業主が、その雇用する労働者を一時的に休業、教育訓練又は出向をさせた場合に、休業、教育訓練又は出向に係る手当若しくは賃金等の一部を助成します。

窓口：福井労働局　☎0776－26－8613

福井市小規模企業者人材育成補助金

市内に本社がある小規模企業者を対象に、受講料および教材費の最大1／2（受講料1万円以上の研修が対象、限度額1事業者年間5万円）が補助されます。

窓口：福井市商工振興課　☎0776－20－5325

勝山市中小企業人材育成助成金

勝山市内に事業所がある中小企業者を対象に、受講料およびテキスト代の最大1／2（限度額 1講座 5万円 1企業年間10万円）が助成されます。

窓口：勝山市商工振興課　☎0779－88－8105

鯖江市地域産業人材育成支援事業補助金

鯖江市内に事業所がある企業、個人事業者、起業を志す鯖江市民を対象に、受講料およびテキスト代の最大1／2（限度額 1企業　下限1万円、上限年間10万円）が補助されます。

窓口：鯖江市商工政策課　☎0778－53－2229

越前市産業人材育成支援事業補助金

越前市内に事業所がある企業、個人事業者を対象に、受講料およびテキスト代の最大1／2（限度額1企業年間10万円 ）が補助されます。

窓口：越前市産業政策課　☎0778－22－3047

坂井市中小企業人材育成支援事業補助金

坂井市内に事業所がある中小企業者を対象に、受講料の最大1／2（1企業 年間10万円）が補助されます。

窓口：坂井市観光産業課　☎0776－50－3152

小浜市中小企業人材育成支援事業補助金

小浜市内に事業所がある中小企業者や平成30年度中に市内で創業予定の方を対象に、受講料およびテキスト代、交通費の最大1／2 （1企業年間2万円）が補助されます。

窓口：小浜市商工観光課　☎0770－53－9705

● 最新の講座情報はメールマガジン「週刊！ふくいナビ情報」でもご確認いただけます。（P36参照）

中小企業産業大学校　研修



新入社員から管理者・経営者までの階層別研修に加えて、職種別のビジネススキル向上研修、専門知識や基礎技術を習得する工業技術系の研修まで幅広い分野の研修を開催しています。詳細は「研修ガイドブック」をご覧ください。（ご希望の方にはお送りします）

経営管理コース（分野）　33講座

- 経営・マネジメント研修（3講座）
- ビジネススキルアップ研修（9講座）
- 総務・経理・人事研修（3講座）
- ものづくり研修（8講座）
- 営業・マーケティング研修（4講座）
- ＩＳＯ研修（1講座）
- 商業・サービス業研修（2講座）
- 出張教室（1講座）
- 公開講座（2講座）

工業技術コース（分野）　4講座

- 繊維関連研修（2講座）
- 眼鏡関連研修（1講座）
- 全製造業対象研修（1講座）

学院連携実務講座　3講座

◇ **福井・敦賀産業技術専門学院の講師やノウハウ、施設・設備を活用し、低廉な受講料で気軽に学ぶことができる、より実践的なコース**

- 図面の描き方基礎講座（4月）
- 商品の魅力を引き出す手書きPOP（12月）
- 商品・デザイン開発のための3D　CAD基礎講座（1・2月）

■　おすすめ講座　■

ストーリーやこだわりで売る！ブランド構築セミナー

戦略的に自社商品・サービスを売るために欠かせない「ブランディング」について、基本的な考え方や、自社の強みを効果的に発信する方法を、ワークショップを通して実践的に学びます

（6/19開講）

間接業務の仕事改善セミナー

間接部門（総務、人事、営業、生産、物流等の各部門）で管理業務、間接業務を担当している方を対象に、現在の仕事を振り返り、職場の生産性向上につなげる改善について、生産現場の改善手法を用いて学びます。

（6/27開講）

ダントツ品質ものづくり達成セミナー

設計・開発段階から製造・使用の両者から共同開発を行う「デザイン・イン」の考え方に触れながら、設計開発段階からの不良クレームゼロ実現手法を実践的に学びます。また、2か月間の社内実践後にフォローアップ研修を行います。

（9/5開講）

ものづくり現場のIoT基本習得セミナー

ものづくり現場での活用を前提としたIoT関連の基礎知識を習得するとともに、自社のものづくり現場で、最少の投資でIoTを活用した改善を行う手法を、事例や演習を交えながら学びます。

（11/7開講）

産業用ロボットを活用した生産性向上セミナー

自動化の主役を担う産業用ロボットに関して、導入のハードルが高い中小企業の実情に即し、ロボット導入の考え方や生産性向上について事例や実演を通して学びます。

（12月開講予定）

多様な働き方を実現する社内制度のつくり方

シニア層の継続雇用、女性活躍支援、在宅勤務、長時間労働の抑制などの多様な働き方を実現し、生産性向上につなげることができる仕組みづくりについて学びます。

（H31/2/19開講）

中小企業産業大学校は「企業内研修」をサポートします

社員研修や組合員研修など、独自の研修プログラムを希望される企業、団体をサポートします。直面している課題やこれからの問題、実施したい研修内容などをお聞きしながら、研修テーマを設定し、予算やスケジュール等に応じたオーダーメイド型のプログラムをご提案します。

ご利用の流れ

お問合せ → 打ち合わせ → プログラムの提案と費用見積もり → お申し込み → 研修実施 → 研修成果の確認 → 研修費用お支払い

サポート事例と評価

A社（サービス業）モチベーション向上研修
業務改善に対する積極的な意見が出るようになった。また、セクショナリズムの解消にもつながった。

B社（製造業）現場改善研修
5S活動によるムダの削減や生産性の向上が図られるようになった。また、社員のコミュニケーション力も向上し、職場環境が改善した。

C社（小売業）店舗活性化研修
従業員同士が業務を確認し合うことで業務ミスが減少するとともに、店舗の陳列技術の向上、商品管理の徹底につながった。

問い合わせ先
人材育成部（中小企業産業大学校）
TEL　0776-41-3775　FAX　0776-41-3729

ＩＴ研修

インターネットを使った電子商取引のノウハウや、ホームページ制作に関する技術研修、ＯＡソフトやＤＴＰソフトの操作研修など、企業でのＩＴ活用に関する研修を実施しています。



ＩＴ研修・講座

研修・講座内容

- ○業務活用研修
- ○Webサイト制作研修
- ○eビジネス研修
- ○グラフィック＆映像活用研修
- ○システム管理者研修
- ○最新IT技術活用研修
- ○ソフトウェア開発者研修

※これらの分野について、様々な研修を開催しています。
※受講料、定員は講座により異なります。

「ＩＴ研修のご案内」にてご案内しています
http://www.fisc.jp/pckouza/

研修期間　1～4日間

受講料　2,900円～58,000円

■ おすすめ講座 ■

eビジネス研修

■ ふくいeビジネス道場【基礎編】■

これからネットショップを始めたい、運営している方でもっと売り上げを伸ばしたいと考えている方を対象としたコースです。自社の強みを表現して売れるネットショップを目指します。

ポイント

- ○本講座は、一社で2名まで受講可能です。経営者と担当者（ウェブ制作者）などの組み合わせで受講することをお勧めします。
- ○講座期間中に各企業1回、講師が会社やお店へ直接訪問してアドバイスを行う予定です。
- ○研修期間中に個別相談も可能です。

講座の年間ガイドブックでも研修日程や詳細を確認いただけます。

請求方法

メールの件名を「年間ガイドブック請求」にして、郵便番号／会社名／住所／氏名／電話番号を明記の上、
電子メール（pckouza@fisc.jp）または、
FAX（0776-67-7439）でご請求ください。
※無料で、ガイドブックをお送りします。

基本的な操作は『嶺南支所』で指導します。
※電話での相談も可能　P39 参照

また、他機関のＩＴ研修情報をふくいナビホームページで紹介しています。

『ふくいナビ』アドレス
http://www.fukui-navi.gr.jp/
［ふくいナビ］→［イベント・研修 ］→［ 情報化］

◆受講者の声◆

- とても分かりやすい説明でした。改めてエクセルの各機能の使い方を学ぶことができました。（MS-Excel2016 基礎）
- 講師にアドバイスいただいたことで、業務改善の方向性が整理できて頭がスッキリしました。（MS-Access2016 応用）
- 具体的な手法とその理由が分かりやすく、実践に移せるノウハウ満載でした。（Instagramを活用した集客・販促のノウハウ）
- 仕事でフォーム関係のPHP を書くことが多いので、ドンピシャで役に立ちそうです。（PHP プログラミング入門）
- 基礎的な内容が分かり、より興味が湧きました。実習があるのが良かった。（実習で学ぶIoT入門）
- とても丁寧でゆっくり分かりやすく、まったく知識がなくてもついていくことができました。（JW_cad入門）

問い合わせ先

販路開拓支援部　創業・Eビジネス支援グループ
TEL 0776-67-7411　FAX 0776-67-7439

デザイン研修

中小企業の経営者、商品企画責任者、若手デザイナーの方を対象に、デザインマネジメントや商品開発手法など、デザイン活用のセミナーを開催します。

ブランディング&商品開発講座

商品開発プロセス全般を演習を交えて学びます。企画から販売までの商品全体のデザインマネジメントができる実践的な人材を養成します。

対　　象	企画開発責任者、デザイナー等
予定受講料	50,000円
定　　員	20名
研修期間	12日間（1日4時間）合計48時間
実施時期	9月～翌年1月

デザインセッション

産地や業界が直面しているテーマに沿った県内外の具体的なデザインの事例をセミナーや展示会で紹介し、開発プロセスやブランディングの手法を学びます。

対　　象	経営者、管理者、企画・デザイン開発責任者
予定受講料	無料
定　　員	100名
研修期間	1日間（2時間）併せてデザイン展を開催
実施時期	未定

◆ 受講者の声 ◆

- 他の受講者とのグループワークと講師による個別指導により一人では考えつかないアイデアを見つけ出すことができました。
- 自身が商品開発の課題を持ち寄り、商品企画演習を行いましたが、講師に企業がかかえる本質的な課題を見つけだすように指摘され、目が覚めました。
- 講座以外でも、FB等を用いて相談にのってくれる熱心な講師陣・事務局で、研修後も関係が続き、気軽に相談に乗っていただいています。



デザインラボ

3Dプリンター、レーザーカッターやUVプリンターを活用して、試作加工やデザイン開発に役立てることができます。使用に際しては、機器使用や依頼、試験等の経費が必要です。初めての方には、使い方や活用方法などわかりやすくご説明いたしますので、事前にご相談ください。



デザインラボ



石膏３Ｄプリンタ試作品

設備紹介

- **光造形機**：ATOMm-4000
  最大造形サイズ：X400×Y400×Z300mm
  積層ピッチ：0.1mm
- **石膏積層造形装置**：Projet 360T
  最大造形サイズ：X203mm×Y254mm×Z203mm
  積層ピッチ：0.1mm
- **レーザーカッター**：SPEEDY 100 FLEXX
  最大加工サイズ：X610mm×Y305mm
  加工材料：木材、プラスチック、布地、ガラス、紙等
- **UVプリンター**：LEF-12
  最大印刷サイズ：X305mm×Y280mm
  印刷材料：紙、フィルム、プラスチック、木、皮革

問い合わせ先

デザインセンターふくい
TEL　0778-21-3154　FAX　0778-21-3155

福井ものづくり改善インストラクタースクール

県内ものづくり企業で生産現場の問題把握や業務改善の指導を行う人材を育てる「第3期福井ものづくり改善インストラクタースクール」が、平成30年９月に開講します。

スクールの特徴



○ 東京大学ものづくり経営研究センターと共同開発した中小企業現場のためのカリキュラムです。
○ 東京大学藤本隆宏教授のものづくり理論をベースとしたオリジナルテキストを使用します。
○ 東京大学ものづくり経営研究センターの協力による経験豊富な講師陣が、受講者をバックアップします。
○ 継続的なフォローアップ体制を整えています。

カリキュラム

○ ものづくり基礎概念、原価管理、納期管理、工程管理、品質管理など、ものづくりの基礎的な知識について学びます。
○ ものづくりの基礎を踏まえ、現場改善の手法について、講義と演習を交えて学びます。
○ 少人数のチームに分かれて企業の現場に出向き、現状把握・現状分析・現場の流れ改善について提案などを資料に纏め発表までを行います。

受講要件

生産管理・品質管理・生産技術などの経験があり、ものづくりに関する予備知識を有する方。
【現役社員】　中小製造業者の現場リーダーまたは幹部候補者など
【企業OB】　大手・中堅製造業で工場などの現場管理経験者
（工場長、生産管理部門・品質管理部門、生産技術部門、開発部門などの責任者をされていた方が望ましい。）

受講費用（税込）

・企業従業員：30万円　※国の助成制度をご利用いただけます。
・企業OB等：　5万円　※修了後、県内企業の現場改善指導に従事していただくことが条件となります。

インストラクター現場派遣事業

貴社の生産性向上を支援するインストラクターを派遣します。
現場改善を通して人材を育成し改善を継続させるための支援事業です。

○福井ものづくり改善インストラクタースクールで養成したインストラクターを2名1組で派遣します。
○派遣回数　　5回
○負担額　　インストラクター1人1回1万円（5回を標準とします）

学びなおしサポートセンター

働きながら大学で学ぶ従業員や、その他スキルアップを目指す従業員を支援するため、キャリアコンサルタントがスキルアップ計画作成をサポートするほか、自主学習スペースや通信教育等の資料を配架するなど、情報提供の場を設けています。また従業員からのキャリアアップのための相談を受け付けています。
年に一度、全国の通信制大学を集めた合同説明会を開催し、スキルアップを目指す従業員を支援します。

問い合わせ先	人材育成部（中小企業産業大学校） TEL 0776-41-3775　FAX 0776-41-3729

創業のお手伝い

創業マネージャーによる創業・新事業のサポート

相談無料

福井県産業情報センター７階に設置した交流スペース「コワーキングスペース」に、事業化までを寄り添いながら支援する創業マネージャーを配置しています。（相談無料）



［開設日時］毎月15日間　※相談日、時間帯は毎月変わります
［配置時間］13時～１７時　もしくは　１７時～２１時　事前予約制
※創業マネージャー６名が交替で勤務

女性創業相談窓口の設置

相談無料

ふくい女性活躍支援センター（運営：（公財）ふくい女性財団）内に相談窓口を設置し、創業に関する課題に対してアドバイスを行います。（相談無料）



［開設日時］毎月　第１火曜日、第３土曜日（毎月２日間）
９時～１７時　事前予約制

福井ベンチャーピッチ

参加無料

○事前セミナー
資本政策、資金調達の専門家を講師に招き、スタートアップにおける資本政策の考え方について解説します。（年２回予定）



○ピッチイベントの開催
成長意欲の高いベンチャー企業に、ベンチャーキャピタルや金融機関等の前でセールスプレゼン（ピッチ）する場を提供することで、資金調達や販路拡大など事業拡大の機会の提供します（参加無料、年２回開催予定）



学生ベンチャー・チャレンジ応援事業

学生等の創業を後押しするため、学生等に対して、起業にかかる経費や初期段階における活動経費を支援します（3名）。

＜支援対象経費と補助率＞

○会社設立にかかる経費
補助率3/4以内（補助額の上限15万円）

○福井県産業情報センター入居費
スタートアップエリア入居費の100%

○商品開発や新サービスの試作等にかかる設備等の使用料
補助率3/4以内（補助額の上限60万円）

セミナー＆交流会

参加無料

創業間もない方や創業を検討している方を対象にした１日完結型のセミナー＆交流流会です。女性創業向けと、一般の方向けの２パターンで開催します。

＜① 福井ビズカフェ＞

県内で活躍する先輩起業家等を講師としたセミナー・交流会「福井ビズカフェ」を県内各地で開催します。（年5回開催予定）

＜② MeetUp☆スクエア＞

女性の先輩起業家等をメンターおよび講師としたセミナー・交流会を県内各地で開催します。
○セミナー＆交流会（年３回予定）
○ワークショップ（年２回予定）

創業者向け勉強会

参加無料

創業に向けて、少人数で実践的な内容で開催する勉強会です。

＜①ふくい創業ゼミ＞

創業間もない起業者を対象に、自身のビジネスをブラッシュアップを目指すゼミ型の勉強会です。ワークショップをとおして、事業コンセプトを明確にします。

＜②女性創業チャレンジ塾＞

女性先輩起業家や中小企業診断士等を講師に迎え、私らしいビジネス企画にチャレンジする女性向け実践型創業塾。

問い合わせ先

販路開拓支援部　創業・Eビジネス支援グループ
TEL　0776-67-7416　FAX　0776-67-7439

ＩｏＴ・ＡＩなど次世代技術の活用推進 ①

県内企業へのＩｏＴ・ＡＩ等の導入を支援し、業務効率化による生産性向上を図るとともに、ＩｏＴ・ＡＩ等を活用した新しいビジネスの創造を促進するため、各種事業を展開します。

ＩｏＴビジネス活用セミナー＆交流会

企業・組織・個人・大学等から広く参加者を募り、ＩｏＴ・ＡＩのビジネス化に関する勉強会・意見交換会等を含めた交流会を開催することで、ＩｏＴ・ＡＩに興味を持つ者のネットワークを形成し、ＩｏＴ・ＡＩ技術のビジネス活用を促進します。

開催数	年6回（予定）
会場	福井県産業情報センター（坂井市）など予定
定員	50名程度　※催しにより異なります。
費用	無　料

福井県ＩｏＴ推進ラボ

新しいビジネス分野として注目される「ＩｏＴ」の県内企業における利活用を積極的にバックアップするため、当センターは、福井県と共同で「福井県ＩｏＴ推進ラボ」を運営しています。ＩｏＴをビジネスで利活用したい方は、お気軽にご相談ください。

IoT Acceleration Fukui pref Lab

ＩｏＴ・ＡＩアプリ開発アイデアソン＆ハッカソン

ＩＴ技術者を対象に、ＩｏＴ・ＡＩ技術に関するアイデアソン（限られた時間内に新しいアイデアを生み出す共創型イベント）およびハッカソン（限られた時間内にプロトタイプのプログラムを作成するイベント）を開催し、新たなアプリケーションやサービスの創出を目指します。



開催数	年2回（予定）
会場	福井県産業情報センター（坂井市）など予定
定員	20名程度　※催しにより異なります。
費用	無　料

県内ＩＴベンチャー企業と中小企業とのビジネスマッチング（ふくいＩＴフォーラム2018への共同出展）

ふくいＩＴフォーラム2018への共同出展をとおして県内ＩＴベンチャー企業の事業内容を紹介するとともに、地元中小企業とのビジネスマッチングの機会を提供することにより、県内ＩＴベンチャーの成長を促進します。



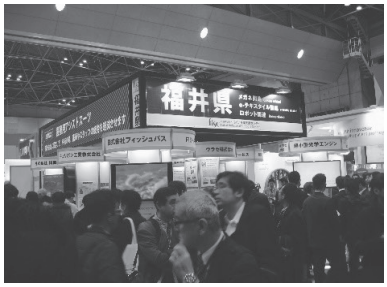
開催時期	平成30年10月25日（木）～26日（金）
会場	福井県産業会館（福井県福井市下六条町103）
費用	無　料
出展社数	10社程度　※福井県産業情報センター入居者が対象です。

問い合わせ先
販路開拓支援部　創業・Eビジネス支援グループ
TEL　0776-67-7411　FAX　0776-67-7439

ＩｏＴ・ＡＩなど次世代技術の活用推進 ②

次世代ＩＴビジネス分野販路開拓マッチング支援事業（シーテック ジャパン共同出展）

IT企業やIoT・AI関連製品を持つ企業を首都圏で開催される展示会へ共同出展させることで、技術開発および販路開拓のためのマッチングを支援し、本県IT産業の活性化を目指します。



開催時期	平成30年10月16日（火）～19日（金）
会　　場	幕張メッセ（千葉市美浜区中瀬2-1）
費　　用	1社5万円の負担　※予定
出展社数	10社　※予定 ※出展社の募集は5月以降を予定しています

ＡＩビジネスオープンラボ（仮称）の設置

ＩｏＴやＡＩを活用した新たなビジネスの創出を促進するため、県と県内大学、民間ＩＴ企業とが一体となり、福井県産業情報センター内に「ＡＩビジネスオープンラボ（仮称）」を今秋を目途に設置する予定です。最新のＡＩソフトウェアやサービスロボット、ＶＲ機器等を使ったプログラムの開発体験ができる機能のほか、最新のＡＩ関連の情報提供や様々なビジネス活用の相談に対応する機能などを整備する予定としています。

Ｗｅｂ販売人材の育成

「スキル伝授ワークショップ」＆「マッチング交流会」の開催

県内のＷｅｂ販売業界における人材育成と確保を目的として、県内の学生・女性、求職者の方を対象に、Web販売の各分野における専門家を招聘した実践的なセミナーを開催します。

ワークショップ（基礎編）

Ｗｅｂ販売における県内のトップランナーを招き、Ｗｅｂ販売の基礎知識について直接学びます。

開催時期	平成30年6月～8月（5日間）　※予定
参 加 費	無　料
定　　員	30名程度　※予定
会　　場	産業情報センター（坂井市）など予定

ワークショップ（実践編）

商品販売サイトの制作をとおしてネットショップ運営を体験しながら、Ｗｅｂ販売の基礎知識を学びます。

開催時期	平成30年9月～1月（4日間）　※予定
参 加 費	無　料
定　　員	15名程度　※予定
会　　場	産業情報センター（坂井市）など予定





問い合わせ先

販路開拓支援部　創業・Eビジネス支援グループ
TEL　0776-67-7411　　FAX　0776-67-7439

ネット通販・取引支援センター　場所：産業情報センター

窓口での相談対応、専門家の派遣、書籍等による情報提供、セミナーや研修の開催をとおして、ネット通販などインターネットを活用して販路拡大を目指す県内企業を支援します。

主な業務内容

● **窓口相談**
「これから始めたい」「もっと売り上げを伸ばしたい」など、ネット通販・取引に関する相談に対応します。

● **専門家派遣**
企業のネット通販等に関する課題を解決するために必要な専門家を派遣します。制作会社等のマッチングも支援します。

● **情報提供（資料コーナーの運営）**
ネット通販やマーケティング等に関する書籍・雑誌・DVD（2,500冊以上）の閲覧・貸出を行います。

● **セミナー等の開催**
ネット通販サイト運営ノウハウのセミナーや、ホームページ制作に関するセミナー、研修を実施します。



開館日　月曜日から金曜日（祝日、年末年始を除く）
※資料コーナーは、第２第４土・日曜も開館

開館時間　午前９時～午後５時

＜資料コーナーの利用について＞

貸出料金　無料

対象　福井県内に在住の方
福井県内支店・営業所勤務の県外の方

貸出数　図書、雑誌、DVDあわせて１０冊（巻）まで

貸出期間　雑誌、DVDは１週間

貸出および返却の手続き

ご利用には貸出カードが必要です

お持ちでない方は、資料コーナーに備えつけの申込書に必要事項を記入
↓
身分証明書（運転免許証・健康保険証等）を添えて受付にご提示ください。

即日ご利用になれます

返却方法について

・資料コーナーへお持ちください。
※返却の際は、貸出カードは不要です。

・開館時間外の場合は、当センター入口の返却ボックスでの返却が可能です。
※ただし、産業情報センタービル開館時間内に限ります。

・中小企業産業大学校での返却も可能です。
※ただし、時間外は返却できません。

福井商工会議所の窓口での貸出・返却
宅配便による貸出・返却もご利用いただけます

・お目当ての資料等が決まっている場合や返却の際にご利用いただけます。
・ご希望の資料が貸出可能かどうか、事前にお問い合わせください。
①氏名　②貸出カード番号　③送付先住所　④ご連絡先電話番号　⑤貸出を希望する資料名と登録番号を確認させていただきます。
※宅配便による貸出・返却に伴う送料は実費負担となりますので、ご了承ください。

問い合わせ先

ネット通販・取引支援センター
TEL　0776-67-7428　FAX　0776-67-7439

ＩＴ業界を担う人材の育成

ＩＴ業界を担う人材の発掘、育成、確保のために、ソフトウェアコンペティションを行っています。

ふくいソフトウェアコンペティション

県内の大学生等を対象に、プログラム等の作品を公募し、その優秀性と先進性を競うソフトウェアコンペティションを実施します。

◆ 募　集 ◆

【募集部門（予定）】
- 一般部門、他

【表彰内容（予定）】
- 福井県ソフトウェア大賞　１点
- 優秀賞　２点
- 福井県ＩＴ産業団体連合会会長賞　１点
- 協賛企業賞、特別賞　数点（予定）

対　象

福井県内の大学院、大学、短大、高専、専門学校、職業訓練校、高等学校、中学校に在学する学生・生徒の方
※福井県出身者であれば県外在住も対象
※個人、グループ不問（１グループ最大３名）

募集内容　実行可能なアプリケーションであること。動作端末は不問。

募集時期　6～10月　（※１２月に表彰者を決定予定）

出品料　無料

平成２９年度 実績

応募作品数　２１点

入賞作品
福井県ソフトウェア大賞　１点
優秀賞　２点
福井県IT産業団体連合会会長賞 １点
協賛企業賞　１３点
奨励賞　２点

審査会
平成２９年１１月１１日（土）
平成２９年１２月２日（土）
福井大学

表彰式
平成２９年１２月１６日（土）
福井県産業情報センター

受賞作品プレゼン＆デモ

【福井県IT産業団体連合会　賀詞交歓会】
平成３０年１月２２日（月）
ユアーズホテルフクイ
- 共催団体である福井県IT産業団体連合会が開催する賀詞交歓会にて、プレゼンテーションの機会を頂き、上位作品を学生自らによるプレゼンテーションを実施。



審査会の模様（福井大学）



入賞者集合写真（福井県産業情報センター）

募集の詳細はホームページに掲載します　http://www.fisc.jp/fsc/

問い合わせ先
販路開拓支援部　創業・Eビジネス支援グループ
TEL　0776-67-7411　FAX　0776-67-7439

情 報 提 供

情報誌やメールマガジン、ホームページなどを通して、当センターの事業の他、県内支援機関のイベント情報や公募情報を発信しています。

情報誌F-ACT（ファクト）の発行

奇数月の２５日に隔月情報誌『Ｆ－ＡＣＴ（ファクト）』を発行しています。ビジネスで話題になっているテーマを取り上げた特集や企業事例を豊富に紹介するほか、トレンドとなっているトピックに関する連載記事など、盛りだくさんの情報をお届けします。

発 売 日	奇数月25日	発行部数	3,400部（うち1,700部を県内企業・組合様に配布しています）
ページ数	22ページ	入手方法	下記F-ACTホームページからお申込ください。
価　　格	無料		電話かFAX（下記問い合わせ先）でも、お申し込みを受け付けています。

http://www.fisc.jp/fact/

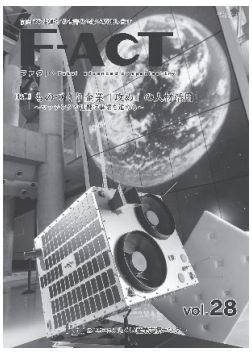
※ ホームページからPDF形式により全誌面を読むこともできます。
※ 県内金融機関や商工会議所・商工会の窓口でもご覧になれます。

主な掲載内容　＝ vol.２８の例 ＝

■ 特集…「ものづくり企業 攻めの人材活用～マッチングや連携で事業を進める～」をテーマに、国や県の施策を活かして人材を呼び込み、新たな分野への挑戦や現場の改善につなげる企業の取り組みを紹介しています。

■ シリーズ「今月の注目企業」… 施策を生かして事業を前進させる県内企業を紹介
■ シリーズ「グッドデザインシンキング」…グッドデザイン賞受賞の県内事例を解説
■ インフォメーション等 … 公的機関の施策情報や新聞記事情報を紹介

毎号、県内企業の取り組み事例を中心に、貴社の経営に役立つご紹介しています。
経営戦略のヒントに、経営者や従業員のモチベーションアップにお読みください！



ホームページによる情報提供

ふくい産業支援センターのホームページが、昨年７月にリニューアルしました。事業の紹介はもちろんのこと、セミナーやイベントの開催、助成金の募集などといった、新着情報を随時アップしているほか、事業を活用された企業様の事例もご紹介しています。



このほか、ブログ、facebookにより、常時新鮮な情報をお届けしています。

- 週刊！ふくいナビ情報 ･･･講演会や研修、助成金など、企業経営に役立つ旬な情報が満載。
- ふくい受発注情報 ･･･全国各地で開催される各種展示商談会情報や県内外の企業からの発注情報をお届けします。
- ふくい産業支援センター【IT関連セミナー・研修情 ･･･IT関連の研修やセミナーの最新情報をお届けします。
- ＪＡＧＩ通信 ･･･科学技術に関する国の助成事業の公募や産学官交流の講演会などについて最新情報をご提供します。
- デザインのことなら！～ INTER-DESIGN FUKUI ～ ･･･当センター事業を中心に、全国各地で開催されるデザインセミナーやイベント情報をお知らせします。

ふくいナビ ～福井の企業支援施策を見つけるためのポータルサイト～

県内の中小企業支援機関（*）と連携し、福井の企業支援施策を集めたサイト、『ふくいナビ』を運営しています。

※（県内の商工会議所、商工会、中小企業団体中央会
県工業技術センター、県立大学地域経済研究所等の支援機関
県産業労働部、政策統計・情報課　ほか）

『ふくいナビ』アドレス
http://www.fukui-navi.gr.jp/

活用ポイント

・さまざまなビジネスイベント情報、報告書データなどが毎日更新されるため、情報収集に役立ちます。

・自社のメールマガジンやメーリングリストを無料で作成できます（ビジネス用途限定です。審査があります）。

オススメ①　『週刊！ふくいナビ情報』メールマガジン

毎週、「ふくいナビ」の中からタイムリーな情報をメールでお届け！！
講演会や研修、助成金など、企業経営に役立つ旬な情報が満載です。

『週刊！ふくいナビ情報』(無料)の購読をご希望の方は、
HP『週刊！ふくいナビ情報』（メールマガジン）頁よりご登録ください。



オススメ②　自社の情報も登録・発信が可能です！

支援機関以外でも、県内企業や産業の活性化に役立つ情報を登録・掲載することができます。

イベント・講演会等に関する情報、募集に関する情報、統計・データに関する情報等をぜひご登録ください。

オススメ③　独自メルマガ・ＭＬの作成

ビジネス上で使うメールマガジンやメーリングリストを無料で作成できるサービスを提供しています。社内での情報共有や、他社とのネットワーク強化等にご利用いただけます。
※開設には審査があります。

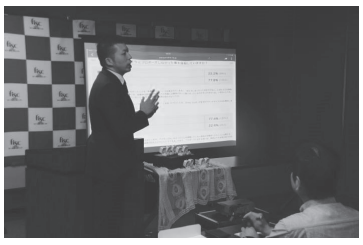
企業等の情報の登録は
『ふくいナビ』情報登録ページ
http://www.fukui-navi.gr.jp/all_req.php

メディア向け合同プレゼンテーション会の開催

当センターの事業を活用し開発された新商品や新規事業などの認知向上を図っていただくため、メディア関係者へのプレゼンテーション会を開催しています。事前サポートメニューとして、専門家による個別指導とリハーサル会によりプレゼンテーションのブラッシュアップができるほか、当日のプレゼンテーションの様子はYoutubeでLIVE配信されます。

開　催　数	年2回（9月、2月予定）
定　　員	4～5社程度
費　　用	無　料

※ 参加者は随時募集中です





【プレゼンテーション事例】ジュエリー土屋様：発表した新事業が福井新聞に掲載されました。

問い合わせ先	総務部 TEL　0776-67-7414　FAX　0776-67-7419

福井県産業情報センター　坂井市丸岡町熊堂3-7-1-16

情報産業の育成と中小企業の情報化支援を目的とした施設です。イベントホールや会議室のほか、ＩＴ研修用のパソコン実習室、ＩＴ関係の創業間もない企業を対象としたインキュベートルームなどの貸出施設があり、企業の情報化の促進やＩＴを使ったビジネス展開等にご利用いただけます。
７階にコワーキングスペースおよび創業を目指す方に安価で利用していただけるスタートアップエリアを整備するとともに、入居施設の小割化を実施し、小さな規模でスタートするＩＴベンチャーに方に一層利用しやすくなりました。

コワーキングスペース＆スタートアップエリア

◯コワーキングスペース

wifi環境が完備したコワーキングスペースを無料で利用できます。個人やグループでの利用、ミニ勉強会などで利用できます。

［開設日時］
月曜日から金曜日
（祝日、年末年始を除く）
午前9時～午後9時
※事前予約で、ミニ勉強会や交流会を行うことも可能です。



◯スタートアップエリア

ITを活用した創業を考えている方や事業計画を作成中の方が気軽に利用できるシェアオフィス型の入居施設です。

［部屋のタイプ］ ※㎡単価820円
＜マイクロ＞4室　＜Ａタイプ＞13.95㎡　＜Ｂタイプ＞15.45㎡
＜スモール＞4室　＜Ａタイプ＞19.95㎡　＜Ｂタイプ＞22.11㎡
◎入居に際しては審査があります。
◎入居期間6カ月（最長1年まで入居期間延長が認められる場合があります）

◯来住者IT創業支援事業
直近1年以上県外に居住し、県内に移住後1年以内に福井県産業情報センターに入居し創業を目指す方に対し、創業準備にかかる経費を支援します。（3名、1名あたり20万円）

入居施設（インキュベートルーム、共同研究室）

ITを活用した創業や新規事業に取り組む方に事務所スペースを提供します。



◆**インキュベートルーム**　8室　※ 単価820円／㎡
＜タイプA＞　7室　広さ27.13㎡　　＜タイプB＞　1室　広さ26.60㎡

◆**共同研究室**　2室　※ 単価820円／㎡
＜タイプA＞　1室　広さ36.47㎡　　＜タイプB＞　1室　広さ59.74㎡

対　象　※インキュベートルームの場合

・情報通信関連産業分野の企業および個人で立ち上がり期（事業計画開始からおおむね5年以内）の方で、支援を要する方
・情報通信関連産業分野へ進出または研究開発に取り組もうとする中小企業（部門の新設）で、支援を要する方
・情報通信関連産業分野の立ち上がり期にある者の支援のために活動する者であって、特に認めた方

◎ 空き室がある場合は、当センターホームページ等でお知らせします。 ※入居に際しては審査があります。
◎ 入居期間は1年（最長3年まで入居期間の延長が認められる場合があります）

入居施設（技術開発室）

ITを活用して事業を行う企業向けに、高度なネットワーク環境を持つ事務所スペースを提供します。

◆技術開発室　18室 ※ 部屋面積は26.69㎡～109.16㎡のタイプから選べます。
※㎡単価2,030円(使用面積、創業年数による割引制度もあります)

対　象

・情報通信関連産業分野の事業を行う者
・情報技術者の育成を目的として情報処理関連の教育を行う者
・福井県産業情報センターの情報通信設備を利用し、情報通信機器を高度に活用した事業を行う者
◎ 空き室がある場合は、当センターホームページ等でお知らせします。 ※入居に際しては審査があります。
◎ 入居期間は3年（入居期間の延長が可能です）

問い合わせ先

販路開拓支援部　創業・Eビジネス支援グループ
TEL　0776-67-7416　FAX　0776-67-7439

貸出施設（マルチホール、会議室）

◆マルチホール　１室（300人まで収容可能）



観覧席、教室形式と目的や規模（60～300人）に応じて使用することが可能です。
＜料金の例＞　※午前利用の場合
教室形式 13,330円／観覧席形式：21,390円

◆会議室
4室（24人収容可能2室(54人収容なら1室)、18人1室、24人1室）

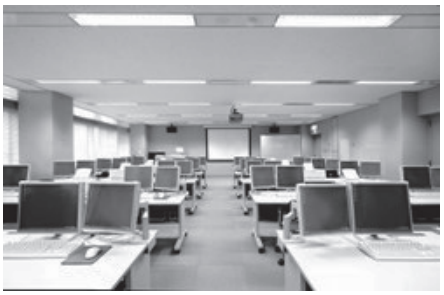




会議室ABの収容人数は各24人で、パーテーションを撤去し2室を1室にして使用すると最大54人まで利用可能になります。少人数の打ち合わせから、中規模のセミナーまで、幅広い用途にご利用いただけます。
◆ 全室wi-fi完備で様々な情報を共有することも可能です。

貸出施設（パソコン実習室、マルチメディア制作）

◆パソコン実習室　2室（21人収容可能）
生徒20台＋講師用1台設置
独自ソフトによる研修にもご利用いただけます。
※ Windows7,10に対応



◆マルチメディア制作コーナー（4Kカメラ、編集機）
福井県マルチメディアサポートセンターに4K映像を撮影する専用カメラと編集機を新たに導入し、貸出しをしています。
専門家が撮影をサポートする他、スタジオ内ではライブ配信をすることも可能です。



福井県産業情報センター施設利用、申し込みについて

利用時間　午前9時から午後9時

休館日　12月29日から翌年の1月3日

申込受付期間　利用希望日の1年前
（土日祝日・休館日の場合はその翌平日）
午前8時30分から、利用希望日の2日前まで。

料金　施設によって変わりますので
ホームページをご確認ください。

産業情報センターでは、企業に向けたIT人材育成の研修も行っています。 詳しくはP27をご覧ください。

申込方法

「福井県産業情報センター利用申込書」に必要事項をご記入の上、FAX・郵送・またはメールにてご提出ください。
※お電話または窓口での口頭によるお申込は、正式な申込になりませんのでご注意ください。

空き状況の確認、施設利用料金・申込書のダウンロード等はホームページをご覧ください。
http://www.fukui-iic.or.jp/

申込書については、郵送・FAXでの送付もしていますので、ご希望の方は、下記問い合わせ先までご連絡ください。

問い合わせ先

総務部
TEL 0776-67-7414　FAX 0776-67-7419
※福井県産業情報センターは、福井県が設置し、指定管理者として指定を受けた当センターが管理運営しています。

福井県産業情報センター 嶺南支所　小浜市小浜白鬚112

嶺南支所は、嶺南地域の中小企業の経営者・従業員、個人事業者等のＩＴ活用を支援するために、福井県が整備した施設です。
開館中いつご来所いただいても、お悩みにお答えします。
また、無料でご利用できるミニセミナーや体験コーナーも設置しておりますので、お気軽にご来所ください。



無料でご利用いただけます

相談コーナー

◆ＩＴの活用方法について、いつでも相談できます
・ご来所の際は、開館中は相談員が常時対応
・電話での相談にも対応
・嶺北地域の方のご相談にも対応

◆こんなご相談に対応させていただきます
・パソコンの操作について
・全般的な相談
・インターネットに関する相談
・トラブル解決の相談

パソコン体験コーナー

◆光ファイバー高速インターネットがいつでも使用可能

・パソコン4台設置
・Microsoft Internet 2010（インターネット）
・Microsoft Office2003 ProfessionalEdition（オフィス）
・HeTeMuLu Creator（ホームページ作成）
・Nero7 Essential（CD作成）など
他にも便利なソフトがたくさん入っています。

ミニセミナー

◆初心者の方に、無料でミニセミナーを開催
パソコンの操作や活用方法は、ちょっとしたコツが分かれば案外簡単。そんな、ちょっとしたノウハウをお教えします。

・パソコン初歩の初歩
・ホームページ作成入門
・Excel＆Word体験/便利わざ/年賀状・見積書作成
・ブログ入門
・ネットの危険からPCを守る（ウィルス駆除他）
・デジカメ撮影速効テクニック

お問合せ・お申し込みは電話または
メール（E-mail：reinan@fisc.jp）にて
講座時間：10：00～12：00（1日1講座）
定　　員：2名（お1人でも受講可）
※希望日の3営業日前までにお申し込みください。

図書閲覧コーナー

◆ＩＴ関連の雑誌や書籍を備えています。
・日経パソコン（初心者～中級者向）
・MacFan（初心者～中級者向）
・日経PC21（初心者～中級者向）

パソコン実習室

パソコン研修に利用できる施設です。
受講者用10台と講師用１台の機器を設置。

利用時間：　9：00～12：00
　　13：00～17：00
　　月～金曜、第2・4の土・日曜
※ただし、祝日・年末年始は除く

収容人数：11人
パソコン実習室利用料金（税込）
：午前1,540円 午後2,060円
パソコン利用料金（税込）
：1時間につき210円／１台



嶺南支所アドレス　http://www.fisc.jp/reinan/

問い合わせ先

福井県産業情報センター　嶺南支所
TEL 0770-52-1500　FAX 0770-52-1510
販路開拓支援部　創業・Eビジネス支援グループ
TEL 0776-67-7411　FAX 0776-67-7439

福井県中小企業産業大学校　福井市下六条町１６－１５

中小企業の人材育成を行うことを目的とした施設です。大学校主催の人材育成研修だけでなく、企業や団体が行う研修、社内会議・ミーティングの場としてもご利用いただけます。
また、宿泊施設や体育館、テニスコートも併設していますので、長時間・長期の研修やスポーツ・レクリエーションなど、様々な用途での催事開催が可能です。

企業内研修・社内会議・宿泊研修の場を提供します

～快適な環境でご利用いただけます～

■108名から少人数（2～6名）まで多種類の会場を用意
・教室、会議室の机は、全て可動式のタイプですので、初期レイアウトからの変更が自由に行えます

■宿泊施設・体育館を併設、目的に応じた幅広い活用が可能
・宿泊型の長時間研修が開催可能です
・60名収容のお食事スペース完備。研修後の懇談会やレクリエーションでの校外への移動も不要です
・宿泊室A（ツイン22室）と宿泊室B（シングル1室）のほか、和室タイプの第2会議室のご利用を合わせて、最大51名までご宿泊 いただけます

■無線LANインターネット環境を整備
・教室・宿泊室・体育館など、館内でのインターネットが無料で利用できます
※無線LAN対応のコンピュータをご持参ください

■共用駐車場を含む最大430台分の無料駐車場を完備







施設の空き状況確認からお申し込みまでの一連の手続きが、インターネットでできるようになりました。ぜひご利用ください。

【福井県中小企業産業大学校施設予約システム】https://fiib.jp/

福井県中小企業産業大学校施設利用について

利用時間　午前8時から午後10時まで
（宿泊施設は午後5時から翌日の午前9時まで）

休校日　12月28日から翌年1月4日まで
毎月 第3日曜日

申込受付期間　利用希望日が属する4ヶ月前の月の1日から、希望日の3日前まで

料金
教室によって異なりますのでWEBサイトでご確認ください
※営利目的でのご利用は通常料金の2倍
スポーツ目的以外での体育館利用は通常の3倍
準備・後片付け等でのご利用時間帯は通常の半額となります。

申込方法
WEBサイト「福井県中小企業産業大学校施設予約システム」
もしくは**「福井県中小企業産業大学校利用申込書」**
にてお申し込みください。

中小企業産業大学校では、人材育成の研修も行っています。 詳しくは P２５をご覧ください。

問い合わせ先
人材育成部（中小企業産業大学校）
TEL 0776-41-3775　FAX 0776-41-3729
※福井県中小企業産業大学校は、福井県が設置し、指定管理者の指定を受けた当センターが管理運営を行っています。

ホームページ　http://www.fisc.jp/fiib/shisetsu_top.html

県・市町の融資制度、助成制度 ご紹介

資金調達の際に所定の要件を満たす場合は、低利などの特典がある融資制度の活用がお勧めです。

対　象

①中小企業である
②融資を受ける地方自治体地域内で一定期間事業を営んでいる
③税金を完納している
④過去、返済に延滞等の事故がない
⑤許認可が必要な業種の場合には、その許認可を受けている

特　徴

低利で融資が受けられたり、保証人や担保が不要といった特典があります。
（県・市町によって制度が異なりますので、次ページ以降をご覧ください。）

目　次

県の融資制度　・・・・・・・・・　42
県の助成制度　・・・・・・・・・　46
市町の融資制度　・・・・・・・・・　51
市町の助成制度　・・・・・・・・・　61

県の融資制度　ご紹介

融資制度利用の流れ

1．金融機関の決定

※制度融資は、地方銀行、地方自治体、信用保証協会等で相談を受け付けています。

2．各機関窓口で相談・申込み

相談の際に、制度融資を利用したい旨を示しておくと、後の手続きがスムーズです。

約1週間～2週間

※申込みについては、金融機関によって必要書類が異なりますので、確認が必要です。

◆融資申込みに必要な書類（一般的な例）

①所定の申込書
②現在事項全部記載証明書
③創業計画書
④創業後数ヶ月経過の場合、試算表か収支状況の分かるもの
⑤設備支援の場合、見積書
⑥賃貸物件の場合、賃貸契約書か不動産業者の資料
⑦不動産担保を希望する場合、担保物件の登記簿謄本、公図の写し・固定資産評価証明または過程通知書
⑧フランチャイズの場合は、契約内容の分かるもの
⑨その他、添付書類　など

保証人は立てたくない
でも、保証は欲しい!!
そんな時は **信用保証協会**

3．面談日の決定・面接

約1週間

申込みが完了後、面談日通知

面談の時間は30分～1時間程度
事業内容・計画の確認、経営者の資質・会社の状況を確認するために行われます。

信用保証調査

信用保証協会が、
企業の事業内容や経営計画等を調査・検討

4．審査結果の通知

約1週間～3週間

保証書発行

保証協会は、調査結果を元に保証の諾否を決め、金融機関へ融資許可を連絡

5．融資

融資が実行され、指定した金融機関の口座に振り込まれます。信用保証協会での融資を受ける際は、協会に保証料を支払います。

6．返済

融資契約に基づき、借入金を金融機関へ返済

もし、返済できなくなったら･･･

代位弁済

この時、信用保証協会は、代位弁済した額の求償権を取得し、企業から債権を回収します。

信用保証協会で融資を受けた場合に限り、協会が企業に代わり金融機関に残金支払い

返済完了

平成３０年度中小企業向け制度融資　融資利率・保証料率一覧

資金		信用保証	責任共有制度	融資利率（年、%）	保証料率（年、%）	保証料補給
中小企業育成資金	（一般）	なし	―	1.60以下	―	―
		あり	対象	1.20以下	A	―
	企業の育児・介護・再雇用支援分					全額
	企業の女性活躍推進分					
	労働環境整備支援分					
	（小口）		対象外	0.90以下	D	―
	企業の育児・介護・再雇用支援分					全額
	企業の女性活躍推進分					
	労働環境整備支援分					
関連倒産防止資金		あり	対象	1.00以下	B	全額
	経営安定関連特例（1、2号）成立分		対象外	0.90以下	0.80	
経営安定資金		なし	―	1.30以下	―	―
		あり	対象	1.00以下	A	―
	経営安定関連特例（3、4、6号）成立分		対象外	0.90以下	0.70	―
	経営安定関連特例（7、8号）成立分		対象	1.00以下	0.60	―
	セーフティネット保証支援分（5号）					1／3
	為替変動対策分		対象	1.00以下	A※	
		なし	―	1.30以下	―	―
	危機関連保証支援分	あり	対象外	0.90以下	0.80	1／3
資金繰り円滑化支援資金		あり	対象	1.70以下	A	―
	経営安定関連特例（1～4、6号）成立分		対象外	1.40以下	0.80	―
	経営安定関連特例（5、7、8号）成立分		対象	1.70以下	0.68	―
長期借換支援資金		あり	対象	（10年以内）1.70以下 （10年超）2.10以下	A	1／3
中小企業再生支援資金		あり	対象	1.70以下	0.68	―
中小企業緊急資金		あり	対象	0.90以下	0.80	全額
			対象外	1.00以下	A	
		なし	―	1.30以下	―	
開業支援資金	（無担保）	あり	対象外	0.90以下	0.80	―
	保証料補給対象分					2,000万円以下は全額補給
	おもてなし産業支援分					1／2
	（有担保）		対象	1.00以下	A	―
	おもてなし産業支援分					1／2
事業承継支援資金		なし	―	（10年以内）1.30以下 （10年超）1.70以下	―	―
		あり	対象	（10年以内）1.10以下 （10年超）1.40以下	A	融資対象者(1)または(2)の場合1／2
産業活性化支援資金	おもてなし産業支援分 経営活性化支援分 新事業展開等支援分 県外・海外販路開拓支援分	なし	―	（10年以内）1.30以下 （10年超）1.70以下	―	―
	おもてなし産業支援分	あり	対象	（10年以内）1.10以下 （10年超）1.40以下	A	1／2
	経営活性化支援分					―
	新事業展開等支援分					1／2
	経営革新関連特例、経営力向上関連特例、農商工等連携事業関連特例、地域産業資源活用事業関連特例成立分				0.68	
	県外・海外販路開拓支援分				A	
	経営革新関連特例、経営力向上関連特例、農商工等連携事業関連特例、地域産業資源活用事業関連特例成立分				0.68	
	海外投資関係保険成立分				0.98	
オープンイノベーション支援資金		なし	―	（10年以内）1.30以下 （10年超）1.70以下	―	―
		あり	対象	（10年以内）1.00以下 （10年超）1.40以下	A	―
ＩｏＴ・ＡＩ等導入支援資金		なし	―	0.80以下	―	―
		あり	対象	0.60以下	A	

・融資利率は平成３０年４月１日現在（利率は変更する場合があります。）各資金の融資利率は、この表で定める利率以下とします。

・責任共有制度　対象：保証協会80%保証　対象外：保証協会100%保証

責任共有制度とは、信用保証協会の保証付融資について、金融機関が一定の負担を行うことで、信用保証協会と適切な責任共有を図り、両者が連携して中小企業者に対する適切な支援を行うこと等を目的とした制度

※ 経営安定関連特例成立分の場合は、保証料率が異なります。

○保証料率の体系（年、%）

企業の信用リスクによる区分（注）	A	B	C	D
①	1.70	1.49	1.90	1.96
②	1.56	1.35	1.75	1.77
③	1.37	1.17	1.55	1.58
④	1.19	0.99	1.35	1.39
⑤	1.02	0.85	1.15	1.18
⑥	0.89	0.73	1.00	0.97
⑦	0.70	0.55	0.80	0.78
⑧	0.50	0.38	0.60	0.59
⑨	0.35	0.23	0.45	0.40

（注）中小企業信用リスク情報データベース（ＣＲＤ）の評価による区分であり、直前期決算の貸借対照表等がない場合などは、⑤を基準料率とする。

平成３０年度　福井県産業労働部　助成制度

● IoT･AI等導入促進事業補助金

生産性向上を図るため、ＩｏＴ・ＡＩ等を導入する中小企業等を支援します。

＜補助内容＞
（１）「身の丈ＩｏＴ」チャレンジ枠
・比較的安価に導入できるＩｏＴ等を活用して、生産性向上を図るモデル的な取組みを支援します。
・補助率・限度額　１／２、１００万円
（２）「つながる工場・店舗」ＩｏＴ活用実証枠
・複数の企業が連携してＩｏＴ等を導入し、相互の生産性を上げるモデル的な取組みを支援します。
・補助率・限度額　【２社連携】　２／３、２００万円
【３社以上連携】２／３、３００万円
（３）ＡＩ等活用・先進型モデル枠
・ＩｏＴにより収集したデータを用いて、ＡＩやロボット等により、新たな付加価値を生む先進的な取組みを支援します。
・補助率・限度額　１／２、１，０００万円

【問い合わせ先】新産業創出課創業・新産業支援グループ　TEL 0776-20-0537

● 福井しあわせ健康産業創出支援事業補助金

医療・介護等の現場のニーズと企業のシーズの組み合わせによる試作品開発や医療機器等の販路開拓を支援します。

＜補助内容＞
◇現場ニーズの実証化補助
・医療・介護等の現場ニーズに基づく新商品・新サービスの実証を支援します。
・補助対象者　福井しあわせ健康産業協議会会員
・補助対象経費　新商品・新サービスの実証化にかかる経費
・補助率・限度額　１／２、５０万円
◇学会・医療展示会への出展補助
・医療・介護等従事者および医療・介護等機器メーカーを対象とする販路開拓を支援します。
・補助対象者　福井しあわせ健康産業協議会会員
・補助対象経費　会場借上費、展示品運搬費、印刷製本費、旅費
・補助率・限度額　１／２、２０万円

【問い合わせ先】新産業創出課創業・新産業支援グループ　TEL 0776-20-0537

● 繊維企業連携新素材開発等支援事業

福井県および石川県において、固有の技術やノウハウを有する企業が県域を越えた連携の下で行う新素材等の開発および販路開拓を支援します。（募集時期：４月以降）

・補助対象事業　：技術・ノウハウを活用した新素材開発（試作、研究開発、評価等を含む）および販路開拓（新素材の販路開拓を図る目的での展示会等の開催または出展等）
・補　助　率：２／３以内
・補助限度額：予算１，５００万円の範囲内で２～４件程度を採択予定
（１件の下限１００万円）
・補助対象者　：福井県または石川県に主たる事業所を有する繊維産業を営む者のうち、原則、中小企業者で構成された連携体（各県１者以上、合計３者以上）
・補助対象経費：試作開発費、販路開拓費

【問い合わせ先】地域産業・技術振興課繊維・製造業振興ｸﾞﾙｰﾌﾟ TEL 0776-20-0370

● オリンピック採用支援事業補助金

県内中小企業の製品等が東京オリンピックで採用または使用される製品の一部に使用されることが決定した場合、製造経費の一部を支援します。（募集時期：４月頃）

・補助対象事業：東京オリンピック組織委員会やオリンピックパートナーから受注を受け、県産品としてＰＲ効果が見込める製品の製造
・補助率等：１／２以内（１件：１００万円以内）
・補助対象者：県内中小企業、中小企業協同組合等
・補助対象経費：製造にかかる経費
・そ　の　他：受注（見込み）が決定した後、申請可能。

【問い合わせ先】地域産業・技術振興課繊維・製造業振興ｸﾞﾙｰﾌﾟ TEL 0776-20-0370

● スポーツ市場販路開拓支援事業補助金

県内中小企業等が東京オリンピックを契機として拡大するスポーツ市場へ販路拡大が出来るよう販路拡大に係る経費を支援します。（募集時期：４月頃）

・補助対象事業：県内中小企業がオリンピックを契機として販路拡大する事業
・補助率等：１／２以内（１件：４０万円以内）
・補助対象者：県内中小企業、中小企業協同組合等
・補助対象経費：サンプル製作費、パンフレット製作費、販路開拓に係る旅費、展示会出展費　等

【問い合わせ先】地域産業・技術振興課繊維・製造業振興ｸﾞﾙｰﾌﾟ TEL 0776-20-0370

● 伝統的工芸品等に対する支援

販売力の強化に向け、首都圏等の小売店やバイヤーと連携し、丹南の伝統工芸５産地や繊維、眼鏡等の県内ものづくり企業に対し、新ブランドの創出、新商品開発に加え、流通経路の確保まで含めた総合的な支援を行います。

＜補助内容＞

◇産地企業３０社の新ブランド創出、新商品開発

・自社ブランドの確立、新商品開発を目指す県内企業を公募

・デザインセンターふくいが商品企画、デザイン等を指導

・福井ものづくりキャンパス　デザインラボでの試作品制作

◇販路開拓

・首都圏等の小売店における商品取扱

（例：高島屋、大丸、近鉄百貨店、阪急百貨店等）

・主要百貨店やバイヤーが参加する商談会への出展支援

【問い合わせ先】地域産業・技術振興課伝統工芸振興室　TEL 0776-20-0377

● 将来のふくいを牽引する技術開発支援事業補助金

県内中小企業または県内中小企業グループが、他の企業や大学・公設試等、金融機関と連携体を構成して行う技術開発および販路開拓を支援します。（募集時期：４月頃）

【地域経済牽引型】

・申　請　者　：県内中小企業または県内中小企業グループ

・補助対象事業：県内中小企業または県内中小企業グループが、他の企業や大学・公設試、金融機関等と連携体を構成して行う技術開発および販路開拓
※ ユーザーとなる大企業を連携体に加えることが要件

・補助対象経費：技術開発・試作品開発費、販路開拓費

・事業期間　：２年以内

・補助限度額　：３，０００万円／件（１年目 2,000 万円、２年目 1,000 万円）
※ ２年間の事業の場合、１年目終了時に継続審査があります

・補　助　率　：２／３以内

・そ　の　他　：連携体には、以下の①②を必ず含むものとします。
①大学（国立高等専門学校を含む）、または国立研究開発法人産業技術総合研究所
②金融機関

【小規模技術開発支援型】

・申　請　者　：県内中小企業または県内中小企業グループ

・補助対象事業：県内中小企業または県内中小企業グループが、他の企業や大学・公設試、金融機関等と連携体を構成して行う技術開発および販路開拓

・補助対象経費：技術開発・試作品開発費、販路開拓費

・事業期間　：１年

・補助限度額　：５００万円／件

・補　助　率　：２／３以内

・そ　の　他　：連携体には、以下の①②を必ず含むものとします。
①大学（国立高等専門学校を含む）、または国立研究開発法人産業技術総合研究所
②金融機関

【問い合わせ先】地域産業・技術振興課産学官連携推進ｸﾞﾙｰﾌﾟ　TEL 0776-20-0374

● 敦賀港利用拡大事業助成金

荷主および物流事業者に対し、利用実績に応じた助成を行います。

区分	対象事業者	助成要件	助成内容 （下記の助成対象貨物量(TEU)×5 千円 （※6 千円）	年間限度額
小口	荷主 物流事業者	年 5TEU を超えて利用すること	新規：5TEU を超えた分 継続：50TEU を超えた分 過去の貨物量が 50TEU 以下の場合は、当年度の貨物量から最多貨物量を差し引いた分	100 万円 （※120 万円）
大口	荷主 物流事業者	年 300TEU を超えて利用すること	新規・継続：100 万円+300TEU を超えた分 （※120 万円+300TEU を超えた分）	450 万円 （※500 万円）
特定大口	荷主 物流事業者	1,000TEU を超えて利用すること	新規・継続：500 万円+1,000TEU を超えた分	1,000 万円
混載	物流事業者	敦賀港 CFS を利用した 2 社以上の混載貨物であること	新規：1TEU 以上 継続：当年度の貨物量から最多貨物量を差し引いた分	50 万円
両港連携	県内 荷主	福井港ふ頭用地を利用すること	1TEU 以上（上記に追加して助成）	300 万円

〔助成額及び年度額について〕

小口・大口の区分で、敦賀港からの距離が 50 キロ以上の場合、上記(※)の内容が適用される。

【問い合わせ先】企業誘致課敦賀港・福井港利活用グループ　TEL 0776-20-0365

● 福井港貨物集荷促進事業助成金

取扱貨物の利用実績に応じ、最大 30 万円の助成が受けられます。

助成対象事業者

〔新規企業〕

過去２カ年度の間に、福井港において輸出入、移出入を行ったことがない企業

〔継続企業〕

過去２カ年度の間に、福井港において輸出入、移出入を行った実績がある企業

	年間貨物量	助成額
新規企業	100t 以上、2,000t 未満	10 万円
	2,000t 以上、3,000t 未満	20 万円
	3,000t 以上	30 万円

	増加貨物量（前年度比）	助成額
継続企業	1,000t 以上、2,000t 未満	10 万円
	2,000t 以上、3,000t 未満	20 万円
	3,000t 以上	30 万円

【問い合わせ先】企業誘致課敦賀港・福井港利活用グループ　TEL 0776-20-0365

● 県内成長企業生産拠点拡大促進補助金

本県での操業年数が 10 年を経過している県内企業が、先端技術産業や健康長寿産業への新規参入や雇用を伴う工場増設を行った場合に、その初期投資の経費を助成する制度があります。

平成 30 年度から、設備投資促進補助の新規雇用者数の要件を緩和し、新たに U・I ターンの新規雇用に関する支援を実施します。

（１）新規参入促進補助

従業員が 100 人以上で、新たに先端技術産業や健康長寿産業に参入することにより、雇用の維持を図る県内企業に対して土地取得・建物建設費などの費用に対し助成

・補助率・交付限度額：１０％、３億円　（立地市町の交付額が上限）

（２）設備投資促進補助

先端技術産業や健康長寿産業を行う県内企業の雇用の増加を伴う工場増設に対して土地取得・建物建設費などの費用に対し助成

・補　助　率　：２０％

・交付限度額　（※立地市町の交付額が上限）

	新規雇用者数	交付限度額
㊊	５人以上１０人未満	１億円※
	１０人以上２０人未満	３億円※
	２０人以上３０人未満	６億円※
	３０人以上	１０億円※

㊊ ・U・Iターン者新規雇用：１人あたり５０万円（上限５千万円）

【問い合わせ先】企業誘致課企業立地推進グループ　TEL 0776-20-0375

福井市【融資制度】

資金名	対象者	融資 限度額	融資利率 H30.4.1現在	利子補給	保証料 補給	返済期間	返済方法	担保 保証人	問合せ・申込先
小規模企業者サポート資金	■小規模企業者（従業員数が20人以下（商業サービス業では5人以下。ただし、宿泊・娯楽業は20人以下）の方 ■市内に1年以上住所および事業所のある個人の方または市内に1年以上事業所がある法人の方 ■市内で1年以上事業を営んでいる方	2，000万円 （ただし、既存の信用保証協会の保証付融資残高との合計で2，000万円の範囲内）	0．9%（保証付）	1／2 （最初の1年間） ※ただし、設備資金を利用した場合に限る	全額	運転：5年以内 設備：7年以内 併用：7年以内 （据置6ヶ月以内）	月賦による元金均等償還	取扱金融機関の条件による	【お問合せ】 福井市商工労働部 商工振興課 （電話0776-20-5325） 【お申込み：取扱金融機関】 市内の下記金融機関窓口 福井銀行 北陸銀行 福邦銀行 福井信用金庫 越前信用金庫 北國銀行 商工組合中央金庫 みずほ銀行 三井住友銀行 【融資相談】 福井商工会議所 福井北商工会 福井東商工会 福井西商工会
社会貢献サポート資金	■中小企業者の方 ■市内に1年以上事業所がある法人または個人の方 ■市内で1年以上事業を営んでいる方 ■以下の①、④のいずれに該当する方 【子育て支援に取り組む企業】 1．福井市から子育てファミリー応援企業として認定されている企業 【環境保全に取り組む企業】 2．ISO14001を認証取得している企業 3．エコアクション21を認証取得している企業 4．グリーン経営を認証取得している企業	3，500万円	■5年以内 1．10%（保証付） 1．50%（保証なし） ■10年以内 1．40%（保証付） 1．80%（保証なし）	1／2 （最初の1年間） ※ただし、設備資金を利用した場合に限る	1／2	運転：5年以内 設備：10年以内 併用：10年以内 （据置6ヶ月以内）			
経営安定借換資金	■中小企業者の方 ■市内に1年以上住所および事業所のある個人の方または市内に1年以上事業所がある法人の方 ■市内で1年以上事業を営んでいる方 ■借換えを行うことにより、月返済額が減少する方 ■次のいずれかに該当する方 1．最近3ヶ月間の売上高が前年または前々年の同期と比較し、3%以上減少していること 2．最近3ヶ月間の売上総利益率又は営業利益率が前年同期と比較し、3%以上減少していること（ただし、3ヶ月比較が困難な場合は、直近期とその前期による決算期で比較し、3%以上減少していること）	4，000万円 ※月返済額が減少すれば、限度額の範囲内で追加融資可	■7年以内 1．60%以下（保証付） ■10年以内 2．10%以下（保証付）	—	1／4	借換：10年以内 （据置1年以内）			
効率アップ設備促進資金	■中小企業者の方 ■市内に1年以上住所および事業所のある個人の方、または市内に1年以上事業所がある法人の方 ■市内で1年以上事業を営んでいる方 ■設備を導入することで、生産性の向上や経費の削減が見込まれる方	2，500万円	1．00%（保証付） 1．30%（保証なし）	1／2 （最初の1年間）	全額	設備：10年以内 （据置1年以内）			
ものづくり開発支援資金	■中小企業者の方 ■市内に本社のある法人または事業所のある個人の方 ■市内で1年以上事業を営んでいる方 ■製造業、ソフトウェア業を営んでいる方 ■新製品・新技術の研究・開発、販路開拓などの自社として新しい取り組みを行う方	3，000万円 ※ただし、総事業費の8割を融資限度とする。	■5年以内 0．9%（保証付） 1．20%（保証なし） ■10年以内 1．00%（保証付） 1．30%（保証なし）	1／2 （最初の3年間）	全額	運転：5年以内 設備：10年以内 併用：10年以内 （据置1年以内）			

福井市【融資制度】

資金名	対象者	融資 限度額	融資利率 H27.4.1現在	利子補給	保証料 補給	返済期間	返済方法	担保 保証人	問合せ・申込先
企業立地促進資金	■事業歴が1年以上ある中小企業者の方 ■市内に1年以上住所および事業所のある個人の方、または市内に1年以上事業所がある法人の方 （ただし、市外からの移転の場合は除く） ■市内で1年以上事業を営んでいる方 （ただし、市外からの移転の場合は除く） ■次の①、②のいずれかに該当する方 ①製造業、成長産業または物流関連産業を営み、市内に工場または事業所の設置を行おうとしている方 ②福井市企業立地促進条例施行規則に定める助成金の企業立地指定を受けた方 ■工場または事業所の設置により生産性の向上や効率化が見込まれる方 ■建設資金のほか、工場、事業所の設置に伴う機械購入費、土地購入費等にも利用可能 ※ただし、土地、機械、倉庫等の購入費のみの利用は不可	（新設の場合） 5億円以内 （新設以外の場合） 2億円以内 ※ただし、総事業費の8割を融資限度とする。	■10年以内 1．10%（保証付） 1．60%（保証なし） ■10年を超え15年以内 1．40%（保証付） 1．90%（保証なし）	1／2 （最初の3年間） ※ただし、新設にて福井市企業立地促進条例施行規則に定める助成金の企業立地指定を受けた場合のみ	1／2	設備：7年以上15年以内 （据置1年以内）	月賦による元金均等償還	取扱金融機関の条件による	【お問合せ】 福井市商工労働部 商工振興課 （電話0776-20-5325） 【お申込み：取扱金融機関】 市内の下記金融機関窓口 福井銀行 北陸銀行 福邦銀行 福井信用金庫 越前信用金庫 北國銀行 商工組合中央金庫 みずほ銀行 三井住友銀行 【融資相談】 福井商工会議所 福井北商工会 福井東商工会 福井西商工会
観光施設整備資金	■中小企業者の方 ■市内に1年以上住所および事業所のある個人の方または市内に1年以上事業所がある法人の方 ■市内で1年以上事業を営んでいる方 ■次の①～⑦のいずれかの観光施設において、新設、増改築、建替え、設備設置等の設備投資を行う方 ①観光用の宿泊施設（ホテル、旅館、簡易宿　等） ②温泉保養施設（温泉、公衆浴場　等） ③交通関連施設（観光バス、遊覧船、レンタサイクル　等） ④休憩食事施設（ドライブイン、観光客向け飲食店　等） ⑤お土産品販売施設（観光土産品店　等） ⑥野外活動施設（釣魚施設、キャンプ場、遊園施設　等） ⑦体験・見学施設（製作体験、工場見学　等） <特別枠> ■上記の要件のほか、次のいずれかのエリアで設備投資を行う方 一乗谷、中心市街地、足羽山、越前海岸	3，000万円	■10年以内 1．00%（保証付） 1．30%（保証なし）	1／2 （最初の1年間） <特別枠> 1／2 （最初の3年間）	全額	設備：10年以内 （据置1年以内）			
創業支援資金 （若者・女性等）	■市内で事業を営もうとする方または市内で事業を開始して1年に満たない方 ■市内に住所および事業所のある個人の方または市内に事業所がある法人の方 ■次の①～④のいずれかに該当する方 ①若者（35歳未満）または女性の方 ②2年以内に福井市内に転入した方 ③中心市街地でリノベーションをする方 ④「福井市創業支援事業計画」に基づく認定特定創業支援事業による支援を受けた方	2，000万円	■7年以内 0．9%（保証付）	1／2 （最初の2年間）	全額	運転：5年以内 設備：7年以内 併用：7年以内 （据置1年以内）			

越前市【融資制度】

資金名	対象者	融資限度額	融資利率	利子補給	保証料補給	返済期間	返済方法	担保保証人	問合せ・申込先
中小企業等伴走型資金	■中小企業者の場合：越前市内で1年以上継続して事業を営んでいる方 小規模企業者の場合：越前市内で事業を営む方又は3ヵ月以内に事業開始予定の方 ■福井県信用保証協会が定める保証対象業種であること ■市税を完納していること ■市内の事業所における資金に充てるものであること ■許認可等を要する業種の場合、既に許認可等を受けていること ※小規模企業者：中小企業者のうち、常時使用する従業員の数が20人（商業又はサービス業にあっては5人）以下の会社又は個人事業者	■運転 2,000万円 ■設備、併用 3,000万円 （併用の場合、うち運転1,000万円以内）	2%	■対象者 融資を受けている事業者 ■補給金額 （一般補給の場合） 運転：2年間1% 設備：3年間1.3% （優遇補給の場合） 運転：3年間1.5% 設備：5年間1.5% ※優遇補給・・・融資を受ける方のうち、市が指定する特定の対象に該当する方は、一般補給と比べ交付年数及び補給率を優遇して補給します。※詳しくはお問い合わせください。 （例）越前市　持続的発展生産設備増設等事業補助金　指定企業、すくすくすまいる制度登録事業所、女性創業者、など		運転：5年以内 設備、併用：10年以内 （据置期間6ヶ月以内）	元金均等割賦償還	取扱金融機関の定めによる	【お問合せ】 越前市 産業環境部 産業政策課 （電話 0778-22-3047） 【融資相談：取扱金融機関】 市内の下記金融機関窓口 福井銀行 福邦銀行 北陸銀行 福井信用金庫
小規模企業者支援 特別資金	■常時使用の従業員が20人（商業、サービス業は5人）以下の小規模企業者で、越前市内で一年以上事業を営んでいるもの ■福井県信用保証協会が定める保証対象業種であること ■市税を完納していること ■市内の事業所における資金に充てるものであること ■許認可等を要する業種の場合、既に許認可等を受けていること	2,000万円以内 （既存の保証協会の保証付き融資残高を含む）	福井県中小企業育成資金（小口）の利率に準じる	■対象者 融資を受けている事業者 ■補給金額 融資を受けた日から1年以内に支払った利子の全額を補給（運転・設備ともに）		7年以内 （据置期間　6ヶ月以内）	元金均等割賦償還	福井県信用保証協会の定めによる	
【利子補給】 小規模事業者経営改善資金(マル経資金)の利子補給制度	■小規模事業者経営改善資金（マル経資金）融資を受けている中小企業者等 ■市税を完納していること			■補給金額 運転資金の融資を受けた日から1年以内に支払った利子の一部、又は設備資金の融資を受けた日から2年以内に支払った利子の一部を補給					【お問合せ】 越前市 産業環境部 産業政策課 （電話 0778-22-3047） 【融資相談】 武生商工会議所 越前市商工会
【利子補給】 女性、若者/シニア起業家資金（日本政策金融公庫）の利子補給制度 【利子補給】 中小企業経営力強化資金（日本政策金融公庫）の利子補給制度	【女性等創業支援資金利子補給制度】 ■左記の対象融資をご利用いただいた方で、市内で創業している（市内で創業を予定しているものを含む）女性、または創業（予定）時において、55歳以上の男性 ■市税を完納していること			■補給金額 融資を受けた日から2年以内に支払った利子の全額を補給 （運転資金・設備資金ともに）					【お問合せ】 越前市 産業環境部 産業政策課 （電話 0778-22-3047） 【融資相談】 日本政策金融公庫　武生支店

坂井市【融資制度】

資金名	対象者	融資限度額	融資利率	利子補給	保証料補給	返済期間	返済方法	担保保証人	問合せ・申込先
中小企業者等 振興資金 （一般資金）	■1年以上継続して事業を行っている中小企業者 ■個人の場合は、坂井市内に住所を有していること。 ■法人の場合は、坂井市内に事業所を有していること。 ■信用保証協会の保証対象業種であること。 ■市税を完納していること。 ■過去に不渡り停止処分を受けていないこと。	■運転 1,000万円 ■設備 3,000万円	1.6% 1.2% （保証付） 最新の利率は、坂井市ホームページにて。	平成29年3月31日までに利用された方には1%の利子相当額を当初の3年間補給	平成29年4月1日より信用保証協会の保証を受けた方に、保証料率0.6%相当分を補給	運転：7年以内 据置12ヶ月以内含む 設備：7年以内 据置6ヶ月以内含む	月賦による元金均等償還	金融機関の定めによる	【お問合せ】 坂井市 産業環境部 観光産業課 （電話 0776-50-3153） 【申込：取扱金融機関】 市内の下記金融機関窓口 福井銀行 福邦銀行 北陸銀行 福井信用金庫
中小企業者等 振興資金 （開業資金）	■新たに事業を開始しようとする方 ■創業後1年未満の中小企業者 ■個人の開業の場合は、坂井市内に住所を有していること。 ■法人の開業の場合は、坂井市内に事業所を有しようとしていること。 ■信用保証協会の保証対象業種であること。 ■市税を完納していること。 ■過去に不渡り停止処分を受けていないこと。	■運転・設備 併用 1,500万円	0.9% （無担保） 1.0% （有担保） 原則保証付 最新の利率は、坂井市ホームページにて。			7年以内 据置1年以内含む			

鯖江市【融資制度】

資金名	対象者	融資 限度額	融資利率	利子補給	保証料 補給	返済期間	返済方法	担保 保証人	問合せ・申込先
開業支援資金	①市内で2ヶ月以内に開業しようとする個人または法人で、開業に向けた具体的計画を有する者。または市内で開業して1年未満の個人または法人。 ②福井県信用保証協会が定める保証対象業種を営もうとしている者、または営んでいる者 ③償還能力を有すること。 ④市税を完納していること。 ⑤行政庁の許可、免許、登録等を要する業種の場合は、既に許可等を受けていること、または既に当該許可等について申請中であり、これを受けることが確実と認められること。 ⑥開業しようとする個人または法人は、融資申請額と同額以上の自己資金を有していること。	運転・設備資金 1,000万円 ※同一年度内の 融資限度額 1,000万円以内	■5年以内 1.0% ■5年超7年以内 1.5%	—	—	運転資金 5年以内 設備資金 7年以内 (うち据置1年以内)	均等月賦償還	取扱金融機関の定めによる	【お問合せ】 鯖江市　産業環境部 商工政策課 商工振興グループ (電話0778-53-2229) 【融資相談：取扱金融機関】 市内の下記金融機関 窓口 福井銀行 福邦銀行 北陸銀行 福井信用金庫
中小企業振興資金	①市内に住所を有し、市内で1年以上継続して事業を営んでいる中小企業者であること。 ②福井県信用保証協会が定める保証対象業種を営む者であること。 ③償還能力を有すること。 ④市税を完納していること。 ⑤行政庁の許可、免許、登録等を要する業種の場合は、既に許可等を受けていること、または既に当該許可等について申請中であり、これを受けることが確実と認められること。	運転資金 2,000万円以内 設備資金 3,000万円以内 ※同一年度内の 融資限度額 5,000万円以内	■5年以内 1.0% ■5年超7年以内 1.5% ■7年超10年以内 1.9%	融資実行日から1年間に限り、融資額のうち500万円を限度に貸出利率の1%相当額の利子を補給します。(100円未満切捨て)	県信用保証協会を利用し、保証料全額を一括納入された場合、保証料の1/2相当額(円未満切捨)を補給します。 ※融資申込時に福井県信用保証協会へ委任状(原本)を提出すること。 用件を満たす中小企業者が、鯖江市中小企業振興資金を利用された場合、信用保証料が全額補給される場合があります。	運転資金 7年以内 設備資金 10年以内 (うち据置1年以内)			
小規模企業者 特別資金	①市内に住所を有し、市内で1年以上継続して事業を営んでいる小規模企業者であること。 ②中小企業信用保険法第2条第3項で定める小規模企業者であること。 ③福井県信用保証協会が定める保証対象業種を営む者であること。 ④償還能力を有すること。 ⑤市税を完納していること。 ⑥行政庁の許可、免許、登録等を要する業種の場合は、既に許可等を受けていること、または既に当該許可等について申請中であり、これを受けることが確実と認められること。	運転・設備資金 2,000万円 ※信用保証協会の保証付き融資残高(根保証においては融資極度額)との合計で、2,000万円の範囲内	福井県中小企業育成資金(小口)の利率に準じる	融資実行日から3年間に限り、融資額のうち500万円を限度に貸出利率の1%相当額の利子を補給します。 (100円未満切捨て)	県信用保証協会を利用し、保証料全額を一括納入した場合、保証料全額を補給します。 ※融資申込時に信用保証料補給金要件認定書を福井県信用保証協会へ委任状(原本)とともに提出すること。 (注)最近3ヶ月の営業利益が前年同期に比して5%以上減少、または直近決算時の営業利益が前年決算期に比して5%以上減少していること。	7年以内 (うち据置6ヵ月以内)			
組合事業開発 振興資金	中小企業等協同組合法、中小企業団体の組織に関する法律および商店街振興組合法に基づく市内の組合 【対象資金】 市内中小企業者が事業協同組合または協同組合等を組織して事業を行うために必要な資金	2億円 ※ただし、当該組合等の事業に係る経費の80%以内	1.8%	—	—	10年以内 (うち据置2年以内)			【融資相談：取扱金融機関】 ①市内の下記金融機関窓口 福井銀行 福邦銀行 北陸銀行 福井信用金庫 ②商工組合中央金庫 福井支店

鯖江市【融資制度】

資金名	対象者	融資 限度額	融資利率	利子補給	保証料 補給	返済期間	返済方法	担保 保証人	問合せ・申込先
企業立地促進資金	1. 市内に主たる事業所を有していること、または市内で新たに事業を開始することが確実な中小企業者。 2. 市内に1年以上所在地を有していること。ただし、市外からの移転の場合はこの限りではない。 3. 製造業、ソフトウェア業、試験研究所、道路貨物運送業、倉庫業、運輸に附帯するサービス業、情報通信技術利用業またはインターネット附随サービス業を営む中小企業者であること。 4. 償還能力を有すること。 5. 市税を完納していること。 6. 行政庁の許可、免許、登録等を要する業種の場合は、既に許可等を受けていること、または既に当該許可等について申請中であり、これを受けることが確実と認められること。 ＜対象経費＞ (1)工場等の建設および機械設備の取得に係る経費 ※ただし、投下固定資産総額が5，000万円以上のものに限る。 (2)工場等を建設するための用地の取得および造成に係る経費 ※ただし、当該用地取得後6月以内に建設工事に着手する見込みのあるものに限る。	1億円以内 ※ただし、工場等の建設等に要する経費、または用地の取得および造成に要する経費の80%以内	1.5%	—	—	10年以内 (据置1年 以内含む)	均等月賦 償還	取扱金融機関の定めによる	【お問合せ】 鯖江市　産業環境部 商工政策課 商工振興グループ (電話0778-53-2229) 【融資相談：取扱金融機関】 ①市内の下記金融機関窓口 福井銀行 福邦銀行 北陸銀行 福井信用金庫 武生信用金庫 ②商工組合中央金庫 福井支店

敦賀市【融資制度】

資金名	対象者	融資 限度額	融資利率	利子補給	保証料 補給	返済期間	返済方法	担保 保証人	問合せ・申込先
中小企業経営安定資金	■市内で事業を営んでいる方 ■市内にて新たに事業を営もうとする方 注)設備資金を利用する場合は、融資申込額の1/3以上の自己資金が必要 ■市税を完納している方 ■許認可が必要な業種については、許認可を受けていること、又は認可の取得が確実であること ■返済能力のある中小企業者の方	■運転 1,500万円 ■設備 2,000万円 ■併用 2,000万円 ※設備資金および併用での申込で、小売業が店舗の新増改築を行う場合は2,500万円	福井県中小企業育成資金(一般)を借り入れる際に適用される固定利率 ※育成資金の利率が改定された場合はその改定内容を適用	有(中小企業経営安定資金等利子補給金) ※H28年3月末までに融資実行したものに限る	保証期間 3年以内は 50%補給 3年を超え7年以内は30%補給	運転：5年以内 (据置6ヶ月以内含む) 設備：7年以内 (据置1年以内含む) 併用：7年以内 (据置1年以内含む)	元金均等返済	金融機関及び 保証協会の定めによる	【お問合せ】 敦賀市産業経済部 商工貿易振興課 (電話 0770-22-8122) 【申込：取扱金融機関】 市内の下記金融機関窓口 福井銀行 北陸銀行 福邦銀行 敦賀信用金庫
小規模事業者特別資金	■市内に住所を有する個人又は市内に事業所を有する法人 ■市内にて1年以上事業を営んでいる方 ■市税を完納している方 ■許認可が必要な業種については、許認可を受けていること、又は認可の取得が確実であること ■返済能力のある小規模事業者の方	1,250万円 ※ただし、既存の信用保証協会の保証付融資残高(根保証においては融資極度額)との合計で1250万円	■福井県中小企業育成資金(小口)を借り入れる際に適用される固定利率 ※小口育成資金の利率が改定された場合はその改定内容を適用	有(中小企業経営安定資金等利子補給金) ※H28年3月末までに融資実行したものに限る	全額	運転：7年以内 (据置6ヶ月以内含む) 設備：7年以内 (据置6ヶ月以内含む) 併用：7年以内 (据置6ヶ月以内含む)			

大野市【融資制度】

資金名		対象者	融資限度額	融資利率	利子補給	保証料補給	返済期間	返済方法	担保保証人	問合せ・申込先
商工業振興資金		市内において1年以上同一事業を営んでいる中小企業者	■運転（短期） 1,000万円 ■運転（長期） 2,000万円 ■設備 2,000万円 ■併用 2,000万円	■5年以内 県中小企業育成資金（一般）の利率と同率 ■5年を超える 上記＋0.2%		■運転（長期） 1/3補給 ■設備 1/2補給	運転（短期）：1年以内 運転（長期）：7年以内 設備：7年以内 据置1年以内を含む		■短期 金融機関指定 ■長期 保証協会	【お問合せ】 大野市産経建設部 商工観光振興課　商工労働G 電話（0779）66-1111（内1804） 【申込先】 大野商工会議所 中小企業相談所 電話（0779）66-1230 【取扱金融機関】 市内の下記金融機関窓口 越前信用金庫 福井銀行 福邦銀行 北陸銀行
経営安定資金	資金繰り改善資金	市内において1年以上同一事業を営んでいる中小企業者のうち、最近3ヶ月の売上高が前年同時期の3ヶ月の売上高と比較して10%以上減少している、又は、最近3ヶ月の売上総利益率が前年同時期の3ヶ月の売上総利益率と比較して5%以上減少している中小企業者	■運転 3,000万円	■5年以内 県中小企業育成資金（一般）の利率と同率 ■5年を超える 上記＋0.2%		1/3補給	7年以内 据置1年以内を含む		保証協会	
	借換え資金	市の制度融資残高の他に複数の借入れがあり借換えを予定している中小企業者	■運転 3,000万円	■5年以内 県中小企業育成資金（一般）の利率＋0.4% ■5年を超える 上記＋0.2%						
元気企業支援資金		市内において新たに独立開業しようとする者または開業から1年以内の中小企業者	■運転 500万円 ■設備 1,000万円 ■併用 1,000万円	県開業支援資金（有担保）の利率と同率	全額		運転：7年以内 設備：10年以内 据置1年以内を含む		金融機関指定	
経営向上支援資金	経営革新・改善、異業種進出資金	市内において1年以上同一事業を営んでいる者で、経営革新計画又は事業改善計画・異業種進出計画（大野商工会議所の認定が必要）を策定した中小企業者	■運転 2,000万円 ■設備 2,000万円 ■併用 2,000万円	県中小企業育成資金（一般）の利率と同率	5年間		運転：7年以内 設備：10年以内 据置1年以内を含む		原則保証協会	
	労働環境改善・環境設備整備資金	市内において1年以上同一事業を営んでいる者で、労働環境改善計画・環境設備整備改善計画（大野商工会議所の認定が必要）を策定した中小企業者	■設備 2,000万円		全額		10年以内 据置1年以内を含む			

中小企業者…中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に規定する中小企業者、中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項第3号に規定する中小企業等協同組合及び同項第8号に規定する商店街振興組合
平成28年4月1日現在の融資利率　県中小企業育成資金（一般）…1.9%、保証付きの場合1.5%　県開業支援資金（有担保）…1.3%

小浜市【融資制度】

資金名	対象者	融資限度額	融資利率	利子補給	保証料補給	返済期間	返済方法	担保保証人	問合せ・申込先
中小企業融資制度	「お店を改装したい」「仕入れに少しまとまったお金がほしい」など事業運営のための資金が必要なときご利用ください。 ■市内で事業を6ヵ月以上営んでいること ■各種市税を完納していること ■償還能力があること	1,000万円	■保証あり 1.50% ■保証なし 1.90%	—	県信用保証協会を利用し、保証料全額を一括納入した場合、保証料の1/3を補給	運転：5年以内 設備：7年以内	月賦均等償還（ただし1年以内に償還するときは一括償還可）		【お問合せ】 小浜市 産業部商工観光課 電話（0770)53-9705(直通） 【お申込み：取扱金融機関】 市内の下記金融機関窓口 福井銀行 福邦銀行 小浜信用金庫

あわら市【融資制度】

資金名	対象者	融資限度額	融資利率	利子補給	保証料補給	返済期間	返済方法	担保保証人	問合せ・申込先
中小企業振興資金 （一般資金）	■市内において引き続き1年以上同一事業を営んでいること。 ■中小企業者であること。 ■償還について充分な能力を有すること。 ■市税等を完納していること。	■運転 1,000万円 ■設備 1,000万円 ■併用 1,000万円	1.60％ （保証付　1.20％） 【H30.4.2適用】 ※利率変動あり	■補給対象金額 融資額 ■補給金額 支払利子の1/2相当額または年利1%相当額のいずれか少ない額 ■補給期間 融資期間	無	運転：7年以内 設備：7年以内 設備及び開業資金における設備のみ据置6ヶ月以内を含む	金融機関の定めによる	金融機関の定めによる	【問合せ・申込先】 市内金融機関 【問合せ】 あわら市 経済産業部観光商工課 （電話）0776-73-8030 （HP） http://www.city.awara.lg.jp/mokuteki/industry/industry0201/p002521.html
中小企業振興資金 （開業資金）	■市内に住所を有し、市内における創業計画があること、または市内において事業を開始して1年を経過していないこと。 ■中小企業者であること。 ■償還について充分な能力を有すること。 ■市税等を完納していること。	■運転 1,000万円 ■設備 1,000万円 ■併用 1,000万円	1.30％ （保証付　0.90％） 【H30.4.2適用】 ※利率変動あり	■補給対象金額 融資額、ただし上限500万円 ■補給金額 支払利子の全額または年利1.2%相当額のいずれか少ない額 ■補給期間 融資実行日から5年以内 ■期間 平成32年3月31日までに申請したものに限る	無	運転：5年以内 設備：7年以内 設備及び開業資金における設備のみ据置6ヶ月以内を含む	金融機関の定めによる	金融機関の定めによる	
【㈱日本政策金融公庫】 小規模事業者経営改善資金 （マル経資金）	（利子補給対象者） ■商工会の経営指導を受けている小規模事業者であること。 ■㈱日本政策金融公庫において小規模事業者経営改善資金（マル経資金）の融資を受けていること。 ■市内において引き続き1年以上同一事業を営んでいること。 ■償還について充分な能力を有すること。 ■市税等を完納していること。 ■過去にマル経資金で利子補給を受けていた者は、その交付対象期間終了後から2年を経過していること。	■運転 2,000万円 ■設備 2,000万円	1.11％ 【H30.4.2現在】 ※利率変動あり	年利1%相当額 ただし他の利子補給を利用することで1%未満になる場合はその利率に相当する額	無	運転：7年以内（据置期間1年以内） 設備：10年以内（据置期間2年以内）	㈱日本政策金融公庫の定めによる	無	【問合せ・申込先】 あわら市商工会 （電話）0776-73-0248 （HP）http://www.shoko-awaracity.or.jp/ 【問合せ（利子補給）】 あわら市 経済産業部観光商工課 （電話）0776-73-8030 （HP） http://www.city.awara.lg.jp/mokuteki/industry/industry0201/p004729.html
【㈱日本政策金融公庫】 創業関連資金	（利子補給対象者） ■㈱日本政策金融公庫において創業に関する資金の融資を受けていること。 ■市内に住所を有し、市内における創業計画があること、または市内において事業を開始して1年を経過していないこと。 ■中小企業者であること。 ■償還について充分な能力を有すること。 ■市税等を完納していること。	㈱日本政策金融公庫の定めによる	㈱日本政策金融公庫の定めによる	■補給対象金額 融資額、ただし上限500万円 ■補給金額 支払利子の全額または年利1.2%相当額のいずれか少ない額 ■補給期間 融資実行日から5年以内 ■期間 平成32年3月31日までに申請したものに限る	無	㈱日本政策金融公庫の定めによる	㈱日本政策金融公庫の定めによる	㈱日本政策金融公庫の定めによる	【問合せ・申込先】 ㈱日本政策金融公庫福井支店　国民生活事業 （電話）0776-73-0248 （HP） https://www.jfc.go.jp/n/finance/sougyou/index.html 【問合せ（利子補給）】 あわら市 経済産業部観光商工課 （電話）0776-73-8030 （HP） http://www.city.awara.lg.jp/mokuteki/industry/industry0201/p007730.html

勝山市【融資制度】

資金名	対象者	融資 限度額	融資利率	利子補給	保証料 補給	返済期間	返済方法	担保 保証人	問合せ・申込先
中小企業振興対策資金	中小企業者の自主的な経営の合理化及び近代化を促進し、経営の安定及び振興を図ります。 ■対象者 商工業を営み、下記の条件を満たす企業者 1. 市内において引き続き6か月以上同一事業を営んでいること。 2. 市税を完納していること。(市税完納証明書添付) 3. 融資金の償還について十分な能力を有している人	■設備資金 3，000万円以内	■5年以内 1.20% ■10年以内 1.50% H27.4.1から適用 ＊変更することがあります。	有り	無し	設備資金 5年～10年以内 (据置1年以内)	割賦 償還	金融機関の定めによる	【お問合せ】 勝山市 商工観光部商工振興課 商工・繊維振興グループ 電話（0779)88－8105 【取扱金融機関】 市内の下記金融機関窓口 福井銀行 福邦銀行 北陸銀行 越前信用金庫
		■運転資金 1，000万円以内	■5年以内 1.20% ■7年以内 1.50% H27.4.1から適用 ＊変更することがあります。			運転資金 5年～7年以内 (据置1年以内)			
		■併用 3,000万円以内 ※運転資金は1,000万円以内	■5年以内 1.20% ■10年以内 1.50% H27.4.1から適用 ＊変更することがあります。			併用 5年～10年以内 (据置1年以内)			
小規模企業振興対策資金	国が定める小規模零細企業保証制度に準じて、小規模企業者に事業資金を融資することにより、経営の安定及び振興に寄与することを目的とします。 ■対象者 商工業を営み、下記の条件を満たす企業者 ①従業員数20人以下(商業またはサービス業の方は5人以下) ②市内において引き続き6か月以上同一事業を営んでいること。 ③市税を完納していること。(市税完納証明書添付) ④融資金の償還について十分な能力を有している人	■運転資金 1，000万円以内 ■設備資金 1，000万円以内 ■併用 1，000万円以内 ただし、県信用保証協会の保証残高が2,000万円の範囲内とする。	■7年以内 1.20% H23.4.25から適用 ＊変更することがあります。 原則県保証協会の保証を付す。			運転：7年以内 設備：7年以内 併用：7年以内 (据置6か月以内)	割賦 償還		
新規開業資金	小規模事業を新たに営もうとする人に必要な資金を融資し、新規事業者の育成を図ります。 ■対象者 新たに市内で小規模事業を営む下記の条件を満たす人 1. 市内に住所があり、自己資金のみでの新規開業が困難な人 2. 市税を完納していること（市税完納証明添付） 3. 融資金の償還について十分な能力を有している人	■運転資金 1，000万円以内	■5年以内 1.10% ■7年以内 1.40% H27.4.1から適用 ＊変更することがあります。			運転 5年～7年以内 (据置1年以内)	割賦 償還		
		■設備資金 1，500万円以内 ■併用 2,000万円以内(うち運転資金は1，000万円以内)	■5年以内 1.10% ■10年以内 1.40% H27.4.1から適用 ＊変更することがあります。			設備、併用 5～10年以内 (据置1年以内)			
公害防止施設等整備資金	中小企業等が行う公害防止施設の設置又は改善等に必要な資金を融資し、公害防止施設等の整備促進を図ります。 ■対象者 市内に工場等を有し、下記の条件を満たす人 1. 自己資金のみでは公害防止施設の整備をすることが困難な人 2. 市税を完納していること（市税完納証明書添付） 3. 融資金の償還について十分な能力を有している人	■設備 1，000万円 以内	■5年以内 1.90% ■7年以内 2.10% H23.4.25から適用 ＊変更することがあります。			5年～7年以内 (据置1年以内)	金融機関の定めによる		

永平寺町【融資制度】

資金名	対象者	融資限度額	融資利率	利子補給	保証料補給	返済期間	返済方法	担保保証人	問合せ・申込先
中小企業資金（一般資金）	■法人にあっては、本町内に事務所を有し、かつ引き続き1年以上同一事業を営んでいる中小企業。 ■個人事業者にあっては、本町内に1年以上住所を有し、かつ引き続き1年以上同一事業を営んでいる者。 ■各種町税を完納していること ■保証協会の保証対象業種であること。	1,500万円	1.2% （保証付） 変動あり	利子補給あり（貸付利率の0.5%を超える利息分を補給）	保証料の1/2を補給	・運転資金 5年以内 ・設備資金 7年以内 ・併用 7年以内	月賦元金均等償還	無担保 保証人については保証協会の定めによる	【お問合せ】 永平寺町商工観光課 （電話 0776-61-3921） 【取扱金融機関】 福井銀行　町内各支店 福井銀行　福井医大支店 福邦銀行　松岡支店 福井信用金庫　松岡支店 越前信用金庫　北郷支店
中小企業資金（開業資金）	■本町内に住所を有する法人もしくは個人 ■本町内で事業を開始する具体的な計画があること、又は町内で事業を開始して1年未満であること。 ■各種町税を完納していること。 ■保証協会の保証対象業種であること。	自己資金と同額を限度とし、500万円以内	0.9% （保証付） 変動あり						

若狭町【融資制度】

資金名	対象者	融資限度額	融資利率 H24.4.1現在	利子補給	保証料補給	返済期間	返済方法	担保保証人	問合せ・申込先
若狭町中小企業経営安定資金	町内において引き続き1年以上同一事業を営む個人または法人で、商工会の会員となっている町税完納の中小企業者	1,000万円	融資期間5年まで年利1.8%、5年超年利2.0%	なし	取扱金融機関の定めるところによる	7年以内	取扱金融機関の定めるところによる	取扱金融機関の定めるところによる	【申込先】 わかさ東商工会 （電話 0770-45-0222）
勤労者生活安定資金	町内に住所を有する勤労者で町税の滞納がない者	150万円	融資期間3年まで年利1.3%、3年超5年以内年利1.6% （別途保証料0.8%が必要）			3～5年以内		無担保	【申込先】 北陸労働金庫敦賀支店 （電話 0770-22-1345）

高浜町【融資制度】

資金名	対象者	融資限度額	融資利率	利子補給	保証料補給	返済期間	返済方法	担保保証人	問合せ・申込先
中小企業振興資金	町内に主たる住所を有し、同一事業を1年以上経営している中小企業の方	1,000万円	■5年以内 1.80% ■5年超7年以内 2.00%	年度中に償還した返済金額の1/2を補給	なし	7年以内 （据置6ヶ月含む）	月賦均等償還	保証協会の定めによる	【お問合せ】 高浜町産業振興課 （電話0770-72-7705）

おおい町【融資制度】

資金名	対象者	融資限度額	融資利率	利子補給	保証料補給	返済期間	返済方法	担保保証人	問合せ・申込先
中小企業振興資金	町内の中小企業者が行う経営の合理化および近代化のために必要な資金について、その一部を融資し、中小企業の振興発展に努めるものです。 ■商工会の会員であること。 ■町内に主たる住所を有すること。 ■町内で同一事業を1年以上継続して営んでいること ■事業所及び代表者が融資金の償還能力を有する町税完納者であること ■融資にあたり、町、商工会、金融機関等に情報提供することに同意すること。	1,000万円	■5年以内 保証あり1.6% 保証なし1.8% ■7年以内 保証あり2.0% 保証なし2.2%	融資申請の際に信用保証協会の保証制度を活用した中小企業者に対して返済した額にかかる利子の1/2（10円未満切捨）を補給します。	全額	7年以内	元金均等月賦償還		【お問合せ】 おおい町商工観光振興課 （電話 0770-77-4056） おおい町商工会 （電話0770-77-0135）

南越前町【融資制度】

資金名	対象者	融資限度額	融資利率	利子補給	保証料補給	返済期間	返済方法	担保保証人	問合せ・申込先
中小企業経営安定資金	■商工会に加入し、町内において引続き1年以上同一事業を営んでいる中小企業者 ■町税等の完納者で融資金の償還能力を有する中小企業者	50万円以上500万円以内	《保証人2人》 ■3年以内　2.05% ■5年以内　2.20% 《保証人1人》 ■3年以内　3.6% ■5年以内　3.8%	利子補給あり（設備資金80%以内、運転資金50%以内）	—	1年以上5年以内	元利均等月賦償還	無担保 保証人 ：1人以上	【お問合せ】 南越前町観光まちづくり課 （電話0778-47-8002） 【融資相談：取扱金融機関】 福井銀行　南条支店 （電話0778-47-3050）

美浜町【融資制度】

資金名	対象者	融資限度額	融資利率	利子補給	保証料補給	返済期間	返済方法	担保保証人	問合せ・申込先
美浜町中小企業経営安定資金	■本町内に事業所を有し、資本金または出資の額が5，000万円以下並びに常時使用する従業者の数が50人以下の法人もしくは個人であって商工業またはサービス業を営むもの ■本町内において引き続き原則として1年以上同一事業を営んでおり、融資の償還能力を有し、 ■すべての租税負担等を完納している中小企業者	1,500万円	融資期間5年まで年1.8% 融資期間5年超年2.0%	年1.5%	—	7年以内	月賦による元金均等償還	取扱金融機関の条件による	【お問合せ】 美浜町商工観光課 （電話0770-32-6705） 【お申込み：取扱金融機関】 町内の下記金融機関窓口 福井銀行 福邦銀行 敦賀信用金庫 【融資相談】 わかさ東商工会　美浜支所
美浜町創業支援	■町内で事業を営んでいない事業所で、融資後6月以内に町内で新たな事業を開始する具体的計画を有するもの ■町内で事業を営んでいない事業所で、融資と6月以内に町内に新たに会社を設立し、事業を開始する具体的計画を有する者 ■町内で事業を営んでいない事業所で、町内で新たに事業を開始、もしくは新たに会社を設立し5年を経過していないもの ■町内の事業所においては、町税等を完納しているもの	300万円	年1.3%	年1.0%	—	5年以内			

福井市【助成制度】

制度名	支援内容	対象要件	問合せ・申込先
ものづくり支援事業補助金 【新技術・新製品開発】	■補助対象事業 （1）生産や製造などの効率化を図ることを目的とした新たな技術の開発 （2）技術を活用することにより、機能性の向上などを目的とした新たな製品の開発 ※ソフト、情報通信技術、デザインのみ変更された製品を除く ■補助率 補助対象経費の1/2以内 ■補助限度額 110万円（内10万円は、産業財産権導入費に限る。） ■補助対象経費 原材料費、機械装置リース費、工具・器具費、外注加工費、委託費、技術指導費、産業財産権導入費、共同研究費、広告宣伝費 ■補助対象者の決定方法 専門家による審査会（プレゼンテーション形式）	■補助対象者 （1）市内の中小企業者 （2）市内の中小企業者グループ （3）市内の中小企業団体 ※主たる中小企業者が、市内に本店を有し事業を営んでいること ■補助対象要件 ・国、県、市その他公的機関などの同種の補助金を受けていないこと ・市税を滞納していないこと	【お問合せ】 福井市　商工労働部 商工振興課 （電話 0776-20-5325） 【参考】 http://www.city.fukui.lg.jp/dept/d260/syoukou/index.html
小規模企業者人材育成補助金	■補助対象事業 （公財）ふくい産業支援センター、福井県立大学ビジネススクール（短期ビジネス講座に限る）、（独法）中小企業基盤整備機構、福井商工会議所などが実施する研修、講座等の受講 ■補助率 補助対象経費の1/2以内 ■補助限度額 5万円 ■補助対象経費 受講費、教材費 ■審査方法 書類審査	■補助対象者 市内の小規模企業者 （従業員が、商業・サービス業では5人以下、その他の業種では20人以下の事業者） ※市内に本店を有し事業を営んでいること ■補助対象要件 ・補助対象経費の総額が、1講座の受講につき1人あたり1万円以上（税抜）であること ・国、県、市その他公的機関などの同種の補助金を受けていないこと ・市税を滞納していないこと	
グッドデザイン開発支援補助金	■補助対象事業 自社商品等のパッケージデザインの開発又は改良 ■補助率 補助対象経費の1/2以内 ■補助限度額 50万円 ■補助対象経費 デザイン企画開発費、デザイン購入費、産業財産権等導入費、専門家謝金、国体標章等の使用料 ■補助対象者の決定方法 書類審査	■補助対象者 （1）市内の中小企業者 （2）市内の中小企業者グループ （3）市内の中小企業団体 ※主たる中小企業者が、市内に本店を有し事業を営んでいること ■補助対象要件 ・過去に当該補助金の支援を受けていないこと ・国、県、市その他公的機関などの同種の補助金を受けていないこと ・市税を滞納していないこと	
新市場開拓補助金	■補助対象事業 ①一般展示会（国内） 国内（県外）で独自に開催する展示会または出展する展示会 ②一般展示会（国外） 国外で独自に開催する展示会または出展する展示会 ■補助率 補助対象経費の1/2以内 ■補助限度額 ①30万円、②50万円 ■補助対象経費 会場借料費、会場装飾費、梱包運搬費、旅費、外国語資料作成費、広告宣伝費、通信費、専門家謝金、通訳報酬費、委託費 ■補助対象者の決定方法 書類審査	■補助対象者 市内の中小企業者 ■補助対象要件 次の（1）～（5）の全てを満たすこと （1）市内に本店を有し事業を営んでいること （2）平成25年度以降、当該補助金の支援を受けたことが1回以下であること （3）自社商品等を出展すること （4）国、県、市その他公的機関などの同種の補助金を受けていないこと （5）市税を滞納していないこと	

福井市【助成制度】

制度名	支援内容	対象要件	問合せ・申込先
生産性向上設備投資支援補助金	■補助対象事業 ①中小企業者枠 生産設備の増強や新たな生産方法の導入に必要な設備の設置 ②小規模企業者枠 生産設備の増強や新たな生産方式の導入に必要な設備の設置又は既存機械の改造 ※ただし、次に該当する事業は対象外となります。 ・直接生産を行わない設備の導入 ・リース、レンタル又は割賦契約を用いた設備の導入 ・中古設備の導入 ■補助率 補助対象経費の1/3以内 ■補助限度額 100万円（併せてIoT化を図る場合は、130万円） ■補助対象経費 機械購入費、設計費、工事費、据付にかかる経費 （導入設備のIoT化を図る場合は、IoT化に係る経費） ■補助対象者の決定方法 専門家による審査会（書面審査）、現地調査	■補助対象者 ①（1）市内で製造業を営む中小企業者 （2）市内で製造業を営む中小企業者グループ （3）市内の中小企業団体 ※市内に本店を有し、1年以上継続して事業を営んでいること ②市内で製造業を営む小規模企業者 （従業員が、商業・サービス業では5人以下、その他の業種では20人以下の事業者） ※市内に本店を有し、1年以上継続して事業を営んでいること ■補助対象要件 次の（1）～（6）のすべてを満たすこと （1）市内において自ら使用する事業所等に設備を導入すること （2）補助対象経費が、 ①300万円以上の事業であること ②100万円以上の事業であること （3）国、県、市その他公的機関などの同種の補助金を受けていないこと （4）申請した年度内に事業が完了すること （5）平成25年度以降に、福井市生産拡大設備投資支援事業の支援を受けていないこと （6）市税を滞納していないこと	【お問合せ】 福井市　商工労働部 商工振興課 （電話 0776-20-5325） 【参考】 http://www.city.fukui.lg.jp/dept/d260/syoukou/index.html
がんばるリノベ応援事業	■補助対象事業 リノベーションにおいて出店又は開設を行う事業 ※リノベーションとは リフォームのように元の状態に戻すのではなく、老朽化した遊休不動産を取り壊すことなく、「新しい使い方」による空間活用で価値を生む行為です。遊休不動産を「価値のあるもの」「可能性のあるもの」と捉え、うまく利用して手を加えていくことで新しい事業が展開できます。 ■補助対象者 店舗等の出店者 ■補助率 補助対象経費の1／2以内 ■補助限度額 100万円 ■補助対象経費 1　出店者が業者と契約して行う次の経費 （1)改修工事費（設備工事、内装工事、解体工事等） （2)工事と一体的なものとして必要となる設計や廃棄物処分等の経費 2　出店者が自ら行う工事に係る次の経費 （1)使用料及び賃借料 （2)原材料費（使用箇所及び使用量が確認できるものに限る） ※補助対象経費のうち、上記補助対象期間に出店者等が支払った経費を対象とする。 ■補助対象者の決定方法 書面審査、審査委員会でのプレゼンテーション、現場確認等	■審査会（プレゼンテーション形式）により決定します。 審査は以下の評価基準に基づき、補助対象事業の可否を審査します。 ・現状分析：地域の課題を捉えられているか。 ・事業コンセプト：人とまちを繋げる場づくり及びに周辺地域の魅力向上に効果の高い事業であるか。 ・事業計画：おおむね5年以内で初期投資を回収する投資計画になっているか。 ・地域との連携：地域ならではの地域資源の活用がみられるか。地域、関係者との連携は図られているか。 ・周辺への波及効果：他の店舗や住民、地域への波及効果が期待できるか。 ■申請期間 開業予定日の9ヶ月前から2ヶ月前まで 必ず事前相談を受けてください。 ※リノベーションまちづくりとは・・・ 遊休不動産をリノベーションの手法を用いて再生することで、そのまちの地域課題を解決し「 産業振興」「雇用創出」「コミュニティ再生」「エリア価値の向上」を図る取組です。つまり、まちの中の使われていない建物や空き地の新しい使い方をみんなで考えて、みんなで楽しく使って、まちを元気にする、民間主導による公民連携のまちづくり手法です。 個々のリノベーション事業の特徴としては、 (1)初期投資が小さい (2) スピード感がある (3)事業性・収益性が高い が挙げられます。	

福井市【助成制度】

制度名	支援内容	対象要件	問合せ・申込先

企業立地助成金

対象業種等	地域	立地形態	助成率	一事業当たり交付限度額	交付要件	
					投下固定資産取得額	新規雇用者等
製造業 ◎基幹産業 繊維産業 化学産業 中核企業	●用途地域 ●市長が特に認める地域	新設	投下固定資産相当額の10% ◎基幹産業の場合は20%	8億円	30億円以上	50人以上
				7億円		40人以上
				6億円	10億円以上	30人以上
				5億円		20人以上
				3億円	3億円以上	10人以上
				2億円		5人以上
		移設		2億円	1億円以上	3人以上
		増設		2億円	1億円以上	3人以上
成長産業 ・自動車関連産業 ・航空宇宙関連産業 ・ICT関連産業 ・健康医療関連産業 ・エレクトロニクス関連産業 ・ロボット関連産業 ・農商工関連産業		新設	投下固定資産相当額の20%	8億円	30億円以上	50人以上
				7億円		40人以上
				6億円	10億円以上	30人以上
				5億円		20人以上
				3億円	3億円以上	10人以上
				2億円		5人以上
				1億円	5，000万円以上	3人以上
		移設		2億円	5，000万円以上	3人以上
		増設		2億円	5，000万円以上	3人以上
物流関連産業		新設	投下固定資産相当額の10%	2億円	3億円以上	5人以上
		移設		1億円	1億円以上	3人以上
		増設			1億円以上	3人以上

＜投下固定資産取得額＞ ①土地取得費　②工場等の取得に要した費用　③償却資産課税台帳に記載された固定資産取得額
＜投下固定資産相当額＞ ①土地取得費　②家屋課税台帳に記載された固定資産評価額　③償却資産課税台帳に記載された固定資産取得額

【お問合せ】
福井市　商工労働部
商工振興課
企業立地推進室
（電話 0776-20-5143）

【参考】
http://www.city.fukui.lg.jp/dept/d260/kigyou/index.html

福井市【助成制度】

<table>
<tr><th>制度名</th><th>支援内容</th><th>対象要件</th><th>問合せ・申込先</th></tr>
<tr><td>研究開発施設立地助成金及び本社機能施設立地助成金</td><td>
<table>
<tr><th rowspan="2">対象施設</th><th rowspan="2">地域</th><th rowspan="2">立地形態</th><th rowspan="2">助成率</th><th rowspan="2">一事業当たり交付限度額</th><th colspan="2">交付要件</th></tr>
<tr><th>投下固定資産取得額</th><th>新規雇用者等</th></tr>
<tr><td rowspan="2">研究開発施設</td><td rowspan="3">●用途地域
●市長が特に認める地域</td><td>新設・増設</td><td>投下固定資産相当額の20%</td><td>2億円</td><td>1億円以上</td><td>ー</td></tr>
<tr><td>移設</td><td>投下固定資産相当額の10%</td><td>1億円</td><td>1億円以上</td><td>ー</td></tr>
<tr><td>本社機能施設</td><td>新設・増設・移設</td><td>投下固定資産相当額の10%</td><td>2億円</td><td>5，000万円以上</td><td>3人以上</td></tr>
</table>
</td><td></td><td rowspan="4">【お問合せ】
福井市　商工労働部
商工振興課
企業立地推進室
（電話 0776-20-5143）

【参考】
http://www.city.fukui.lg.jp/dept/d260/kigyou/index.html</td></tr>
<tr><td>研究員雇用奨励助成金</td><td>■研究員の雇用に対する助成金
・新規雇用者1人につき　80万円
・転属者1人につき　40万円
（1事業当たり交付限度額　1億円）</td><td>■対象要件
研究開発施設を設置する企業（※）

（※）企業立地助成金、研究開発施設立地助成金及び本社機能施設立地助成金該当企業</td></tr>
<tr><td>空き工場等活用助成金</td><td>■取得
投下固定資産相当額の10%
（交付限度額：1，000万円）
■賃借
賃借料の2分の1（最長3年間）
（限度額：20万円／月）</td><td>■対象者
製造業等の事業を営む企業
■補助対象場所
住居系以外の地域
■立地形態
新設・移設
■その他要件
・市内の工場等のうち、売買または賃貸借が可能な「空き工場等」として市に事前登録している物件（延べ床面積500㎡以上）を活用すること
・事業に必要な許可等を取得（見込みを含む）していること
・市税を滞納していないこと</td></tr>
<tr><td>中心市街地オフィス立地助成金</td><td>■家賃補助（最長3年間）
補助額：賃借料の2分の1
交付限度額：10万円/月（従業員10人以下）
20万円/月（従業員11～20人）
30万円/月（従業員21人以上）
■人件費（最長3年間）
補助額：新規雇用者1人につき20万円
転属者1人につき10万円
交付限度額：300万円</td><td>■対象者
製造業等のオフィスを新設する企業
■補助対象場所
福井市中心市街地（105．4ヘクタール）内
■その他要件
・6ヵ月以上継続して雇用されている従業員が2人以上いること
・市に事前登録している物件（オフィスの床面積が20㎡以上）を賃借すること
・市税を滞納していないこと</td></tr>
</table>

福井市【助成制度】

制度名	支援内容	対象要件	問合せ・申込先
育児応援企業養成奨励金	<育児短時間勤務制度等利用促進奨励金> ■奨励金額：10万円（利用期間1か月以上～3か月未満） 15万円（利用期間3か月以上） <育児休業代替要員確保支援奨励金> ■奨励金額：休業期間中における代替要員の賃金総額　×　1／2 交付限度額：10万円	■対象事業主 〔共通〕 ・福井市内に事業所又は営業所を有し、中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者であること ・市税を滞納していないこと 〔育児短時間勤務制度等利用促進奨励金〕 ・育児短時間勤務制度等の利用を希望した、市内で勤務する就学前の子を持つ労働者に、1か月以上の期間で制度を利用させたこと ・初めて労働者に育児短時間勤務制度を利用させた事業主であること 〔育児休業代替要員確保支援奨励金〕 ・育児休業を取得した市内で勤務する労働者に対する代替要員を1か月以上確保したこと ・初めて代替要員を確保したこと ・代替要員の確保の時期が事業主が妊娠の事実について知りえた日以降であること ※「初めて」とは男性労働者又は女性労働者それぞれについて、事業主が初めて制度を利用させた場合	【お問合せ】 福井市　商工労働部 しごと支援課 （電話 0776-20-5321） 【参考】 http://www.city.fukui.lg.jp/dept/d260/shigoto/index.html
目指せ介護離職ゼロ推進奨励金	<介護休業・介護短時間勤務制度等利用促進奨励金> ■奨励金額：10万円（利用期間2週間以上～1か月未満） 15万円（利用期間1か月以上） <介護休業代替要員確保支援奨励金> ■奨励金額：休業期間中における代替要員の賃金総額　×　1／2 交付限度額：10万円	■対象事業主 〔共通〕 ・福井市内に事業所又は営業所を有し、中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者であること ・市税を滞納していないこと 〔介護休業・介護短時間勤務制度等利用促進奨励金〕 ・介護休業又は介護短時間勤務制度等を、市内で勤務する要介護の家族を持つ労働者に2週間以上の期間で制度を利用させたこと ・初めて労働者に介護休業又は介護短時間勤務制度を利用させた事業主であること 〔介護休業代替要員確保支援奨励金〕 ・介護休業を取得した市内で勤務する労働者に対する代替要員を確保したこと ・初めて代替要員を確保したこと ・代替要員の確保の時期が介護休業の開始日から概ね2週間前の日以降であること ※「初めて」とは男性労働者又は女性労働者それぞれについて、事業主が初めて制度を利用させた場合	
キラリ輝く職場環境づくり推進事業補助金	■経費補助 補助額：対象事業に係る経費の2分の1 対象経費：報償費、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、委託料、賃借料　など 交付限度額：対象事業ごとに上限5万円（※1事業者につき、1会計年度あたり上限10万円/年）	■対象事業 ・育児休業や介護休業を取得しやすい職場環境づくりを行う事業 ・女性管理職の養成や女性の職域拡大など女性の活躍推進に取り組む事業 ・イクメン・イクボスの養成に取り組む事業 ・仕事と家庭の両立を応援する職場風土の形成に取り組む事業 ・労働時間の短縮や柔軟な働き方の実現に取り組む事業 〔具体例〕 ・育児・介護休業法に規定されている基準を上回る制度導入のための就業規則の改定 ・女性管理職養成に関する研修会への社員派遣 ・子育てに関する男性の意識改革のための社内研修会の実施 ・ファミリーデー等の実施 ・特別休暇の導入等の就業規則の改定 ■対象事業主 ・福井市内に本社を有し、中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者であること ・市税を滞納していないこと	
U・Iターン就職者正規雇用促進奨励金	■奨励金交付 〔H30.4.1以後に対象労働者を正規雇用した場合〕 奨励金額：10万円／人 交付限度額：1事業者につき、1会計年度あたり20万円 〔H30.4.1以前に対象労働者を正規雇用した場合〕 奨励金額：12万円／人 交付限度額：1事業者につき、1会計年度あたり24万円	■対象事業者 ・福井市内に雇用保険適用事業所を有すること ・中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者の範囲を超えていないこと ・市税を滞納していないこと ・次の対象労働者を雇い入れていること 雇い入れ日から起算して6か月以上継続して対象労働者を正規雇用していること ■対象労働者 ・1年以上県外に住所を有した後、雇い入れ日前3か月以内に福井市内へ転入し、申請日まで転出していないこと ・雇い入れ日に20歳以上50歳未満であること ・雇い入れ時に新規学卒者でないこと ・市内で勤務していること	

福井市【助成制度】

制度名	支援内容	対象要件	問合せ・申込先
若年者正規雇用奨励金	■奨励金交付 〔H30.4.1以後に対象労働者をトライアル雇用した場合〕 奨励金額：10万円／人 〔H30.3.31以前に対象労働者を正規雇用した場合〕 奨励金額：12万円／人	■対象事業者 ・福井市内に雇用保険適用事業所を有すること ・中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者の範囲を超えていないこと ・国のトライアル雇用の期間終了直後に対象労働者を正規雇用に転換し、引き続き、6か月以上雇用していること ・市税を滞納していないこと ■対象労働者 ・トライアル雇用開始時に福井市の住民であること（途中で転出した場合は対象外） ・トライアル雇用開始時に45歳未満であること	【お問合せ】 福井市　商工労働部 しごと支援課 （電話 0776-20-5321） 【参考】 http://www.city.fukui.lg.jp/dept/d260/shigoto/index.html
若年者キャリアアップ助成金	■助成金交付 〔H30.4.1以後に対象労働者を正規雇用へ転換した場合〕 有期　→　正規：10万円／人 無期　→　正規：　5万円／人 〔H30.3.31以前に対象労働者を正規雇用へ転換した場合〕 助成金額：国の助成額（助成額の加算分を除く）　×　1／2　／人	■対象事業者 ・福井市内に雇用保険適用事業所を有すること ・中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者の範囲を超えていないこと ・市内の事業所において、対象労働者を有期契約労働者又は無期雇用労働者から正規雇用労働者に転換し、引き続き6か月間継続して正規雇用していること ・国のキャリアアップ助成金（正社員化コースのうち正規雇用への転換に限る）の支給決定を受けていること ・市税を滞納していないこと ■対象労働者 ・正規雇用転換時に福井市の住民であること（途中で転出した場合は対象外） ・正規雇用転換時に35歳未満であること	
雇用奨励金	■奨励金交付 奨励金額：12か月間に支払った賃金　×　1／5 交付限度額：障がい者　204，000円、　母子家庭の母等　144，000円 父子家庭の父　144，000円、　東日本大震災被災者　144，000円 発達障がい者　204，000円	■対象事業者 ・ハローワークの紹介により雇用し、国の特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース、被災者雇用開発コース及び発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース）の受給後も、1年以上雇用継続していること ・福井市内に事業所等を有すること ・市税を滞納していないこと ■対象労働者 ・助成対象期間、申請時に福井市の住民であること ・雇用継続していること	
中小企業退職金共済等加入促進奨励金	■奨励金交付 奨励金額：掛け金の20%相当額　×　12か月 交付限度額：被共済者1人あたり　12，000円 ※ただし、1事業者あたり上限12万円	■対象事業者 ・「中小企業退職金共済」又は「特定退職金共済」に新規に加入し、契約締結した月から連続した12箇月間の共済掛金を納付したこと ・福井市内に事業所等を有すること ・中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者であること ・市税を滞納していないこと	

越前市【助成制度】

制度名	支援内容	対象要件	問合せ・申込先
企業立地促進補助金	越前市内で、要件を満たす工場、機械設備等の新設・増設を行う場合、補助金を交付します。 ■補助率　20% ■補助限度額(1回あたり)　最大3億円 ※市外からの新規立地の場合、最大5億円(初回のみ) ※総限度額　12億円	■対象経費　・・・下記の合計額 ・土地取得費・造成費 ・建物建設費(生産施設に係る部分) ・機械設備等設置費 ■対象業種、交付要件 ・先端技術産業　　投下固定資産額10億円以上、新規雇用者数10人以上 ・一般製造業等(A)　投下固定資産額10億円以上、新規雇用者数30人以上　※ ・　〃　(B)　投下固定資産額1億円以上、新規雇用者数10人以上　※ ・試験研究所　　投下固定資産額1億円以上、新規雇用者数10人以上 ・情報サービス業　　投下固定資産額3000万円以上、新規雇用者数10人以上 ※一般製造業等(A)、(B)は1回限度額が異なります。 《加算措置》 ・雇用促進補助金:市内に住所を有する新規雇用者　10万円/人　※ (UIJターン者、女性エンジニアの場合更に10万円/人加算) ・環境・福利施設等整備補助金 ①環境・福利施設等整備費　:　生産施設の床面積1㎡あたり1500円(上限1500万円) ②女性雇用促進環境施設整備費　:　経費の1/2(上限500万円)	【お問合せ】 越前市 産業環境部　産業政策課 (電話 0778-22-3047)
地球環境に貢献するモノづくり事業補助金	エコカー関連やLEDなど環境関連技術分野やリサイクル製品など環境に配慮した製品づくりのための設備投資に対して補助します。 ■補助率　20% ■補助限度額(1回あたり)　2000万円 ※総限度額　6000万円	■交付要件 投下固定資産額5000万円以上、新規雇用者数3人以上 ■対象経費　・・・下記の合計額 ・土地取得費・造成費 ・建物建設費(生産施設に係る部分) ・機械設備等設置費 《加算措置》 上記「企業立地促進補助金」欄記載のとおり	
持続的発展生産設備増設等事業補助金	越前市内で、要件を満たす工場、機械設備の新設・増設及び更新を行う場合、補助金を交付します。 ■補助率　10% ■補助限度額(1回あたり)　中小型:2000万円　小規模型:1000万円 ※総限度額　中小型:6000万円　小規模型:3000万円	■対象業種、交付要件 ・中小型(一般製造業等のうち中小企業者):投下固定資産額5000万円以上、新規雇用者数3人以上 ・小規模型(　〃　小規模企業者)　:投下固定資産額2000万円以上 ■対象経費　・・・下記の合計額 ・土地取得費・造成費 ・建物建設費(生産施設に係る部分) ・機械設備等設置費 《加算措置》 上記「企業立地促進補助金」欄記載のとおり	
ホテル等立地補助金	第3期市中心市街地活性化基本計画で定める区域で、平成34年3月31日までに着工される旅館又はホテルの新設・増設を行う場合、補助金を交付します。 ■補助率　20% ■補助限度額　最大2億円 ※交付を受けられる回数は、宿泊施設に付き1回に限る ※一団の敷地の中で複数の建物から構成される宿泊施設であっても、1の宿泊施設とする	■対象業種、交付要件 ・ホテル旅館業(A):投下固定資産額6億円以上、新規雇用者数10人以上、交付限度額2億円 ・ホテル旅館業(B):投下固定資産額3億円以上、新規雇用者数3人以上、交付限度額1億円 ■対象経費 ・建物建設費(建設工事費、電気設備工事費及び機械設備工事費に限る) 《加算措置》 上記「企業立地促進補助金」欄記載のとおり	
空き工場等活用助成金	市内の空き工場等の既存ストックの有効活用と地域産業の活性化を図ると共に雇用機会の拡大を図るため、市内の空き工場等を再利用して事業を行う企業に対して助成金の交付を行います。 ■補助金の額 ・(賃借の場合)賃借費:2分の1以内　最大3年間(上限200千円/月) ・(取得の場合)取得費:20%(上限1000万円)	■対象経費 (1)工場及び工場敷地の賃借費(敷金、礼金、保証金及び仲介手数料は対象外) (2)工場及び工場敷地の取得費 ■対象要件 (1)延床面積600㎡以上 (2)雇用者が3人以上増加すること	
原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業	旧武生市地域において、次の給付要件を満たしたときに操業支援として、電気料金の概ね4割を8年間(最長)、給付金が交付されます。 ■申請時期:年2回(4月、10月)	■対象区域 旧武生市区域 ■対象要件 1. 電力契約の新設または増設があること 2. 雇用者数が3名以上増加すること ※詳しくは電源地域振興センター(℡03－6372－7307)まで、お問い合わせください。	
今立工業団地立地企業支援補助金	今立工業団地立地企業に対して、支払電気料金を計算基礎とした操業支援補助金を交付します。 ■交付金額 ・支払った電気料金の2分の1以内　最大4年間(上限600千円/月)	■対象要件 1. 電力契約の新設又は増設があること。 2. 雇用者数が3人以上増加すること。	

越前市【助成制度】

制度名	支援内容	対象要件	問合せ・申込先
原子力発電施設等立地地域指定による固定資産税の不均一課税	旧武生市区域内で対象要件を満たす企業の設備投資に係る地方税が軽減されます。 ・固定資産税（3年間）初年度　0、第2年度　0.35/100、第3年度　0.7/100	■対象業種、対象要件 製造業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業 （製造業の場合）生産設備等に係る投資2,700万円以上 （製造業以外）生産設備等に係る投資2,700万円以上、かつ増加雇用者数15人以上 ■対象区域 旧武生市区域	【お問合せ】 越前市 産業環境部　産業政策課 （電話 0778-22-3047）
地域活力向上地域における固定資産税の不均一課税	本社機能の移転又は拡充を行う企業の設備投資に係る地方税が軽減されます。 （1）拡充型 ・固定資産税（3年間）　1年目　0、2年目　0.46/100、3年目　0.93/100 （2）移転型 ・固定資産税(3年間)　1年目　0、2年目　0.35/100、3年目　0.7/100	■対象要件 （1）拡充型 福井県が指定する区域内に立地する企業が本社機能等を整備する場合 ・・・本社機能を有する事務所、研究所、研修所などに供する土地、建物、構築物、機械設備に係る投資3,800万円以上、かつ増加雇用者数10人以上（中小企業：1,900万円以上かつ増加雇用者数5人以上） （2）移転型 東京23区から福井県が指定する区域内に本社機能等を移転整備する場合 ・・・本社機能を有する事務所、研究所、研修所などに供する土地、建物、構築物、機械設備に係る投資3,800万円以上、かつ増加雇用者数10人以上（中小企業：1,900万円以上かつ増加雇用者数5人以上） ※増加雇用者数については、過半数は東京23区内の事業所からの転勤者であること	
越前市産業人材育成支援事業	越前市内の中小企業等や女性創業者が、従業員等の人材育成や創業・経営ノウハウの習得を目的とした、人材育成講座の受講、外部から指導員を招いた技術研修、外国人技能実習生技能検定受験又は女性創業者等グループが主催する事業について支援します。 ■補助金の額 ①人材育成講座の受講、外部から指導員を招いた技術研修、外国人技能実習生技能検定受験 補助対象事業費の1/2以内 （ただし1企業等年間10万円を上限とし、予算の範囲内で交付） ②女性創業者等グループが主催する事業 補助対象経費の10/10以内	■補助金の交付対象者 越前市内に住所を有する中小企業及び個人事業者 女性創業者又はグループ（市内で創業または創業予定の女性） ■補助金の交付対象 ①次に掲げる人材育成機関が開催する講座 ・（財）ふくい産業支援センター ・福井県立大学ビジネススクール（短期ビジネス講座に限る） ・（独）中小企業基盤整備機構 ・武生商工会議所及び越前市商工会 ・（独）国立高等専門学校機構　福井工業高等専門学校 ・（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構福井支部　福井職業能力開発センター ・生産性向上人材育成支援センター ②外部指導員を招聘する技術研修 ③外国人技能実習生技能検定受験 ④女性創業者等グループ研修 ■補助金の交付対象経費 ①の場合、1講座1人当たり1万5千円以上の受講料及び主催者指定のテキスト代 ②の場合、外部指導員の招聘旅費及び技術指導費 ③の場合、外国人技能実習生が受験する職業能力開発促進法に基づく技能検定受験手数料（3級に限る） ④の場合、講座の開催、自己研鑽会等の集会の開催、県外の創業者団体との交流	
越前市展示会等出展支援事業補助金 ＊募集期間有り	市内の中小企業者等が、販路拡大のため、県外の展示会等に係る経費を補助します。 また、女性創業者又は女性創業者3名以上を含むグループが市内外の展示会・販売会へチャレンジ出展する経費を補助します。 ■補助金の額 ①展示会等出展 ・補助率：対象経費の1/2以内 ・補助額上限： 出展1年目：上限20万円　出展2年目：上限30万円　出展3年目：上限40万円 ※同一年度内に2つ以上又は国外の展示会等に出展する場合は、上限額に10万円加算 ※小規模企業者に該当する場合、出展6年目まで補助期間延長　（4～6年目上限額：40万円） ※海外の展示会等出展分は、出展6年目まで補助期間延長　（4～6年目上限額：50万円） ②女性創業者チャレンジ出展 ・補助率：対象経費の2/3以内 ・補助額上限：個人申請　3万円、グループ申請　5万円	■対象要件 ①展示会等出展 ・対象事業：県外（国外を含む）で開催され、1回の出展につき、小間料又は出展料と展示装飾費の合計が20万円以上の展示会への出展　※ただし、即売会・物産展等販売を主目的とするものを除く ・対象者：下記区分のア、イ、ウ ・対象経費：出展・小間料／展示装飾費／展示会等の会場配布用パンフレット等作成費／展示会等に係る案内状の購入又は作成及び発送費／通訳料／展示物等送料（海外出展のみ） ※小規模企業者は旅費・宿泊費（1名分）を経費に加えることができる ・申請回数：1回／年 ②女性創業者チャレンジ出展 ・対象事業：越前市内外で開催される、1回の出展につき、小間料又は出展料と展示装飾費の合計が5,000円以上（グループ：1万円以上）の展示会・販売会への出展 ・対象者：下記区分のウ ・対象経費：出展・小間料、展示装飾費、展示会等の会場配布用パンフレット等作成費／展示会等に係る案内状の購入又は作成及び発送費 ■対象者区分 （ア）越前市内に住所を有する中小企業者又は小規模企業者 （イ）市の伝統産業（和紙、打刃物、指物）に携わる中小企業団体　又は3者以上で構成する団体 （ウ）女性創業者（市内で創業または創業予定の女性）又は女性創業者3名以上を含むグループ	

越前市【助成制度】

制度名	支援内容	対象要件	問合せ・申込先
越前市新事業チャレンジ支援補助金 ※一部審査会（募集期間）有り	市内の中小企業者等が新規性のある事業の創業及び新分野への進出等の新事業の創出を目指して行う活動及び特許などの知的財産権取得活動に対して、補助金を交付します。 ■補助金の額 対象経費の1/2以内で次に定める額を上限とし、予算の範囲内で交付します。 （1）一般部門　※審査会あり 研究開発事業：250万円、販売促進事業：100万円 （2）知的財産権取得部門　※随時受付 特許・実用新案　10万円、意匠・商標　5万円	■対象要件 （1）一般部門 ・対象者： 市内に事業所を有し事業活動を行う常時使用する従業員が100人以下の中小企業者、中小企業団体、及び個人事業者又は市内で新事業を創出しようとする常時使用する従業員が100人以下の中小企業者、及び個人事業者 ・対象事業 A）研究開発事業　B）販売促進事業 ・対象経費 専門家指導受入費、委託費、原材料費、市場調査費、試験費、展示会等出展費、販売促進費、事務費など （2）知的財産権取得部門 ・対象者：市内に事業所を有し事業活動を行う中小企業者、中小企業団体、及び個人事業者、又は市内で新事業を創出しようとする中小企業者、及び個人事業者 ・対象事業、経費：特許、実用新案、意匠及び商標の知的財産権の取得（登録・出願）に取り組む事業及びそれに係る経費 ※経費によっては補助対象とならない場合がありますので、詳しくはお問合せください。	【お問合せ】 越前市 産業環境部　産業政策課 （電話 0778-22-3047）
ビジネスマッチングサイト 「えちぜんモノづくりNET」	市内中小製造業者の持つ技術、商品が300社以上登録された「えちぜんモノづくりNET」を運営しています。ビジネスマッチングにお役立てください。	市内中小製造業者を登録	【お問合せ】 越前市 産業環境部　産業政策課 （電話 0778-22-3047） 武生商工会議所 （電話 0778-23-2020） 越前市商工会 （電話 0778-43-0877）
越前市PR応援商品　登録制度	市が指定するロゴマークを使用し、越前市をPRする商品を登録する制度です。 ・登録した商品は、ウェブサイト「えちぜんモノづくりNET」で紹介します。 ・商品のパッケージ等にロゴマークを表示するための補助として、シール配布や製版・改版費用の一部を補助します（製版・改版費用の2/3）。 ・登録商品を展示会等に出展する場合、展示会等出展支援事業補助金の補助金額を5万円加算します。	①市内の事業者が市内で生産、製造している商品 ②市外の事業者が生産、製造する商品のうち越前市とゆかりあるいは歴史的つながりを有し、市内で生産される原材料を使用する商品。	【お問合せ】 越前市 産業環境部　産業政策課 （電話 0778-22-3047）
重点エリア商業活性化補助金	市が指定する重点エリア内（※まちなかエリアの一部）で、店舗を新築又は改修する場合に経費の一部を補助します。	■対象経費 内外装、厨房、給排水・衛生設備など ※ただし、補助対象経費に占める外観改修費が4分の1以上あること。 ■主な補助要件（詳しくは問い合わせてください） （1）原則として、飲食料品小売業等、飲食業又は宿泊業を営む店舗。 （2）週32時間以上、有人で営業。（夜間のみは補助対象外） （3）県内外からの観光客をもてなす新たな取り組みを行うこと。　など ■補助率：対象経費の1／2以内（ただし、補助対象金額が200万円未満の場合は対象になりません。） ■限度額：300万円	【お問合せ】 越前市 産業環境部 商業・観光振興課　分室 （電話 0778-25-6802）
まちなか出店・改装促進支援事業助成金	市が指定するまちなかエリアで店舗等を開設、改装する場合に経費の一部を補助します。	■対象経費 内外装、厨房、給排水・衛生設備など ■主な補助要件（詳しくは問い合わせてください） 週32時間以上、有人で営業、など ■補助額 75万円（ただし、補助対象金額が150万円未満の場合は対象になりません。）	【お問合せ】 まちづくり武生株式会社 （電話 0778-25-6802）
元気な商業者グループ支援事業補助金	市内商業者グループが地域資源を活用して消費拡大や地域商業の活性化を図るために行う事業を支援します。	■対象者 市内中小企業の小売商業者5者以上で構成する団体 ■対象事業、補助率、限度額等 ・基本型：地域資源を活用して消費拡大や地域商業の活性化を図るための事業（1／3以内） ・連携型：基本型に地域の団体、農業生産者、製造業者等の小売商業者以外の者が参画して事業に付加価値が加わる事業（1／2以内） ・社会課題対応型：基本型、連携型に社会課題への取組を行いコミュニティー機能が付加される事業（2／3以内） ■上限額　200万円 ■下限額　20万円 【参考】http://www.city.echizen.lg.jp/office/060/050/syoko/syougyoukasseika.html	【お問合せ】 越前市 産業環境部 商業・観光振興課　分室 （電話 0778-25-6802）

坂井市【助成制度】

制度名	支援内容	対象要件	問合せ・申込先
坂井市企業キャリア支援事業	市内の企業において、非正規雇用労働者を正規雇用に転換した場合や育児休業取得者を原職等に復帰させた事業所に対して支援します。 1 キャリアアップ支援事業 市内の企業が、非正規雇用労働者を正規労働者に転換した場合に事業所に支給する。 支給額 支給対象者一人当たり 10万円 加算額 支給対象者が40歳未満 10万円 支給対象者が母子・父子家庭の母・父の場合 5万円 2 子育て両立支援事業 市内の中小企業が、育児休業取得者の代替要員を確保し、市内に居住している当該休業取得者を原職等に復帰させた事業所に支給する。 支給額 支給対象者一人当たり 10万円	国の助成制度で認定された市内の事業所で、対象となる労働者は市内に居住していること。また市税をしている事業所であること。 ただし、対象労働者の合計人数は年間1事業所5人までとする。	【お問合せ】 坂井市 産業環境部 観光産業課 （電話 0776-50-3153）
坂井市中小企業人材育成支援事業	市内の中小企業に勤務する従業員の方の資質向上のため、人材育成研修に係る費用に対して、市が費用の一部を助成します。 市内の中小企業者の従業員に対して、人材育成機関である国・県・(公財)ふくい産業支援センター等市が認めた公的機関で開催する講座の受講料やテキスト代に係る経費(資格取得に係る経費は除く)、もしくは、市内の中小企業者が人材育成機関に委託した企業内研修に係る経費を対象とする。 補助率 補助対象経費の1/2以内 助成額 1人1万円以上の受講料や資料代で、1事業所年間10万円以内	本社及び事業所が市内にある中小企業で、市税を完納していること。なお、他の公的機関から同種の補助金を受けていないこと。	
坂井市中小企業振興支援事業	市内の中小企業者が、販路開拓やものづくりの推進に取り組む事業で、市が認めた経費に対して費用の一部を助成します。 1 知的財産権等取得活動事業 特許、実用新案、意匠、商標登録の産業財産権を取得した場合に要する経費 （出願料、特許料・登録料、弁理士等への出願委託料など） 2 産学官連携促進支援事業 大学や公的研究機関との共同研究で連携した事業に要する経費 （委託費、施設使用料など） 3 展示会出展事業 国外や県外で行う展示会出展に要する経費 （出展料、旅費、装飾などの委託料、期間中の光熱水費など） 4 新商品開発事業 事前に市が認めた製造業においての新商品開発に要する経費 （専門家指導費、機械装置リース料、委託費、広告宣伝費など） 5 販路開拓支援事業 県外で自社製品を販路開拓する際に要する経費（展示会出展に関するものを除く） （市場調査費、販路開拓に係る委託費、広告宣伝費など） 補助率 補助対象経費の1/2以内 ＊国・県等より同種の補助金を受けた場合で、市の補助との併用が認められているものは、補助対象経費の1/6以内とする 助成額 年間1補助事業者につき、20万円以内とするが、国外の展示会出展は30万円以内。 ただし、中小企業者が連携して実施する場合、20万円に連携した事業所数を乗じた額以内とするが、上限を50万円とする。国外の展示会出展は75万円以内。	本社及び事業所が市内にある中小企業または中小企業者で構成するグループまたは市が認めた事業所及び団体等で、市税を完納している事業者であること。 なお、事業者が補助金を受けられる回数は支援内容ごとに3回を限度とする。	
坂井市空家活用ビジネス支援事業	既存施設の有効活用を図るため、空家及び空店舗を活用して事業を実施する場合に、市が認めた補助対象経費の一部を助成いたします。 助成対象経費 市内の一戸建ての空家や空店舗を活用した事業に要する経費 ・補助対象経費の工事費は、市が認めた店舗・事業所の増改築工事費で、市内の建設業者が施工した工事であること ・家賃については、開業月から開業後の6カ月間の月額家賃 ■補助率 補助対象経費の1/2以内（千円未満切捨て） ■助成限度額 工事費については、市が認めた店舗・事業所の増改築工事費で、50万円以内 家賃については、開業月から開業後の6カ月間の月額家賃で、20万円以内	助成対象者 ・市内に本社または事業所を有する中小企業者及び中小企業者で構成するグループ等で、市の認定を受けた団体 ・市税の滞納がないこと ・事業内容については、福井県信用保証協会の保証対象業種であること ・空家を活用して6か月以上営業を継続していること ・坂井市商工会新規創業支援事業の補助金を併用して受けていないこと ・開業前に事業計画書を提出していること	

坂井市【助成制度】

制度名	支援内容	対象要件	問合せ・申込先
坂井市商店街等振興事業	1　商店街環境整備事業 アーケード、カラー舗装、花壇、噴水、駐車場、駐輪場、コミュニティ施設及びファーサードの改装等 補助率　補助対象経費の1/2以内（事業費20万円以上） 助成額　100万円以内 2　商店街活性化事業 共同宣伝、売り出し事業、ポイントカード導入事業、空き店舗を活用した事業、ホームページ開設事業、研修会開催、各種調査事業 補助率　補助対象経費の1/3以内 助成額　50万円以内	商店街組合法に規定する商店街振興組合及び商店街において5店舗以上で組織する市が認めた任意団体及び丸岡町TMOが実施する事業であること。	【お問合せ】 坂井市 産業環境部 観光産業課 （電話 0776-50-3153）
坂井市企業UIJターン者人材確保支援事業	市内企業のUIJターン求職者の雇用促進を目的とし、市が都市部等で行うUIJターン求職者向け就職説明会等に係る市内事業者説明担当者2名分の旅費に対して支援します。 ■補助率 補助対象経費の1/2以内（千円未満切捨て） ■助成限度額 1事業者につき年間7万円	市内に事業所を有する企業（個人にあっては、住所及び事業所を有すること）で、市税を完納していること。なお、他の公的機関から同種の補助金等を受けていないこと。	
空き工場、店舗等情報提供サービス	空き工場、店舗等の有効活用を図るため、空き工場、店舗等情報提供サービスを行っています	【参考】 http://www.city.fukui-sakai.lg.jp	
企業立地奨励金	活力ある産業環境の実現のため、坂井市に新たに進出する企業、または市内で事業施設の規模拡大を行う企業に対して支援制度を用意しています。	【参考】 http://www.city.fukui-sakai.lg.jp	

敦賀市【助成制度】

制度名	支援内容	対象要件	問合せ・申込先
信用保証料補給	■補給率 信用保証を申込む際に、保証期間3年以内の場合は保証料の50%を、3年を超え7年以内の場合は30%を補給する。	■対象者 敦賀市中小企業経営安定資金を信用保証協会の保証付きで利用し、融資実行時に保証料の全額を一括納入した中小企業者	【お問合わせ】 敦賀市産業経済部 商工貿易振興課 電話0770－22－8122
小規模事業者特別資金保証制度	■補給率 全期間分の保証料について100%（全額補給）	■対象者 敦賀市小規模事業者特別資金を信用保証協会の保証付きで利用し、融資実行をすでに受けた中小企業者	
まちなか創業等促進支援事業補助金	重点地域で創業等を行う場合の建築・設備工事費及び備品購入費等の経費の一部を支援する。 ■補助率　1/3 ■上限額　50万円	■対象者 重点地域での新規創業や第二創業に伴い、市内の金融機関又は日本政策金融公庫にて創業等の計画の審査を経て、融資の実行を受けた商業・サービス業者で、市税を完納している方。	
新商品チャレンジ事業	敦賀をPRするための新商品開発を行う事業者を支援します。 ■補助率　1/3 ■上限額　30万円	■対象者 ①敦賀市内に本社事務所を有する中小企業者又は組合等 （組合等・・・中小企業団体、商店街振興組合、生産組合など市民で構成されるグループ） ②中小企業者及びその代表者が敦賀市税を完納していること	

敦賀市【助成制度】

<table>
<tr><th>制度名</th><th>支援内容</th><th>対象要件</th><th>問合せ・申込先</th></tr>
<tr><td>企業立地促進補助金（Ⅰ）</td><td>
<table>
<tr><th rowspan="2">対象業種等</th><th colspan="3">補助要件</th><th rowspan="2">整備区分</th><th rowspan="2">補助対象経費</th><th rowspan="2">補助率等</th><th rowspan="2">交付限度額</th><th rowspan="2">備考</th></tr>
<tr><th>投下固定資産額等</th><th>新規雇用者数</th><th>立地地域条件等</th></tr>
<tr><td rowspan="3">製造業</td><td>10億円以上</td><td>20人以上（増移設：10人以上）</td><td rowspan="3">工業専用地域
工業地域
市長特認地域</td><td rowspan="9">新設
増設
移設</td><td rowspan="9">土地、建物の取得費
造成費
建物建設費
機械設備等設置費
緑化費</td><td rowspan="3">20%</td><td>3億</td><td rowspan="3">総交付限度額
6億円</td></tr>
<tr><td>3億円以上</td><td>15人以上（増移設：8人以上）</td><td>1.5億円</td></tr>
<tr><td>1億円以上</td><td>10人以上（増移設：5人以上）</td><td>1億円</td></tr>
<tr><td rowspan="3">運輸業
（事業所形態により、規模要件・設備要件あり）</td><td>10億円以上</td><td>20人以上（増設・移設又は敦賀港の貨物取扱が見込まれる場合：10人以上）</td><td rowspan="3">工業専用地域
工業地域
準工業地域
市長特認地域</td><td rowspan="2">20%</td><td>2.4億円</td><td rowspan="3">4.8億円</td></tr>
<tr><td>3億円以上</td><td>15人以上（同上：8人以上）</td><td>1.2億円</td></tr>
<tr><td>1億円以上</td><td>10人以上（同上：5人以上）</td><td>8千万円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">情報サービス業</td><td>5千万円以上</td><td>10人以上（増移設：5人以上）</td><td rowspan="2">市内全域</td><td rowspan="2">20%</td><td>1.2億円</td><td rowspan="2">2.4億円</td></tr>
<tr><td>3千万円以上</td><td>5人以上（増移設：4人以上）</td><td>8千万円</td></tr>
<tr><td>試験研究所</td><td>5千万円以上</td><td>5人以上（増移設：4人以上）</td><td>市内全域</td><td>20%</td><td>1.5億円</td><td>3億円</td></tr>
<tr><td>植物工場</td><td>5千万円以上</td><td>5人以上（増移設：4人以上）</td><td>市内全域</td><td>20%</td><td>1.2億円</td><td>2.4億円</td></tr>
</table>
</td><td rowspan="4">【お問合わせ】
敦賀市産業経済部
商工貿易振興課
電話0770－22－8122</td></tr>
<tr><td>特定地域企業立地促進補助金（Ⅱ）</td><td>
<table>
<tr><th rowspan="2">対象業種等</th><th colspan="3">補助要件</th><th rowspan="2">整備区分</th><th rowspan="2">補助対象経費</th><th rowspan="2">補助率等</th><th rowspan="2">交付限度額</th><th rowspan="2">備考</th></tr>
<tr><th>投下固定資産額等</th><th>新規雇用者数</th><th>立地地域条件等</th></tr>
<tr><td rowspan="3">製造業及び製造業の付随業務</td><td>30億円以上</td><td>30人以上（増設：25人以上）</td><td rowspan="3">敦賀市産業団地</td><td rowspan="3">新設
増設</td><td rowspan="3">土地の取得費
建物建設費
機械設備等設置費
緑化費</td><td rowspan="3">20%</td><td>4億円</td><td rowspan="3">12億円</td></tr>
<tr><td>10億円以上</td><td>20人以上（増設：15人以上）</td><td>3億円</td></tr>
<tr><td>3億円以上</td><td>15人以上（増設：10人以上）</td><td>1.5億円</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>雇用補助金</td><td>
<table>
<tr><th rowspan="2">対象業種等</th><th colspan="3">補助要件</th><th rowspan="2">整備区分</th><th rowspan="2">補助対象経費</th><th rowspan="2">補助率等</th><th rowspan="2">交付限度額</th><th rowspan="2">備考</th></tr>
<tr><th>投下固定資産額等</th><th>新規雇用者数</th><th>立地地域条件等</th></tr>
<tr><td colspan="4">Ⅰ、Ⅱに該当する事業者</td><td>事業所の建設に伴う雇用拡大に対する経費</td><td>30万円/人</td><td>3千万円</td><td>3千万円</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>空き施設活用補助金</td><td>
<table>
<tr><th rowspan="2">対象業種等</th><th colspan="3">補助要件</th><th rowspan="2">整備区分</th><th rowspan="2">補助対象経費</th><th rowspan="2">補助率等</th><th rowspan="2">交付限度額</th><th rowspan="2">備考</th></tr>
<tr><th>投下固定資産額等</th><th>新規雇用者数</th><th>立地地域条件等</th></tr>
<tr><td colspan="3">Ⅰに該当する事業者</td><td>延床面積600㎡以上
（情報サービス業：200㎡以</td><td>土地建物に係る賃借経費</td><td>1/2
3年分</td><td>3千万円</td><td>3千万円</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

鯖江市【助成制度】

制度名	支援内容		対象要件	問合せ・申込先
海外市場販路開拓支援事業補助金	市内で製造された製品で、海外で開催される見本市への出展または海外に小売店を開設する経費の一部を助成します。 ■補助率 1/2以内 ■補助金額 年度内1企業50万円以内	展示会出展に係る補助金については同一年度内に複数のメニューを利用できますが、補助限度額は合計で1企業あたり50万円となります。	■対象者 市内中小企業または2社以上の市内中小企業で構成するグループ等 ※過去も含め同一展示会への出展支援は3回を限度とする。	【お問合せ】 鯖江市　産業環境部 商工政策課 （電話 0778-53-2231） （電話 0778-53-2229）
異分野見本市等出展支援事業補助金	自社の要素技術を活用して異分野見本市に出展する市内企業に対し、出展にかかる経費の一部を助成します。 ■補助率 1/2以内 ■補助金額 年度内1企業50万円以内		■対象者 市内中小企業または2社以上の市内中小企業で構成するグループ等 ※過去も含め同種展示会への出展支援は3回を限度とする。	
地域産業販路拡大支援事業補助金	前年度・前々年度に国、福井県、鯖江市の新製品・新技術開発補助事業に採択され、その開発された新製品等により販路拡大に取り組む事業にかかる経費の一部を助成します。 ■補助率 1/2以内 ■補助金額 年度内1企業50万円以内		■対象者 市内中小企業または2社以上の市内中小企業で構成するグループ等	
デザインによるブランド育成支援事業補助金	前年度・前々年度に国、福井県、鯖江市のデザイン支援事業を受けた後、デザインによるブランド育成事業を行う経費の一部を助成します。 ■補助率 1/2以内 ■補助金額 年度内1企業20万円以内		■対象者 市内中小企業または2社以上の市内中小企業で構成するグループ等	
市場調査支援事業	新産業創出、新技術開発導入を前提とした展示会視察、調査会社等による市場調査経費の一部を助成。過去に訪れたことがない展示会や市場調査に限る。 ■補助率 1/2以内 ■補助金額 年度内1企業5万円以内		■対象者 製造業または機械器具卸売業を営む市内中小企業	
産学官連携促進支援事業補助金	大学、短期大学、高専等との共同研究事業にかかる経費の一部を助成します。 ■補助率 1/2以内 ■補助金額 年度内1企業30万円以内		■対象者 市内中小企業または2社以上の市内中小企業で構成するグループ等	
眼鏡産直ショップ開設促進事業補助金	市内の眼鏡製造者または企画商社自らが、自社製品を含む産地製品（日本製品）を消費者に直接販売するために市内に新たに店舗を開設する際に要する経費および販売促進経費の一部を助成します。ただし次の要件に該当する必要があります。 ①日本製品のみを販売する店舗 ②産地のイメージアップに繋がる事業要素を織り込んでいる店舗 ■補助金額および補助率 （初年度）300万円以内【店舗開設経費の1/5】 （翌年度）200万円以内【販売促進経費の1/2】 （翌々年度）100万円以内【販売促進経費の1/2】		■対象者 市内の眼鏡製造者または企画商社のうち、自社製品を含む産地製品（日本製品）を消費者に直接販売するために市内に新たに店舗を開設する者	

鯖江市【助成制度】

制度名	支援内容	対象要件	問合せ・申込先
起業者（IT等）市内定着促進事業補助金	市内で起業する個人または法人に対して、事業着手にあたっての事務所賃借料の一部を助成します。 ■補助率 1/2以内 ■補助金額 補助期間を24ヶ月とし、月額5万円を限度とする。 ただし、補助期間が通算12ヶ月を超える場合は、月額2万5千円を上限とする。	■対象者 市内で製造業、機械器具卸売業または情報サービス業のいずれかを企業する市内中小企業であり、かつ、次の要件のいずれかに該当するもの ①ふくい産業支援センターインキュベートルームを利用した者 ②特定産業支援事業受講認定者（創業塾受講者）	【お問合せ】 鯖江市　産業環境部 商工政策課 （電話 0778-53-2231） （電話 0778-53-2229）
創業スタートアップ支援事業補助金	市内で起業、創業するにあたり、初期投資（設備投資）に係る経費を支援 ■補助率 2/3以内 ■補助金額 補助金額は200千円と金融機関借入額のいずれか低い額を限度とする。	■対象者 市内で創業または第二創業する市内中小企業であり、かつ特定創業支援事業受講認定者（創業塾受講者）	
チャレンジ企業応援補助金	新製品・新技術の開発や新事業創出・業種転換、特許・実用新案権の取得、意匠・商標登録に対して、これらにかかる経費の一部を助成します。 ①新製品・新技術開発事業 ②新事業創出・業種転換事業 ■補助率：2/3以内 ■補助金額：1件につき2年間で300万円以内（1年200万円上限） ③知的財産権取得事業 ■補助率：1/2以内 ■補助金額：年度内1社特許・実用新案権の取得10万円、意匠・商標登録5万円	■対象者 市内での製造加工を前提とした事業で、市内中小企業または2者以上の市内中小企業で構成するグループ	
成長分野新技術開発支援補助金	「メディカル」、「ウエアラブル端末」等の成長分野に関する新製品・新技術開発に対し、経費の一部を助成 ■補助率 2/3以内 ■補助限度額 500万円	■対象者 製造業、機械器具卸売業または情報サービス業のいずれかを営む、市内に本社または生産活動の拠点となる事業所を有する者または要件に該当する者で構成されるグループ	
産地リーダー企業販路開拓支援事業補助金	国内外で開催される国際見本市等への出展にかかる経費の一部を助成 ■補助率 2/3以内 ■補助限度額 250万円	■対象者 「メディカル」や「ウェアラブル端末」等の成長分野で、かつ地域への波及効果が見込まれる事業に取り組む市内に本社を有する企業。	
産地リーダー企業産学官連携推進支援事業補助金	産学官連携による先駆的な技術開発や基礎研究にかかる経費の一部を助成 ■補助率 2/3以内 ■補助限度額 250万円		

鯖江市【助成制度】

制度名	支援内容	対象要件	問合せ・申込先
企業立地促進助成金	鯖江市における事業者の育成と企業の立地促進を図るため、事業者が特定地域内に工場等を建設した場合に助成金を交付します。 ※なお、この助成金の適用を受けるためには、用地取得（着工）前に「適用申請」が必要です。事業着手前に、商工政策課にご相談ください。	企業立地促進助成金は用地取得、工場等建設促進、環境整備、雇用促進奨励、借地借家助成金、空き家工場活用の6種 それぞれの補助率、対象者などはホームページ参照 【参考】 https://www.city.sabae.fukui.jp/kanko_sangyo/kigyoshien/kigyoyuchi/seido/sokushinjoseikin.html	【お問合せ】 鯖江市　産業環境部 商工政策課 （電話 0778-53-2231） （電話 0778-53-2229）
起業・創業促進支援事業奨励金	市内で起業・創業された企業に対し奨励金を給付します。 ■補助金額 　1企業10万円	■対象者 　新たに市内で起業・創業した製造業およびソフトウェア業を行う企業（法人に限る）	
地域産業人材育成支援事業補助金	国、県、ふくい産業支援センター等公的機関が実施する産業人材育成講座の受講にかかる経費の一部を助成します。 ■補助率 　1/2以内 ■補助金額 　年度内1企業10万円以内	■対象者 　市内の企業および事業者等(従業員が受講の場合） 　起業を志す鯖江市民	
小規模製造業設備投資補助金	市内で製造業を営む小規模企業を対象に、経営改善や競争力強化に必要な設備投資にかかる経費の一部を助成します。 ※この補助金の適用を受けるためには、事業着手前に商工政策課にご相談ください。 ■補助率 　1/10以内かつ、金融機関からの借入金の1/10以内 ■補助限度額 　50万円	■対象者 ・市内に本社があり、市内に事業所を有する小規模事業者（個人企業を含む）で、創業から12ヵ月を経過していること。 ・当該補助対象設備導入に伴い、市制度融資取扱い金融機関、日本政策金融公庫またはマル経融資による借入を行う者であること。	
商業者ステップアップ事業補助金	小規模商業者が新たな取り組みにより事業の多角化または高度化を行うための設備の導入、備品の購入費用の一部を助成します。 ■補助率 　1/2以内 ■補助限度額 　25万円	■対象者 　市内において過去3年以上、商業（卸売業、小売業）またはサービス業のいずれかを主として営む小規模商業者	
商業者キャッシュレス環境整備支援事業補助金	小規模店舗が買い物等の決済手段としてクレジットカードや電子マネーに対応した環境整備費用の一部を助成します。 ■補助率 　①飲食料品小売業（観光客向けに商品等の販売、またはふくいの伝統工芸品の販売、「ふくいの強み」として県が指定した地域産業資源を使用または活用した商品の販売を行っている店舗）　2/3以内 　②過去1年以上営業している①に該当しない小規模商業者　1/2以内 ■補助限度額 　①8万円 　②2万5千円	■対象者 　市内の小規模商業者で、過去1年以上、商業（卸売業、小売業）またはサービス業のいずれかを主として営む店舗 （チェーン店、フランチャイズ店は除く）	
商業者地場産品県外販路拡大支援事業補助金	県外での販路がある商業者が異分野の地場産品（眼鏡・繊維・漆器）を自店販売商品とのマッチングにより県外での販売を始めるためにかかる費用（チラシ印刷・備品購入等）の一部を助成します。 ■補助率 　1/2以内 ■補助限度額 　年度内1企業5万円以内	■対象者 　市内に本社（個人の場合は住民票）を有し、市内で1年以上商業（卸売業、小売業）、サービス業を営む小規模商業者	
めがねのまちさばえ応援商品開発支援事業補助金	めがねのまちさばえを応援し広くPRする新たな商品の開発や商品のパッケージデザイン費用のうち、委託の費用の一部を助成します。 ■補助率 　1/2以内 ■補助限度額 　年度内1企業20万円	■対象者 　市内に本社（個人の場合は住民票）を有し、市内で1年以上営む小規模企業者 ・パッケージデザインには公式ロゴを入れることを必須とする。	

大野市【助成制度】

制度名	支援内容	対象要件	問合せ・申込先
大野市元気チャレンジ企業支援事業	■補助金額・補助率 調査研究事業、商品開発事業、販路拡大事業…補助対象経費の1/2以内、上限100万円 女性起業家・経営者の場合：補助対象経費の2/3以内、上限130万円 設備等整備事業…補助対象経費の1/2以内、上限300万円 女性起業家・経営者の場合：補助対象経費の2/3以内、上限400万円	ベンチャー性の高い事業、地域資源等を活かした新たな名産品、土産品、農商工連携商品等の開発を行う事業に対し助成。女性起業家・経営者の場合補助率を引き上げて補助。 ■補助対象事業 市内で行う調査研究事業、商品開発事業、販路開拓事業、又は設備等整備事業のうち元気チャレンジ企業支援事業審査委員会で認定された事業 ■事業の実施期間 調査研究事業、商品開発事業、販路開拓事業…おおむね2年以内、設備等整備事業…おおむね1年以内	【お問合せ】 大野市 産経建設部 商工観光振興課 （電話0779-66-1111） （内線1803,1804,1805）
大野市店舗形成事業	■補助金額・補助率 ○店舗改装等経費補助金 店舗の新築・改装、備品購入費等の経費の1/3以内、上限100万円 ○店舗運営経費補助金（家賃補助） ・補助開始の日から1年間 家賃の1/2以内、上限30万円 ・補助開始1年経過後2年まで 家賃の1/3以内、上限20万円 ○店舗継承奨励金経費補助金 大野商工会議所の経営指導を受け、1年毎に10万円（3年間） ○女性起業家・経営者支援事業補助金 女性起業家や経営者に対し店舗の新築・改装等にかかる経費を補助	都市機能誘導区域内の空き地・空き店舗への新規出店者及び既存店舗の後継者を支援 ■補助対象事業 下記の事業に該当し大野商工会議所空地空家対策特別委員会が認めたもの 新規出店…小売店、一般飲食店その他市長が認めた事業を新たに営もうとする者又は都市機能誘導区域外において既に小売店等を営む者で、都市機能誘導区域内の空き地又は空き家に小売店等を出店しようとするもの。ただし、女性起業家・経営者の場合はエリアを問わない 事業継承…エリア内に位置する既存店舗を引き継いだ者又は引き継ごうとする者で、既存事業の継承又は新たなにぎわい創出につながる事業を展開するもの ■補助対象エリア 大野市立地適正化計画で設定されている都市機能誘導区域	
大野市おもてなし商業エリア創出事業	■補助金額・補助率 店舗の新築又は改修に係る経費の1/4以内、上限50万円	県内外からの観光客をもてなす新しい取り組みを行う店舗へ助成 ■補助対象者 観光客をもてなす新たな取り組みを行う者で、業種が菓子小売業等、飲食業又は宿泊業である事業者 ■補助対象エリア 大野市おもてなし商業エリア創出事業補助金交付要綱第3条に定める区域（本町通り、三番通り、七間通り、六間通り、五番通り、横町通り、春日通りなど）	
大野市創業促進奨励金	■補助金額 定額20万円（ただし、女性又は40歳未満の創業者は30万円） ■補助対象事業 小売業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業など	■補助対象者 平成29年4月1日以降に創業した者で、大野市創業支援事業計画に基づいた特定創業支援事業（創業者向けセミナー、専門家相談）を受けた創業者	
育児休業等取得促進事業補助	■補助金額・補助率 育児休業期間又は介護休業期間中の代替要員に要した賃金または派遣労働者の人件費の1/2以内。ただし、1人につき各月6万円を限度	■補助対象者 従業員（大野市民に限る）に育児休業又は介護休業を取得させ、代替要員の雇用又は派遣労働者を受け入れを開始し、かつ当該育児休業または介護休業期間終了後、当該従業員を職場復帰させた中小企業等の事業主	
大野市特定求職者雇用支援助成金	■補助金額・補助率 ・重度身体障害者、重度知的障害者、精神障害者、45歳以上の身体障害者、45歳以上の知的障害者 賃金総額の1/3以内、ただし20,000円に支給対象期間の月数を乗じて得た額を限度 ・身体・知的障害者、高年齢者（60歳以上65歳未満）、母子家庭の母等 賃金総額の1/4以内、ただし、10,000円に支給対象期間の月数を乗じて得た額を限度 ・高年齢者（60歳以上65歳未満）、母子家庭の母等、身体障害者、知的障害者及び精神障害者でかつ短時間労働者 賃金総額の1/8以内、ただし、5,000円に支給対象期間の月数を乗じて得た額を限度	■補助対象者 国の特定就職困難者雇用開発助成金を受けた事業者で、引き続き就職が困難な者を雇用する事業主（最大12か月まで）	
中小企業退職金共済制度加入促進補助	■補助金額・補助率 1年間の掛け金の20%	■補助対象者 前年度1年間の期間に従業員を中小企業退職金共済に加入させ、1年間掛け金を完納した事業主	

大野市【助成制度】

制度名	支援内容	対象要件	問合せ・申込先
企業立地関係の補助金等	■企業立地助成金 ■工場等用地取得助成金 ■空き工場等活用助成金 ■雇用促進奨励金 ※1回当たり交付限度額1企業当たり4億3千万円 1企業当り総交付限度額6億円 *1企業とは、同一工業団地における一企業グループ（連結決算対象企業）をいいます。	■対象業種 ・製造業 ・道路貨物運送業 ・倉庫業 ・運輸に付帯するサービス業 ・卸売業 ・学術・開発研究機関 ・情報通信業 ・コールセンター業 ■対象地域 ・市内全域 ■交付要件 ・助成金について、各々交付要件がありますので、事前にお問い合わせ下さい。	【お問合せ】 大野市 産経建設部 商工観光振興課 （電話0779-66-1111） （内線1801、1802）

小浜市【助成制度】

制度名	支援内容	対象要件	問合せ・申込先
企業振興助成金	工場等の建設に係る投下固定資産額の25%を助成 ■製造業 製造業 新設・増設　交付限度額　3億円 先端技術産業 新設・増設　交付限度額　1億円 先端技術産業以外の製造業 新設A・増設A・移設A　交付限度額　1億円 新設B・増設B・移設B　交付限度額　1億円 新設C・増設C・移設C　交付限度額　3千万円 ■先端的農商工連携施設 新設・増設・移設　交付限度額　5千万円 増設・移設　交付限度額　3千万円 ■情報サービス業 新設・増設・移設　交付限度額　3千万円 ■試験研究所 新設・増設・移設　交付限度額　3千万円	《対象業種》 製造業（先端技術産業・先端技術産業以外の製造業）・先端的農商工連携施設・情報サービス業・試験研究所 《要件》 ■製造業 製造業 新設・増設：投下固定資産30億円以上、新規雇用50人以上 先端技術産業 新設・増設：投下固定資産10億円以上、新規雇用20人以上 先端技術産業以外の製造業 新設A・増設A・移設A：投下固定資産10億円以上(移設の場合は純増加分)、新規雇用30人以上 新設B・増設B・移設B：投下固定資産3億円以上(移設の場合は純増加分)、新規雇用10人以上 新設C：投下固定資産3千万円以上、新規雇用5人以上 敷地面積1,500㎡以上または建築床面積500㎡以上 増設C・移設C：投下固定資産3千万円以上(移設の場合は純増加分)、新規雇用3人以上 敷地面積1,500㎡以上または建築床面積500㎡以上 ■先端的農商工連携施設 新設・増設・移設：投下固定資産3億円以上(移設の場合は純増加分)、新規雇用10人以上 増設・移設：投下固定資産3千万円以上(移設の場合は純増加分)、新規雇用3人以上 ※増設・移設の場合、敷地面積1,500㎡以上または建築床面積500㎡以上 ■情報サービス業 新設：投下固定資産2千万円以上、新規雇用5人以上 増設・移設：投下固定資産2千万円以上(移設の場合は純増加分)、新規雇用3人以上 ■試験研究所 新設：投下固定資産3千万円以上、新規雇用5人以上 増設・移設：投下固定資産3千万円以上(移設の場合は純増加分)、新規雇用3人以上	【お問合せ】 小浜市 産業部商工観光課 電話（0770)53-9705(直通）
電源地域の企業優遇制度	企業立地支援給付金（電力料金に対する給付金制度） 募集は年2回（上期は4月頃、下期は10月頃） 電気料金の約半額が助成（交付期間は8年間） ※申請の際、小浜市の推薦が必要になります。	■業種：製造業および自治体で支援制度を整備している業種 ■企業立地：事業所の新設・増設により契約電力が増加していること ■雇用：雇用保険の一般被保険者3名以上増えていること ■電気料金：電気料金の支払いを終えていること ※特例給付金（増加雇用人数に応じて加算額が算定されるもの）を受ける場合のみの要件 新たな投資額があること（新設・・・1千万円以上、増設額・・・5百万円以上）	
中小企業信用保証料補給	福井県経営安定資金の融資を受けた場合、信用保証料の1/3を補給（ただし、上限10万円）	《対象者》 以下のいずれにも該当すること。 ■次の要件で県の「経営安定資金」融資を受けた方 ＊県経営安定資金の「融資対象1～7」に該当する方のうち、セーフティネット保証（5号）に該当する中小企業者として市長の認定を受けた方 ■市税を完納している方 ■信用保証料を全額一括納入している方	

小浜市【助成制度】

制度名	支援内容	対象要件	問合せ・申込先
創業チャレンジ事業補助金	市内で新たに創業する方に対し、創業のスタートアップ時に必要な経費の一部支援する。 ■補助対象経費 建物取得費、店舗改装料、店舗賃借料、販路開拓費、広告宣伝費 ■補助率　各経費の1／2 ■補助限度額　最大40万円	《対象者》 ■現在事業を営んでいない方で、小浜市内において当該年度中に個人開業または法人等の設立を行う方 ■小浜市内の中小企業経営者で、当該年度当初の6月前から当該年度末の間に先代から事業承継を行い、当該年度内に既存事業以外の新事業を開始する方 ■現在事業を営んでいる方で、自らの事業の全部または一部を継続して実施しつつ、当該年度中に新たに法人を設立する方 ■現在小浜市外で事業を営んでいる方で、当該年度中内に小浜市内において事業所（本店）を移転される方 《主な要件》 ■週4日以上営業を行い、かつ3年以上継続して事業を営む意思があること ■創業に際し、金融機関から融資を受けていること　等	【お問合せ】 小浜市 産業部商工観光課 電話（0770)53-9705(直通）
空き店舗等活用企業誘致モデル事業	小浜市外の情報サービス業を営む中小企業者の、市内の空き店舗等を活用した新規事業所開設に対し、以下の経費の10分の10を補助 ■改装費（基幹的な部分に係る経費）⇒交付限度額300万円 ■賃借料（賃借期間が1年以上で期間の全部を賃借の対象とするもの） ⇒交付限度額 （操業開始時の雇用者数）10名未満：300万円 10名以上：500万円	《対象者》 ■情報サービス業を営む中小企業者 ■市外企業が市長の積極的な誘致を受け、空き店舗等を活用して、市内に新たに事業所を開設すること （事業期間：1年。従業員数に減少がなく、1名以上地元採用があった場合、最長3年まで延長可）	
空き工場等活用支援事業補助金	空き工場等を活用して事業展開する方に対し、投下固定資産額の50%を支援 種別A：全雇用者数39人以内、上限額1,500万円 種別B：全雇用者数40人～79人、上限額2,000万円 種別C：全雇用者数80人以上、上限額3,000万円	《対象業種》 製造業、先端的農工商連携施設、情報サービス業、試験研究所 《主な要件》 投下固定資産2,000万円以上、延べ床面積500㎡以上、新規雇用者5人以上	
中小企業人材育成事業補助金	公的機関が実施する人材育成講座の受講にかかる経費の一部を助成 ■補助対象経費　受講料、教材費、交通費 ※ただし、受講料および教材費の合計が1万円以上ものが対象 ■補助率　1／2 ■補助限度額　1事業所あたり2万円	①次の機関が実施する人材育成講座を受講すること ・公益財団法人　ふくい産業支援センター ・独立行政法人　高齢・障害・求職者雇用支援機構　福井職業能力開発促進センター ②国・県等の人材育成に係る補助金等を受けていないこと ③市税を完納していること	
インターンシップ促進事業補助金	インターンシップを行う企業に対して、実施にかかる経費の一部を助成 ■補助対象経費　実習生の宿泊費 ※実習生1人につき、5，000円に実習期間中の宿泊日数を乗じた額を助成 ■補助限度額　1事業所あたり10万円	≪対象事業者≫ 市内で製造業、先端的農商工連携施設、情報サービス業、試験研究所を営む事業所 ≪補助要件≫ ①実習生1人につき、3日以上のインターンシップを実施すること ②インターンシップ実施期間中、市内で宿泊すること ③市税および国民健康保険税を完納している事業所であること	
小浜魅力発信・投資呼び込みプロジェクト （投資型クラウドファンディング活用支援）	投資型クラウドファンディングを活用する事業者に対して、その初期費用を支援 ■支援内容　投資型クラウドファンディングに係る初期費用全額 ※運営手数料、監査手数料は事業者負担	《対象事業者》 市の資源を活用した商品開発や魅力発信に資する事業展開への取り組みを目指す、市内事業者（市外事業者であっても、将来的に市内で事業所や店舗を構えるなど明確な事業計画を有する者も可）	

あわら市【助成制度】

制度名	支援内容	対象要件	問合せ・申込先
企業立地助成制度	魅力ある産業立地環境を整え、市内の産業の振興および雇用の機会の拡大を図ることを目的とした助成制度を用意しています。	【参考】 http://www.city.awara.lg.jp/mokuteki/industry/industry0201/p001037.html	【問合せ・申込先】 あわら市 経済産業部観光商工課 （電話）0776-73-8030
勤労者定住促進事業補助金	市外から転入した社員に借家等を貸し付けて雇用する市内企業を助成します。 ■助成額　10,000円／月／1世帯 ■助成限度期間　36月以内	■補助対象となる企業 ・市内で操業している企業（営利を目的とする事業を継続的に営む法人又は個人をいう。）であること。 ・市内で借家等を賃借し、社員に有償又は無償で貸し付けていること。 ・市税等を滞納していないこと。 ■補助対象となる社員（交付算定対象者） ・他の市町村から転入し、本市の住民基本台帳に記録されていること。又は、外国人登録原票に永住者若しくは特別永住者の在留資格を持って登録されていること。 ・転入の日において企業に雇用されていること。又は、転入の日から1月以内に企業に雇用されていること。 ・雇用保険法に規定する被保険者として届出されていること。 ・市税等を滞納していないこと。 【参考】 http://www.city.awara.lg.jp/mokuteki/life/life13/jigyosha/p001367.html	
キャッシュレス決済推進事業	クレジットカード・電子マネー決済端末導入に際して、費用の一部を助成します。 ■助成額　8万円以内、補助対象経費の2/3以内。	■対象者 ・市内に店舗を所有し、又は賃借して営業している中小企業者であること。 ・市税等の滞納がないこと。 ■対象業種 ・タクシー業　日本標準産業分類に掲げる『道路旅客運送業（大分類Hの中分類43）』に分類されるもののうち『一般乗用旅客自動車運送業（小分類432）』を行う事業 ・飲食料品小売業等　日本標準産業分類に掲げる業種のうち、『各種商品小売業（大分類Iの中分類56）』、『織物・衣服・身の回り品小売業（大分類Iの中分類57）』、『飲食料品小売業（大分類Iの中分類58）』又は『その他の小売業（大分類Iの中分類60）』に分類されるもののうち次のいずれかを行う事業をいう。 イ　観光客向けに商品等の販売を行っている事業 ロ　ふくいの伝統工芸品（国が指定する伝統的工芸品又は県が指定する郷土工芸品）の販売を行っている事業 ハ　中小企業地域資源活用プログラムに基づき福井県が認定する地域産業資源を使用又は活用した商品の販売を行っている事業 ・宿泊業　日本標準産業分類に掲げる『宿泊業（大分類Mの中分類75）』に分類されるもののうち『下宿業（小分類753）』又は『その他の宿泊業（小分類759）』を除く事業 ・飲食業　日本標準産業分類に掲げる『飲食店（大分類Mの中分類76）』に分類されるもののうち『バー、キャバレー、ナイトクラブ（小分類766）』を除く事業及び『持ち帰り・配達飲食サービス業（大分類Mの中分類77）』に分類される事業 ■対象経費 ICクレジットカード及び電子マネーの決済端末機の整備に要する経費 ・ICクレジットカード決済端末本体 ・暗証番号入力用のキーパッド ・電子マネー決済用の非接触リーダライタ　等	
企業立地に係る固定資産税の課税の特例	地域の強み（産業集積、観光資源、特産物、技術、人材、情報等）を活かした先進的な事業について、特定地域以外の地域で工場等の新・増設を行い、一定の要件を満たす企業に対して、新たに課す固定資産税を課税初年度から起算して3年間免除します	■対象要件 承認地域経済牽引事業のうち主務大臣の確認を受けたもの ■取得価額要件 農林漁業及びその関連業種 5,000万円 それ以外の業種　1億円	

あわら市【助成制度】

制度名	支援内容	対象要件	問合せ・申込先
就職困難者等雇用補助金	障害者雇用補助 市内に住所を有する障害者を雇用した場合、市内企業に助成します。 ■助成額　雇用1人につき50,000円	障害者雇用補助 ■対象要件 ・市内で操業している企業。 ・市税等を滞納していないこと。 ・障害者を6月以上常用雇用として雇用し、国の特定求職者雇用開発助成金第1期の支給が決定した事業主であること。 ・当該者が市内で勤務していること。 【参考】 http://www.city.awara.lg.jp/mokuteki/life/life13/jigyosha/p003680.html	【問合せ・申込先】 あわら市 経済産業部観光商工課 （電話）0776-73-8030
求人・求職者マッチング促進事業補助金 （インターンシップ応援補助金）	インターンシップ（職場体験）の機会を創出する市内企業や県外からのインターンシップ参加者の交通費の一部を補助します。 1.インターンシップ受け入れ企業への助成（受入補助金） ■助成額 1企業につき1日1万円、上限年間5万円。 2.インターンシップ参加者への助成（参加補助金） ■助成額 インターンシップに要した交通費の片道に相当する額。上限2万円。 参加者の県外居住地の最寄りのJR駅からJR芦原温泉駅までの乗車券及び自由席特急券相当の額（その額に1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額）。	1.インターンシップ受け入れ企業への助成 ■対象 高校生以上のインターンシップを受け入れた市内企業 2.インターンシップ参加者への助成 ■対象 市内企業のインターンシップに参加する県外からの参加者 【参考】 http://www.city.awara.lg.jp/mokuteki/life/life13/syukatu/p006588.html	
スモール・ビジネス支援事業補助金 （創業支援補助金）	市内で創業する人に対して、創業に要する経費の一部を助成します。 女性と高齢者については、2年目・3年目の助成も行います。 1.スタートアップ支援 ■助成額 1年目150万円以内、補助対象経費の2/3以内。 2.フォローアップ支援 ■助成額 2年目 女性と高齢者のみ。50万円以内、補助対象経費の1/2以内。 3年目 女性と高齢者のみ。30万円以内、補助対象経費の1/3以内。 ただし、他の補助事業との併用は認めない。	■対象者 市内に住所を有する創業者。代表者が市民である法人等創業者。第2創業者も含む。 ただし、2年目・3年目のフォローアップ支援の補助対象は、女性または65歳以上の高齢者に限る。 市内に事業所を設置すること。 市税等を完納していること。 補助対象期間内（年度内）に創業する方、または、平成30年4月1日の6ヶ月前の日以降に創業した中小企業者。 開業日から3年以降営業を継続すること。 ■対象経費 経営コンサルタント費、店舗改装・改修工事費(不動産の購入費は除く)、備品購入費（車両を除く）、リース費、広告宣伝費、法人設立に係る経費等 ■募集時期 1年目　平成30年4月16日～5月31日 2年目・3年目　平成30年5月31日までに申請してください	【問合せ・申込先】 あわら市商工会 （電話）0776-73-0248 （HP）http://www.shoko-awaracity.or.jp/ 【問合せ】 あわら市 経済産業部観光商工課 （電話）0776-73-8030 （HP） http://www.city.awara.lg.jp/mokuteki/industry/industry0401/p006589.html あわら市商工会を経由して市へ申込みいただきます。 創業や空き店舗での出店を考えている人は、まずは、あわら市商工会へご相談ください。

勝山市【助成制度】

制度名	支援内容	対象要件	問合せ・申込先
中小企業振興対策資金等利子補給金	市が行う融資制度全般および小規模事業者経営改善資金（マル経融資）のいずれかの融資を受けた事業者に対し、その利子補給金を交付します。 ■助成額 融資利率の1/2相当額（各年度10万円を限度とする） 補給期間は当初の3年以内 補給金は毎年3月に申請受付	市内の中小企業者 ■1企業1件の融資を対象 ■市税を完納していること ■契約に基づき元金および金利の返済を行っていること ■利率の変動によらず0.1%相当額以上は、必ず自己負担すること	【お問合せ】 勝山市 商工観光部商工振興課 （電話 0779-88－8105）
中小企業人材育成助成金	人材育成を図る中小企業者に各種人材育成講座受講料及びテキスト代の一部を助成交付することにより、市内中小企業者の体質強化を図ります。 ■助成額 受講料及びテキスト代の1/2（5万円限度）※1事業所あたり年10万円まで	■対象者 中小企業基本法第2条に規定する中小企業者で市内に事業所（本社・支社・営業所等）を構えている者 ※資本金額1億円以上の中小企業者及び国及び県等他の助成制度利用者は除く ■対象講座 1. 次の機関が実施する人材育成講座であること （1）（公財）ふくい産業支援センター （2）独立行政法人　高齢・障害・求職者雇用支援機構 （3）その他市長が適当と認める機関 2. スキルアップに必要な職業訓練となる講座であること ※ただし、新入社員研修及び資格取得講座は除く。 3. 講座の対象者が、中小企業者の役員若しくは従業員であること	
中小企業アドバイザー派遣助成金	創業者及び経営革新等を図る中小企業者等が抱える種々の問題（経営、技術、人材、情報化等）に対して診断助言専門家を派遣し、適正な診断助言を行うことにより問題の解決を図り、もって中小企業者等の多様で活力ある成長・発展を図ります。 ■助成額 対象経費の1／4 限度額　10万円	■対象事業者 中小企業法第2条に規定する中小企業者で市内に事業所（本社・支社・営業所等）を構えている者若しくは市内で創業を予定している者 ■対象事業 （公財）ふくい産業支援センターが実施する専門家派遣制度	
まちなか賑わい創出事業補助金	市内の商業団体自らが、集客促進の意欲を持って行う観光誘客、市民の消費拡大を目的とした店舗の売上向上、又は集客促進の事業を支援することによりまちなかの賑わいを創出し、地域経済の活性化を図ります。 ■補助金額 1. 施設整備事業 補助率　1/2 限度額　750万円 2. 活性化事業 補助率　1/2 限度額　50万円 ■交付回数 1団体につき年1回に限る。翌年も継続する事業については最大 3年間を限度（1団体につき1回のみ）	■対象者 商店街振興組合、または次の要件を全て備えた市長が認める商業団体 （1）市内の5店舗以上が会員となっている団体であること （2）構成員の4分の3以上が市内に住所を有していること （3）申請時に提出された事業計画の期間において継続的に活動していること ■対象事業 1. 施設整備事業 市の商業振興に役立つと市長が認める共同施設の整備を行う30万円以上の事業 2. 活性化事業 商業団体等が新規に行うイベント又は集客チラシ、商店街マップ、包装紙の作成等の事業であって、各店舗の売上向上及び集客促進つながると市長が認める10万円以上の活性化事業	
商業施設等出店促進事業補助金	市内の空地や空き家を活用して出店しようとする新規の事業主、又は新分野に進出しようとする事業主に対し、店舗の新築、増改築、改修又は模様替えの工事費及び店舗開設後の土地、建物の賃借料に対し補助金を交付します。 ■補助金額 1. 店舗改修等工事費 補助率　店舗改修等工事費の1/2以内 限度額　200万円（勝山市以外に住所を有する者　100万円） （景観形成地区は、景観創出事業の対象経費を除いた工事費が対象） 2. 賃貸料 補助率　1/2以内 限度額　月額5万円 補助対象期間　店舗開設の日が属する月の翌月から36カ月間 ※1，2とも開業から3年以内に廃業した場合は全額または一部返還	■対象者 市内の空地又は空家を活用して、サービスの提供等を行う商業施設を新規に出店し営もうとする者、又は新分野に進出し出店しようとする者 ※事前に商工会議所の創業塾等を受講し勝山商工会議所の推薦を得ることが必要。 ■対象事業 店舗開設に係る費用 1. 店舗改修等工事費 店舗部分の新築、増築、改築、改修又は模様替えの工事費 ※勝山市歴史的まちなみ景観創出事業の補助対象となる外観整備を実施する場合は景観創出事業を併用するものとする。 2. 賃貸料 店舗部分の土地・建物の賃借料（年間支払額）	

勝山市【助成制度】

制度名	支援内容	対象要件	問合せ・申込先
おもてなし商品開発等支援事業	新たなお土産物の開発または既存の特産品の付加価値を高め商品化することにより、地域の商工業の発展、観光の産業化、更には雇用の創出を図ります。 ■補助金額 1．商品開発・販路開拓支援事業 補助率　補助対象経費の2／3以内 限度額　100万円 2．外部専門家等への経費 補助率　外部専門家等（中小企業診断士、デザイナー等）派遣にかかる経費の10／10以内 限度額　20万円	■対象者 市内の地場産品・特産物及び恐竜や平泉寺などの勝山の地域資源を活用し、商品の開発または既存の商品の付加価値を高めようと意欲をもって取り組む者 ■対象事業 1．商品開発・販路開拓支援事業 おもてなし商品の開発、改良、販売事業及び情報発信事業 2．外部専門家派遣事業 商品開発・販路開拓支援事業を進めるにあたり、外部専門家等の指導を受ける事業	【お問合せ】 勝山市 商工観光部商工振興課 （電話 0779-88－8105）
小規模事業者キャッシュレス決済推進事業	北陸新幹線県内延伸に向けて増加する市外や海外からの観光客の消費喚起を図るため、飲食料品小売店等におけるクレジットカード及び電子マネーの決済端末機の整備に対して補助金を交付します。 ■補助金額 補助対象経費の2/3以内 限度額　12万円	■対象者 市内に住民登録がある個人又は市内に本社を有する法人で、市内に店舗を所有している中小企業者 ■対象業種 飲食料品小売業等、宿泊業、飲食業、タクシー業	
勝山市企業振興助成金制度	事業者の育成と企業の立地促進により、産業の振興や雇用機会の維持及び拡大を図るための奨励措置を講じる。 【参考】 勝山市HP 「労働・産業」→「企業誘致等」	■対象事業者 〇市内既存企業 〇新創業企業 〇誘致企業 ■対象業種 製造業以外に助成対象業種を拡大しました（H27.4.1～）。詳しくは勝山市HP 「労働・産業」→「企業誘致等」 「製造業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」 など ただし、別途要件がありますのでご注意ください。	【お問合せ】 勝山市 商工観光部 ふるさと創生・移住課 （電話 0779-88－8130）
空き工場等活用情報提供事業	勝山市（産業支援・雇用推進室）が、それぞれ市内の「空き工場」等の所有者からの物件情報と、市内で「空き工場」等を探している方（市民、団塊の世代Uターン者、起業家、事業者）の情報を市が登録・管理し、その情報を勝山市ホームページ等により、提供させていただく事業です。 【参考】 勝山市HP 「労働・産業」→「企業誘致等」	（登録できる物件の種類） 1　おおむね100坪以上、4メートル以上の道路に面していること。 2　工業用地に適していること。 3　建築後おおむね30年以内のもの。	
勝山市インキュベート施設事業	これから市内で開業しようとする方に、活動の場として勝山市市民交流センター内にあるインキュベート施設を低料金で提供します。	■対象者 これから市内で情報関連産業や専門・技術サービス業等を創業する、若しくは創業後3年以内の中小企業者又は個人主 ※事業活動の本拠を当該施設に置くこと ※空室がある場合のみ募集しています。 ■所在地 勝山市片瀬町1丁目402　勝山市市民交流センター3階	【お問合せ】 勝山市 商工観光部商工振興課 （電話 0779-88－8105）

越前町【助成制度】

制度名	支援内容	対象要件	問合せ・申込先
創業支援対策事業利子補給事業	町内にて新たに開業した者または現事業に加えて新たな分野の事業を行うため融資を受けたとき、それにより発生した利子の一部を補給する。 ■利子補給金・・・支払利子額の１/2 ■補給対象額 新規事業：利子補給対象限度額3,000万円　年利4％以内 新 部 門 ：利子補給対象限度額1,000万円　年利3％以内 ■利子補給期間 新規事業：3年 新 部 門 ：2年	《対象者》 次のいずれにも該当する方 ■資本金若しくは出資金3,000万円以下または従業員が100人以下の会社及び個人 ■越前町内の商工会員で、国、県および公庫等の制度資金または金融機関の融資を受けている者で、商工会の審査を得たもの ■町内に本社または本店を有する者 ■申請時において納期到来した町税等を完納している者 《補給対象融資》 ■店舗または工場を新設し、新たに事業を始めようとするための運転資金・設備資金 ■既に事業を行っている者が、新規部門の導入を行い、店舗または工場の増築または改築のための運転資金・設備資金 ■その他町長が適用と認める施設及び運転資金・設備資金	【お問合せ】 越前町役場　商工観光課 （電話 0778-34-8720）
商工業育成資金利子補給事業	町内の事業主が経営の安定又は改善および近代化のために受けた融資の利子に対し、その一部を補給する。 ■補給金・・・借入金額の0.3％以内 （一事業者の利子補給対象借入限度額　1,000万円）	《対象者》 次のいずれにも該当する方 ■越前町内で同一事業を1年以上経営している者 ■越前町内の商工会員、越前焼工業協同組合員及び準組合員である者 ■申請時において納期到来した町税を完納している者 ■越前町の健全な発展に貢献していると認められた者 《対象制度資金》 ■福井県制度資金　■日本政策金融公庫貸付　■福井県商工貯蓄共済制度資金 《対象となる期間》 毎年1月1日から12月31日までの期間に融資実行されたもの	
中小企業退職金共済制度加入 促進補助金	町内に事業所を有する中小企業の育成とその雇用する従業員の福祉の増進を図るため、事業主が新たに加入した退職共済の掛金の一部を補助する。 ■補助額 退職共済掛金の12か月分の額の２０％を補助する。補助が受けられるのは、新たに加入した月から1年間分のみ。	《対象者》 町内に事業所を有し、町税を完納している中小企業の方で、雇用する従業員を新たに加入させ、その掛金の支払実績が加入した月分から１２ヶ月間あること	
起業・創業促進支援事業奨励金	産業の活性化を図るため町内で新たに起業・創業した起業家に対し、奨励金を交付する。 ■補助額 1件につき２０万円。	《対象者》 下記の各号いずれかに該当する起業家。 ■町内に営業所を有し、申請時、越前町商工会員であり、起業の日から1年以上経営継続の見込みのある個人であって、税金の滞納がない起業家。 ■町内に営業所を有し、申請時、越前町商工会員であり、起業の日から1年以上経営継続の見込みのある法人であって、税金の滞納がない起業家。 ただし、下記にあたる起業家は対象としない。 ■風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）に基づく届出を要する起業家。 ■法人においては、社名又は代表者変更となる起業家。 ■親に代わって、子及び親族が経営者となる起業家。 ■仮設テント、仮設店舗で事業を行う起業家。 ■その他町長が適切でないと判断する事業を行う起業家。	
空き店舗活用事業補助金	町内の空き店舗の解消及び商業の活性化を推進するため、空き店舗を改装し、店舗として活用する新規出店者に対し、改修費、店舗運営費、販売促進費などを助成する。 ■補助額 ・店舗の改装及び設備・機器などの設置に係る経費　経費の2/3以内の額（上限50万円） ・店舗の運営に係る経費（家賃・賃借料・リース料・光熱水費・通信運搬費） （1年目）経費の2/3以内の額（上限月額5万円） （2年目）経費の1/2以内の額（上限月額3万円） ・販売促進に係る経費（宣伝広告費・イベント事業費・営業活動費） （1年目）経費の2/3以内の額（上限年間10万円） （2年目）経費の1/2以内の額（上限年間6万円）	《対象者》 ■商工会及び関係団体等が運営する店舗又は、新規出店者が行う補助対象業種に該当し、3年以上継続して営業を行うこと。 ■越前町商工会の会員であること。 ■町内で営業している店舗から空き店舗へ移転したことにより、移転前の店舗を空き店舗としていないこと。 ■店舗所有者と同一世帯もしくは生計を同じにしていない方または、2親等以内の親族でないこと。 ただし、下記にあたる場合は対象としない。 ■風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に定める営業を行おうとするもの ■フランチャイズ等のチェーン方式による営業を行おうとするもの ■税金を滞納しているもの ■その他町長が不適当と認める種類の営業を行ってるもの	

永平寺町【助成制度】

制度名	支援内容	対象要件	問合せ・申込先
販路開拓支援事業補助金	■補助金額 対象経費の3分の2以内、5万円限度 ■対象経費 ①会場借上費 ②展示装飾費 ③製品、資材等の梱包または運搬に要する経費 ④広報物製作費　　外	・町内で製造、加工、開発された製品およびサービス等を、県外において展示会、見本市などの催事に出展するための費用について補助を行う。	【お問合せ】 永平寺町商工観光課 （電話 0776-61-3921）
チャレンジ企業支援事業補助金	■補助金額 対象経費の2分の1以内 対象経費60万円以上150万円未満50万円限度、150万円以上100万円限度 ■対象経費 ①原材料費 ②講師の招聘に要する経費 ③職員研修費 ④委託料 ⑤設備購入、リース料　　外	・地域資源を活かした新たな名産品、土産品、農商工連携品等の開発、または新たな技術やアイデアによる新製品の開発を行う事業者に対して補助を行う。 ・チャレンジ企業支援事業審査委員会において、認定された事業であること。	
商店街等活性化推進事業補助金	■補助金額 対象経費の3分の2以内、600万円限度 ■対象経費 ①店舗賃借料 ②商品開発費 ③店舗改装費 ④施設等整備費 ⑤備品購入費　　外	・福井国体や北陸新幹線延伸により、今後増加が見込まれる県外や海外からの観光客の県内における消費拡大と地域住民の県内消費拡大を　図るため、商店街等の必要な整備を支援する。 ・商店街等が実施する公共空間の整備やソフト事業、共同店舗における高齢者等の買い物促進のための施設整備、ソフト事業等に対して補助を行う。	
企業立地促進助成金制度	永平寺町内で事業施設を建設する場合、要件を満たせば奨励措置を講ずることができる。 ①用地取得助成金 取得費の20%以内で5，000万円を限度 ②事業施設設置助成金 操業開始後3年間に賦課された固定資産税相当額 ③雇用促進助成金 操業開始後2年以内の新規雇用者（町内在住）一人あたり30万円	①操業開始時の町内居住新規雇用者3人以上　・用地取得後3年以内に操業開始・公害防止措置 ②　〃　・投下固定資産額が50,000千円以上であること ③　〃　・用地取得又は借地面積3,000㎡以上 詳細な交付要件については、お問合わせ下さい。	【お問合せ】 永平寺町総合政策課 （電話 0776-61-3943）

若狭町【助成制度】

制度名	支援内容	対象要件						問合せ・申込先
原子力発電地域施設等周辺地域企業立地支援給付金	電力料金に対する給付金。募集は年2回（4月頃と10月頃に半期づつ募集）。 電気料金の約半額を補助。（＊初回の申込の場合、町の推薦が必要）	・電力契約の新設または増設が完了していること。 ・雇用者数（常用雇用者）が、3名以上増加している事。						【お問合せ】 若狭町総合戦略課 （電話0770－45－9112）
企業振興条例	投下固定資産×25% 但し限度額は下記のとおり ○製造業および運輸業 3千万円 （総交付限度額3千万円） ○情報サービス業 3千万円 （総交付限度額3千万円） ○試験研究所 3千万円 （総交付限度額3千万円）	【場所】	【業種】	【区分】	【投下固定資産】	【新規雇用者数】	【対象経費】	
		工業地域、工場適地、農村工業導入地域、企業立地計画の集積区域その他町長が特に必要と認める地域	製造業および運輸業	－	3千万円以上 （移転の場合は純増分） 敷地面積1,500㎡または建築床面積500㎡以上	新設：5人以上 増設・移転：3人以上	①土地の取得費 ②事業所建設費 ③償却資産取得費	
			情報サービス業	－	2千万円以上 （移転の場合は純増分）			
			試験研究所	－	3千万円以上 （移転の場合は純増分）			

美浜町【助成制度】

制度名	支援内容	対象要件	問合せ・申込先
中小企業経営安定資金利子補給制度	中小企業経営安定資金融資制度の融資を受けた事業者に利子の一部を補給する。 ■補給率 融資開始より7年間の限度で年1回、1～12月分の利率の1.5%を補給	■対象者 下記の要件を満たす、中小企業経営安定資金融資制度により融資を受けた事業者 ・本町内で1年以上継続して事業を営んでいること。 ・町税を完納していること。 ・資金の返済について、契約に基づき遅滞なく元金及び利子の返済を行っていること。	【お問合せ】 美浜町 商工観光課 電話 0770-32-6705
美浜町創業支援資金利子補給制度	美浜町創業支援資金融資制度の融資を受けた事業者に利子の一部を補給する。 ■補給率 融資開始より5年間の限度で年1回、1～12月分の利率の1.0%を補給	■対象者 下記の要件を満たす、美浜町創業支援資金融資制度により融資を受けた事業者 ・融資要綱の規定による融資を受けた個人又は中小企業であること。 ・町内に住所を有する者又は町内に事業所を有する中小企業者等にあっては、町税等を完納していること。 ・資金の返済について、取扱金融機関との契約に基づき遅滞なく元金及び利子の返済を行っていること。	
中小企業退職金共済制度掛金補助金制度	退職金共済制度に加入した従業員を有する事業主に対し補助する。 ■補助額 退職金共済契約が効果を生じた日の属する月から12ヶ月、掛金の20%を補助	■対象者 下記の要件を満たす、中小企業退職金共済制度の掛金を支払った事業者 ・本町内で1年以上継続して事業を営んでいること。 ・従業員の数が50人以下であること。 ・町税を完納していること。	

おおい町【助成制度】

制度名	支援内容	対象要件	問合せ・申込先
企業振興対策事業 企業立地助成金	≪補助率≫ 25%以内 ≪交付限度額≫ 新設1：3億円 新設2・増設・移設：3千万円	《対象者》 本町内に工場または店舗を新設・増設・移設する製造業、卸売・小売業、サービス業を営む者。 （卸売・小売業、サービス業は指定地域に限る。） 《対象規模》 ■新設1：投下固定資産総額3億円以上、新規雇用者　指定事業者となった日から事業開始後6ヵ月以内に15人以上 ■新設2：投下固定資産総額3千万円以上、新規雇用者　指定事業者となった日から事業開始後6ヵ月以内に5人以上 でかつ、敷地面積1,000㎡以上または建築面積300㎡以上 ■増設：　投下固定資産総額1千万円以上、新規雇用者　指定事業者となった日から事業開始後6ヵ月以内に3人以上 ■移設：　投下固定資産総額1千万円以上 1．要件：土地については事業開始の日以前3年以内に取得していること 2．対象：用地・建物の取得費、用地造成費、建物建設費、機械設備等設置費、緑化費	【お問合せ】 おおい町役場商工観光振興課 （電話 0770-77-4056）
企業振興対策事業 借地助成金	≪補助率≫ 1／2（5年間） ≪交付限度額≫ 2千万円	《対象者》 本町内に工場または店舗を新設・増設・移設する製造業、卸売・小売業、サービス業を営む 者。（卸売・小売業、サービス業は指定地域に限る。） 《対象規模》 ■新設・増設・移設：企業立地助成金の交付要件に該当する企業で、敷地面積3,000㎡以上 または建築面積1,000㎡以上 1．対象：工場等を建設するための用地の賃借料	
企業振興対策事業 雇用奨励助成金	≪補助率等≫ 50万円／1人 ≪交付限度額≫ 3千万円	《対象者》 本町内に工場または店舗を新設・増設・移設する製造業、卸売・小売業、サービス業を営む 者。（卸売・小売業、サービス業は指定地域に限る。） 《対象規模》 ■新設・増設・移設：企業立地助成金の交付要件に該当する企業 1．対象：おおい町に住民登録をしている新規雇用者	
企業振興対策事業 建設資金等利子補給金	≪補助率≫ 1／2（5年間） ≪交付限度額≫ 3千万円	《対象者》 本町内に工場または店舗を新設・増設・移設する製造業、卸売・小売業、サービス業を営む 者。（卸売・小売業、サービス業は指定地域に限る。） 《対象規模》 ■新設・増設・移設：企業立地助成金の交付要件に該当する企業 1．対象：企業立地助成金の助成対象経費に充てるための借入金利子	
I・J・Uターン等起業促進支援事業補助金	≪補助率≫ 2／3 ≪補助上限額≫ 500万円	《対象者》 町内において新たに起業または二次創業を行う者。 1．対象：事務所等賃借料、設備費、修繕費、解体費、原状回復費、謝金、知的財産権等関連経費、 販売促進費、登記費、調査費、旅費、委託費、その他の経費　（税の性質を有するものを除く）	

高浜町【助成制度】

制度名	支援内容	対象要件	問合せ・申込先
創業促進支援事業補助金	《補助内容》 新たに起業・創業や第二創業を行う町内の方に対して、要する経費の一部を補助します。 《補助率》 対象経費の2／3 《限度額》 １００万円	《対象者》 １．町内で起業・創業を行う中小企業者及び個人事業者の方 ２．既に事業を営んでいる中小企業・個人事業者において、後継者が先代から事業を引き継いだ場合などに事業転換や新事業・新分野に進出する第二創業を行う方 ※業種の制限なし（小売店・一般飲食店含む） 《対象経費》 人件費、申請書類作成等経費、店舗賃貸料、設備費、調査費、広報費、謝金、旅費　等	【お問合せ】 高浜町産業振興課 （電話0770-72-7705）
販路開拓支援事業補助金	≪補助率≫ 対象経費の2／3 ≪限度額≫ １０万円	《対象者》 町内の中小企業者及び個人事業主 《補助対象事業》 自社製品等の販路開拓のために、展示会等の催事場に出展し、対面販売・商談等を行う事業 《対象経費》 出展費、展示装飾費、輸送費、広報物製作費、旅費、宿泊費　等	

南越前町【助成制度】

制度名	支援内容	対象要件	問合せ・申込先
企業設備近代化資金利子補給事業	製造、建設、小売またはサービスを業とする者が設備の近代化に要する資金の融資を受けた場合に、当該支払利子の80%以内を補給する。 ■利子補給対象融資額 （1）店舗又は工場の新築及び増改築　1,000万円～5,000万円 （2）機械器具（建設機械を含む。）の購入及び入替　500万円～3,000万円 ■利子補給期間 貸付の日から5年間	■対象となる方 商工会を経由し、政府系金融機関及び県の融資制度並びに福井県商工共済協同組合から融資を受けた者。 ■対象事業 （1）店舗又は工場の新築及び増改築 （2）機械器具（建設機械を含む。）の購入及び入替	【お問合せ】 南越前町観光まちづくり課 （電話 0778-47-8002）
小売商業設備近代化利子補給事業	小規模商業者（従業員5人以下の小売又はサービス業）が設備の近代化に要する資金の融資を受けた場合に、支払利子の80%以内を補給する。 ■利子補給対象融資額 100万円～500万円 ■利子補給期間 貸付の日から5年間	■対象となる方 商工会を経由し、政府系金融機関及び県の融資制度並びに福井県商工共済協同組合から融資を受けた者。 ■対象事業 （1）店舗の新築及び増改築 （2）機械器具の購入及び入替	
中小企業経営安定資金利子補給事業	中小企業経営安定資金の融資を受けた者に対して設備資金については支払利子の80%以内を、運転資金については支払利子の50%以内を補給する。	中小企業経営安定資金の融資を受けた者で、返済が確実な者。	
空き工場等活用助成金	■支援内容 取得　：土地、家屋及び償却資産の売買契約額の30%（特に町長が認めたものは80%） 賃貸　：賃借料の2分の1以内（60月を限度） ■交付限度額 取得　：5，000万円以内 賃貸　：20万円／月	次の（1）～（6）の全てを満たす者 （1）製造業、運輸業、卸売業、小売業、植物工場による農業その他町長が住民福祉の向上又は商工業振興上必要と認める事業を行う者 （2）事業に必要な許可等を取得(見込みを含む)していること （3）空き工場の活用において南越前町工業振興条例による助成金の交付を受けていないこと （4）町税を滞納していないこと （5）原則として5人以上の新規常用雇用で、かつ、うち町内に住所を有する者で新規常用雇用の2分の1以上の雇用が見込めること。 （6）操業を開始した日から起算して、10年以上操業を継続すること	

池田町【助成制度】

制度名	支援内容	対象要件	問合せ・申込先
池田町企業支援事業補助金（創業支援型）	■観光関連産業など、池田町の地域課題解決につながる企業を応援します。 町内に本店を設立する法人が、町内の地域課題解決に寄与する事業を創業するとき、店舗等の新築や改造に要する経費等の一部を補助します。 ■補助額 補助金の額の合計は350万円以上700万円以内とし、補助率は70パーセント以内とします。 ■補助対象経費 設計費、建築費、改築費等	■対象事業 観光関連産業など、池田町の地域課題解決に寄与すると認められた事業 ※ただし、ネットショップ、ネットストアーのみの事業は除きます。 ■対象者 以下の1～4すべてに該当する事業者の方が対象となります。 1. 創業に伴う店舗等の新築（中古購入を含む。）または改造を使用とすること 2. 町内に本店を持つ法人、又は町内に本店を持つ法人の設立を予定していること 3. 常時従業員が10人以下の小規模事業者であること 4. 住民税等の滞納がないこと	【お問合せ】 池田町役場　特命政策課 TEL：0778-44-8210 （HP）http://www.town.ikeda.fukui.jp
池田町企業支援事業補助金（経営高度化支援型）	■観光関連産業など、池田町の地域課題解決に取り組む企業を応援します。 町内に本店を持つ法人が、町内の地域課題解決に寄与する経営高度化計画を実行する際に、店舗等の新築や改築に要する経費等の一部を補助します。 ■補助額 補助金の額の合計は350万円以上700万円以内とし、補助率は70パーセント以内とします。 ■補助対象経費 設計費、建築費、改築費等	■対象事業 観光関連産業などで、地域課題解決に寄与すると認められた事業 本補助金を活用することによって、経営高度化（既存事業の質的又は量的な向上をいう。）を実現するとともに、売上の増加や雇用拡大が見込まれる事業 ※ネットショップ、ネットストアーのみの事業は除く。 ■対象者 以下の1～5すべてに該当する事業者の方が対象となります。 1. 経営高度化に伴う店舗等の新築（中古購入を含む。）又は改造を行うこと 2. 今後5年以上経営を持続する見込みがあること 3. 町内に本店を持つ法人、又は町内に住民票を有する個人事業主で町内に本店を持つ法人の設立を予定していること 4. 常時従業員が10人以下の小規模事業者であること 5. 住民税等の滞納がないこと	
地域資源活用商品開発支援事業	■地域資源を活用した商品開発を応援します。 池田町内の事業者が、池田町の農林水産物などの地域資源を活用して商品開発を行ったとき、対象経費の7割を補助します。 ■補助額 対象経費の70%以内で、35万円を限度とします。 ■補助対象経費 資機材購入費、広告宣伝費、専門家の報償費（旅費）、原材料費等	■補助対象事業 ①新商品開発事業 （新商品、新サービスの開発から販路開拓までの事業化に向けた一連の取組み） ②ブランド化推進事業 （既存商品の付加価値を高める調査・研究・デザイン向上・販路拡大に向けた一連の取組み） ③ビジネスモデル構築事業 （地域資源を活用したコニュニティビジネスモデル等の創出に向けた調査・研究の取組み） ■対象者 池田町に住居または活動拠点を置く個人、団体等 町税等の滞納がないこと	
ウエルカム・ニューフェイス事業	■池田町後継者育成支援事業 町内事業者が後継者を育成・確保することにより、技術の継承やあたらな事業展開に挑戦することができるよう、新規に事業後継者を雇用した場合に、その雇用経費の一部を最大2年間助成します。 ■助成金額 1事業者あたり後継者1人に限り、24カ月間で160万円を上限（前払制度有）とします。 ただし、後継者が雇用主の親族の場合は、12カ月間で80万円を上限とします。 ■助成対象経費 事業継続のために新規に事業後継者を雇用した場合の人件費（給与手当、社会保険料等） ただし、後継者となれる人は以下の通りです。 ①交付申請後に新規に雇用された40歳未満（雇用時）の方 ②3年以上の雇用計画により採用された月給制の社員 ③社会保険、雇用保険等に加入していること	■対象者 次の1～5全てに該当する方 ①町内で事業活動を営んでいること ②町内に住所のある個人または本社がある法人であること ③青色申告をしていること ④町税等の滞納がないこと ⑤小規模事業者であること ※ただし、事業の主たる売り上げのうち、公共事業によるものの割合が過去3年間において5割以上を占める年がある事業者は交付対象者とはなれません。 ■助成金の返還について 助成金の交付を受けてから12カ月以上継続して雇用されない場合は、助成金の半額を変換しなければならないものとしています。	【お問合せ】 池田町役場　産業振興課 TEL：0778-44-8005 （HP）http://www.town.ikeda.fukui.jp
営業促進バックアップ事業	■小規模事業者の営業活動を応援します。 池田町内の小規模事業者が新たな販路獲得のため、町外で催される物販会、商談会、展示会に参加するときの費用の一部を補助します。 ■補助額 対象経費の80%以内で、1回の限度額を10万円、年度の限度額30万円です。 限度額に達するまで何回でも利用できます。 ■補助対象経費 会場借料、設備リース料、参加負担金、旅費等	■補助対象事業 （1）町外で開催される物販・商談・展示会などに参加する事業 （2）町外で独自に商談会・展示会などを開催する事業 ■対象者 1～4全てに該当する事業主の方 ①町内で事業活動を営んでいること ②町内住所のある個人または本社がある法人 ③町税等の滞納がないこと ④国・県等の同種の制度を活用していないこと	
小規模事業者経営改善資金（マル経資金） 利子補給事業	■経営の安定化を支援します。 マル経資金により資金を借り受けた町内の事業者に対して、実質借入が0.1パーセントとなるよう利子補給金を交付 し、経営の安定化を支援します。 ■利子補給額 貸付利率のうち最初の3年間について、支払利子額から他の制度による利子補給額を減じた額に、事業者負担額 0.1パーセントを減じた額。	■対象者 次の1～4全てに該当する方 1. 町内で事業活動を営んでいること 2. 町内に住所のある個人、又は本社が法人であること 3. 町税の滞納がないこと 4. 池田町商工会の推薦により小規模事業者経営改善資金（マル経資金）の貸付を受けた小規模事業者 ただし、事業の主たる売り上げの内、公共事業によるもの及びそれらに準じるものの割合が、過去3年間において5割以上を占める年がある事業者は交付対象になることができません。	

お問い合わせ先一覧

平成30年4月現在

県の機関

部　署　名	郵便番号	住　　所	TEL
産業労働部 産業政策課	910-8580	福井県福井市大手3-17-1	0776-20-0367
産業労働部 新産業創出課	910-8580	福井県福井市大手3-17-1	0776-20-0537
産業労働部 企業誘致課	910-8580	福井県福井市大手3-17-1	0776-20-0365
産業労働部 地域産業・技術振興課	910-8580	福井県福井市大手3-17-1	0776-20-0370
産業労働部 労働政策課	910-8580	福井県福井市大手3-17-1	0776-20-0389
観光営業部 観光振興課	910-8580	福井県福井市大手3-17-1	0776-20-0380
福井県ビジネス支援センター ふくい南青山291 （県産品アンテナショップ）	107-0062	東京都港区南青山5-4-41	03-5778-0291
福井県工業技術センター	910-0102	福井県福井市川合鷲塚町61字北稲田10	0776-55-0664
福井県立福井産業技術専門学院	910-0829	福井県福井市林藤島町20-1-3	0776-52-2120
福井県立敦賀産業技術専門学院	914-0037	福井県敦賀市道口19-2-1	0770-22-0143

市町産業労働担当課

部　署　名	郵便番号	住　　所	TEL
福井市 商工振興課	910-8511	福井県福井市大手3-10-1	0776-20-5325
福井市 企業立地推進室	910-8511	福井県福井市大手3-10-1	0776-20-5143
福井市 しごと支援課	910-0858	福井県福井市手寄1-4-1	0776-20-5321
敦賀市 商工貿易振興課	914-8501	福井県敦賀市中央町2-1-1	0770-22-8122
小浜市 商工観光課	917-8585	福井県小浜市大手町6-3	0770-53-9705
大野市 商工観光振興課	912-8666	福井県大野市天神町1-1	0779-66-1111
勝山市 商工振興課	911-8501	福井県勝山市元町1-1-1	0779-88-8105
鯖江市 商工政策課	916-8666	福井県鯖江市西山町13-1	0778-53-2229
あわら市 観光商工課	919-0692	福井県あわら市市姫3-1-1	0776-73-8030
越前市 産業政策課	915-8530	福井県越前市府中1-13-7	0778-22-3047
坂井市 観光産業課	919-0592	福井県坂井市坂井町下新庄1-1	0776-50-3153
永平寺町 商工観光課	910-1192	福井県吉田郡永平寺町松岡春日1-4	0776-61-3921

市町産業労働担当課

部　署　名	郵便番号	住　　所	ＴＥＬ
池田町 総務政策課	910-2512	福井県今立郡池田町稲荷35-4	0778-44-8004
南越前町 観光まちづくり課	919-0292	福井県南条郡南越前町東大道29-1	0778-47-8002
越前町 商工観光課	916-0192	福井県丹生郡越前町西田中13-5-1	0778-34-8720
美浜町 商工観光課	919-1192	福井県三方郡美浜町郷市25-25	0770-32-6705
高浜町 産業振興課	919-2292	福井県大飯郡高浜町宮崎86-23-2	0770-72-7705
おおい町 商工観光振興課	919-2111	福井県大飯郡おおい町本郷136-1-1	0770-77-4056
若狭町 総合戦略課	919-1393	福井県三方上中郡若狭町中央1-1	0770-45-9112

県内の支援機関

部　署　名	郵便番号	住　　所	ＴＥＬ
福井商工会議所 中小企業総合支援センター	918-8580	福井県福井市西木田2-8-1	0776-33-8283
敦賀商工会議所 中小企業相談所	914-0063	福井県敦賀市神楽町2-1-4	0770-22-2611
武生商工会議所 商工相談所	915-8522	福井県越前市塚町101	0778-23-2020
大野商工会議所 中小企業相談所	912-0083	福井県大野市明倫町3-37	0779-66-1230
勝山商工会議所 中小企業相談所	911-0804	福井県勝山市元町1-18-19	0779-88-0463
小浜商工会議所 中小企業相談所	917-8533	福井県小浜市大手町5-32	0770-52-1040
鯖江商工会議所 中小企業経営相談所	916-8588	福井県鯖江市本町3-2-12	0778-51-2800
福井県商工会連合会 経営支援課	910-0004	福井市宝永4丁目9-14	0776-23-3658
あわら市商工会	919-0621	福井県あわら市市姫1-9－21	0776-73-0248
坂井市商工会	919-0521	福井県坂井市坂井町下新庄2-10-1	0776-66-3324
永平寺町商工会	910-1133	福井県吉田郡永平寺町松岡春日1-15	0776-61-0456
福井東商工会	910-2165	福井県福井市東郷二ヶ町7-10-3	0776-41-0206
福井北商工会	910-0147	福井県福井市下森田町3-36	0776-56-1610
福井西商工会	910-3621	福井県福井市小羽町27-7	0776-98-5555
越前町商工会	916-0215	福井県丹生郡越前町織田42字信景54	0778-36-0800
越前市商工会	915-0242	福井県越前市粟田部町11-9	0778-43-0877
池田町商工会	910-2516	福井県今立郡池田町山田18-15-3	0778-44-6342
南越前町商工会	919-0224	福井県南条郡南越前町西大道19-42	0778-47-2174
わかさ東商工会	919-1333	福井県三方上中郡若狭町中央1-5	0770-45-0222

県内の支援機関

部　署　名	郵便番号	住　　所	ＴＥＬ
おおい町商工会	919-2111	福井県大飯郡おおい町本郷119-6-6	0770-77-0135
高浜町商工会	919-2229	福井県大飯郡高浜町三明1-36-1	0770-72-0226
福井県中小企業団体中央会	910-0005	福井県福井市大手3-7-1 繊協ビル内	0776-23-3042
(独)日本貿易振興機構(ジェトロ) 福井貿易情報センター	918-8004	福井県福井市西木田2-8-1 福井商工会議所ビル内	0776-33-1661
(一社)福井県発明協会 知財総合支援窓口	910-0102	福井県福井市川合鷲塚町61字北稲田10	0776-55-2100
福井県職業能力開発協会	910-0005	福井市松本3丁目16-10 福井県職員会館ビル内	0776-27-6360
(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構 福井職業訓練支援センター	915-0853	福井県越前市行松町25-10	0778-23-1010
福井県中小企業再生支援協議会	918-8580	福井県福井市西木田2-8-1 福井商工会議所ビル内	0776-33-8293
(公財)若狭湾エネルギー研究センター	914-0192	福井県敦賀市長谷64-52-1	0770-24-2300

信用保証協会・政府系金融機関

部　署　名	郵便番号	住　　所	ＴＥＬ
福井県信用保証協会 保証一課	918-8004	福井県福井市西木田2-8-1 福井商工会議所ビル内	0776-33-1800
日本政策金融公庫 福井支店 中小企業事業	918-8004	福井県福井市西木田2-8-1 福井商工会議所ビル内	0776-33-0030
日本政策金融公庫 福井支店 国民生活事業	918-8004	福井県福井市西木田2-8-1 福井商工会議所ビル内	0776-33-1755
日本政策金融公庫 武生支店 国民生活事業	915-0802	福井県越前市北府3-1-5	0778-23-1133
(株)商工組合中央金庫 福井支店	910-0005	福井県福井市大手3-14-9	0776-23-2090

大学等

部　署　名	郵便番号	住　　所	ＴＥＬ
福井県立大学 地域経済研究所	910-1195	福井県吉田郡永平寺町松岡 兼定島4-1-1	0776-61-6000
福井大学 文京キャンパス 総務部　研究推進課産学官連携係	910-8507	福井県福井市文京3-9-1	0776-27-8881
福井工業大学 産学共同研究センター	910-8505	福井県福井市学園3-6-1	0776-29-7834
国立高等専門学校機構 福井工業高等専門学校	916-8507	福井県鯖江市下司町	0778-62-1111

今後とも、より一層皆様にとって使いやすいガイドブックの作成に努めて参りますので、本冊子についてお気づきの点などございましたら、下記までご連絡ください。

公益財団法人 ふくい産業支援センター　総務部
TEL：0776－67－7414（直通）
FAX：0776－67－7419
〒910－0296
福井県坂井市丸岡町熊堂3－7－1－16
ソフトパークふくい　福井県産業情報センタービル4F